

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉田 菜摘子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4785

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約8,655億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）
（約7,817億円）を上限とします。
Cクラス受益証券100億米ドル（約1兆2,118億円）を上限とします。

（注）豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2015年8月31日現在の株
式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝86.55円、1
NZドル＝78.17円および1米ドル＝121.18円）によります。以下、豪ド
ル、NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれに
よります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・マスター・セレクト・グローバル・リート・ファンド（「野村ドイツ・グローバルREIT投信」と称することがあります。）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面のＡクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券です。（以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。追加型です。なお、

Ａクラス受益証券を「野村ドイツ・グローバルREIT投信 豪ドル建て」、「グローバルREIT 豪ドル建て」、「豪ドル受益証券」、

Ｂクラス受益証券を「野村ドイツ・グローバルREIT投信 NZドル建て」、「グローバルREIT NZドル建て」、「NZドル受益証券」、

Ｃクラス受益証券を「野村ドイツ・グローバルREIT投信 米ドル建て」、「グローバルREIT 米ドル建て」、「米ドル受益証券」という場合があります。）

ファンド証券について、管理会社（以下に定義します。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,655億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約7,817億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆2,118億円）を上限とします。

（注）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

当該クラスの受益証券１口当りの発行価格は、申込みが受領されたファンド営業日（以下に定義します。）に計算される受益証券１口当り純資産価格とします。

発行価格は下記（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（５）【申込手数料】

申込手数料は以下のとおりです。

購入口数	購入時手数料
10万口未満	申込金額の3.78%（税込）
10万口以上30万口未満	申込金額の2.70%（税込）
30万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

（６）【申込単位】

豪ドル受益証券 100口以上 1口単位

NZドル受益証券 100口以上 1口単位

米ドル受益証券 100口以上 1口単位

（７）【申込期間】

2015年10月31日（土曜日）から2016年10月31日（月曜日）まで

ただし、各ファンド営業日に申込みの取扱いを行います。

（注）継続申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社（以下「野村證券」または「販売会社」といいます。）

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（9）【払込期日】

投資家は、約定日（販売会社が、お申込みの注文の成立を確認した日。通常、お申込みを受付けた日の翌国内営業日となります。）から起算して6国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

（10）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（注）申込金の総額は、販売会社により、ファンドの保管会社（以下に定義します。）の口座に、申込日から起算して7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日に払い込まれます。

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年3月29日付の受益証券販売・買戻契約（2015年10月5日付で修正済（2015年10月31日効力発生））（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）を日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に提出し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類をJSDAに提出する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資家は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資家に交付し、投資家は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、買付代金は、外貨で支払うこともできます。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主にREIT等（以下に定義します。）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することです。野村アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT等に投資を行い、同時に豪ドル受益証券とNZドル受益証券に関しては一定の為替取引（以下に定義します。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指します。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。

b. ファンドの性格

ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドと管理会社との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付（2015年10月30日効力発生）の修正証書により修正済）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属する1つもしくは複数のポートフォリオであるシリーズ（以下それぞれを「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。ただし、トラストおよびシリーズ・トラストのいずれもケイマン諸島の法律上の独立した投資信託ではありません。本書は、マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書（以下合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成されるシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設定されました。

管理会社は、ファンドの受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格の計算、ファンドの信託財産からの（もしあれば）分配の支払ならびにファンドの信託財産を構成する資産の投資のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2009年8月7日	マスター信託証書締結
2010年3月19日	追補証書締結
2010年5月28日	ファンドの運用開始
2015年9月30日	修正証書締結
2015年10月30日	2015年9月30日付修正証書の効力発生

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited) (以下「受託会社」または「事務代行会社」といいます。)	受託会社および事務代行会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。2009年8月7日付で管理会社との間で事務代行会社契約（契約の対象にファンドを追加するため、2010年3月31日付で修正済）（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注 ¹ ）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) (以下「保管会社」または「副事務代行会社」といいます。)	保管会社および副事務代行会社	2009年8月7日付で受託会社との間で保管契約（契約の対象にファンドを追加するため、2010年3月31日付で修正済）（以下「保管契約」といいます。）（注 ² ）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2009年8月26日付で事務代行会社との間で副事務代行会社契約（随時修正されます。）（以下「副事務代行会社契約」といいます。）（注 ³ ）を締結。ファンドの管理業務の委託について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および販売会社	2010年3月29日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年5月20日付（2015年6月26日付で効力発生）の変更契約で修正済）（以下「代行協会員契約」といいます。）（注 ⁴ ）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注 ⁵ ）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2010年3月19日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注 ⁶ ）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。
RREEF アメリカ・エル・エル・シー (RREEF America L.L.C.) (以下「副投資顧問会社」といいます。)	副投資顧問会社	2010年3月19日付で投資顧問会社との間で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約」といいます。）（注 ⁷ ）を締結。ファンドに関する副投資顧問業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) (以下「名義書換代行会社」といいます。)	名義書換代行会社	副事務代行会社契約に基づいて名義書換代行会社が任命されています。

(注¹) 事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび名義書換代行サービスを含む管理業務一般を遂行する契約です。

(注²) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンド資産の保管等の保管業務を提供することを約する契約です。

(注³) 副事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドの会計および管理業務を副事務代行会社に対し委託する契約です。

- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書のJSDAに対する提出および販売会社への送付、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類のJSDAに対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- (注6) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行うことを約する契約です。
- (注7) 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、ファンドの資産（REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。）の投資について責任を負う契約です。

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ビークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社

- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社

管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

()事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

()資本金の額（2015年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,102万円）で、2015年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約340万円）の記名式株式15株を発行済です。

(注) ユーロの円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.06円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

()会社の沿革

1991年7月8日設立。

()大株主の状況

（2015年8月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー （Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 （Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）	株 15	% 100.00

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の１つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の１ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにしなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリン

グ防止規制（以下に定義します。）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の１ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の１ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから６ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後６ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- （ ）ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島（PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands)）です。ファンドの会計監査は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- （ ）ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- （ ）受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- () ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- () ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- () ファンドの名称およびすべての旧名称
- () 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- () 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- () 純資産額
- () 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- () 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- () 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- () 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- () ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、決算日付の純資産価格となります。各ファンド営業日における純資産価格は、原則として、受益者名簿に名前のある各受益者に対して、当該ファンド営業日の直後の日本における営業日までに、事務代行会社またはその受任者の事務所に閲覧可能となります。ファンドの年次報告書はIFRSに従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年4月30日に終了します。

B．日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET

において閲覧することができます。また、代行協会員は、JSDAの規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準（以下「JSDAの規則に基づく選別基準」といいます。）に関する確認書を提出します。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときはまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

なお、2014年12月1日以後に計算期間の末日が到来するファンドについては、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実が販売会社を通じて日本の受益者に通知されません。

2014年12月1日以後に計算期間の末日が到来するファンドにかかる運用報告書は、上記（ ）により2種類作成されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへの規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額な罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図している、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社にアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、主にREIT等で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することです。投資顧問会社（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT等に投資を行い、同時に豪ドル受益証券とNZドル受益証券に関しては一定の為替取引を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指します。

「REIT等」は、(a)すべての法的形態による不動産投資信託証券、(b)すべての法的形態による不動産運用会社、ならびに(c)上記(a)および(b)に準じる会社の優先証券、参加証書および配当権証書等の株式に類似の証券等を含みますがこれらに限られません。

投資顧問会社（またはその受任者）は、REIT等への投資にあたっては、配当収益の獲得と当該REIT等の値上がり益を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドのすべての資産を、主に、世界各国で上場されたREIT等でファンドのリターンに貢献すると投資顧問会社（またはその受任者）が判断するものに投資します。ただし、ファンドの投資目的に照らして適切かつ適合すると投資顧問会社（またはその受任者）が判断する場合、不動産関連

を主な事業とする世界の会社の株式、利付証券、転換社債、ワラントリンク債、株式ワラント、および参加証書に投資を行う場合があります。

投資顧問会社（またはその受任者）は、トップダウン・アプローチによる地域配分とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を組み合わせ、ファンドのREIT等のポートフォリオを構築します。米ドル建て以外の投資対象は、米ドルに対する為替変動リスクを回避するために、適切なデリバティブ（オプション、先渡契約、金融商品の先物契約、およびこれらの契約のオプションを含みます。）ならびに様々な金融商品について相対で取引される（OTC）スワップ契約を用いて、当該通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行います。ファンドの投資目的に照らして適切かつ適合すると投資顧問会社（またはその受任者）が判断する場合、株式、社債、通貨または主要なインデックスのデリバティブに投資することもあります。

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行います。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（以下「共通ポートフォリオ」といいます。）において運用することが含まれます。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられます。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引を行います。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

これらの各クラスの受益証券の純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額はかならずしも一致しませんが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向です。共通ポートフォリオの純資産総額の変動、または特定のクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの金額によっては、当該為替取引の比率が、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%を下回ったり110%を超えることがあり、その場合には、投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、そのクラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり通常は純資産総額の米ドルのエクスポージャーの約100%）に戻す意向です。

豪ドル受益証券およびNZドル受益証券は、為替先渡取引を利用することで、為替取引の利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利が、当該為替取引における通貨の金利よりも低い場合には、当該クラスの受益証券は、為替取引による利益を得ることが期待されます。

なお、米ドル受益証券については、当該為替取引は行われません。

投資顧問会社は、一時的かつ防衛的手段として、または受益証券の買戻代金の支払のための引当て、もしくは為替の実現損に備えて、現金および銀行預金を保有し、また場合によっては、信用力の高い短期金融商品（財務省証券、預金証書および/またはコマーシャル・ペーパー等）に投資することができます。

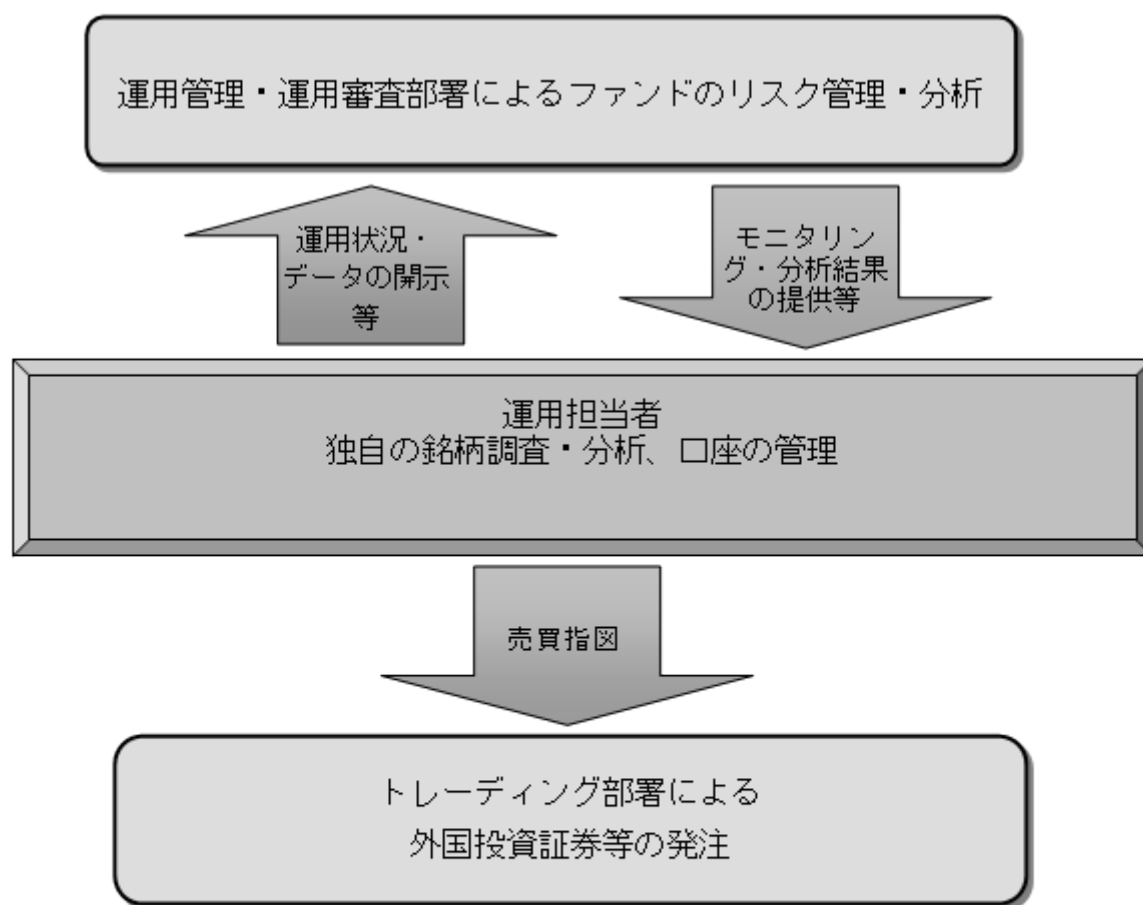
ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご覧ください。

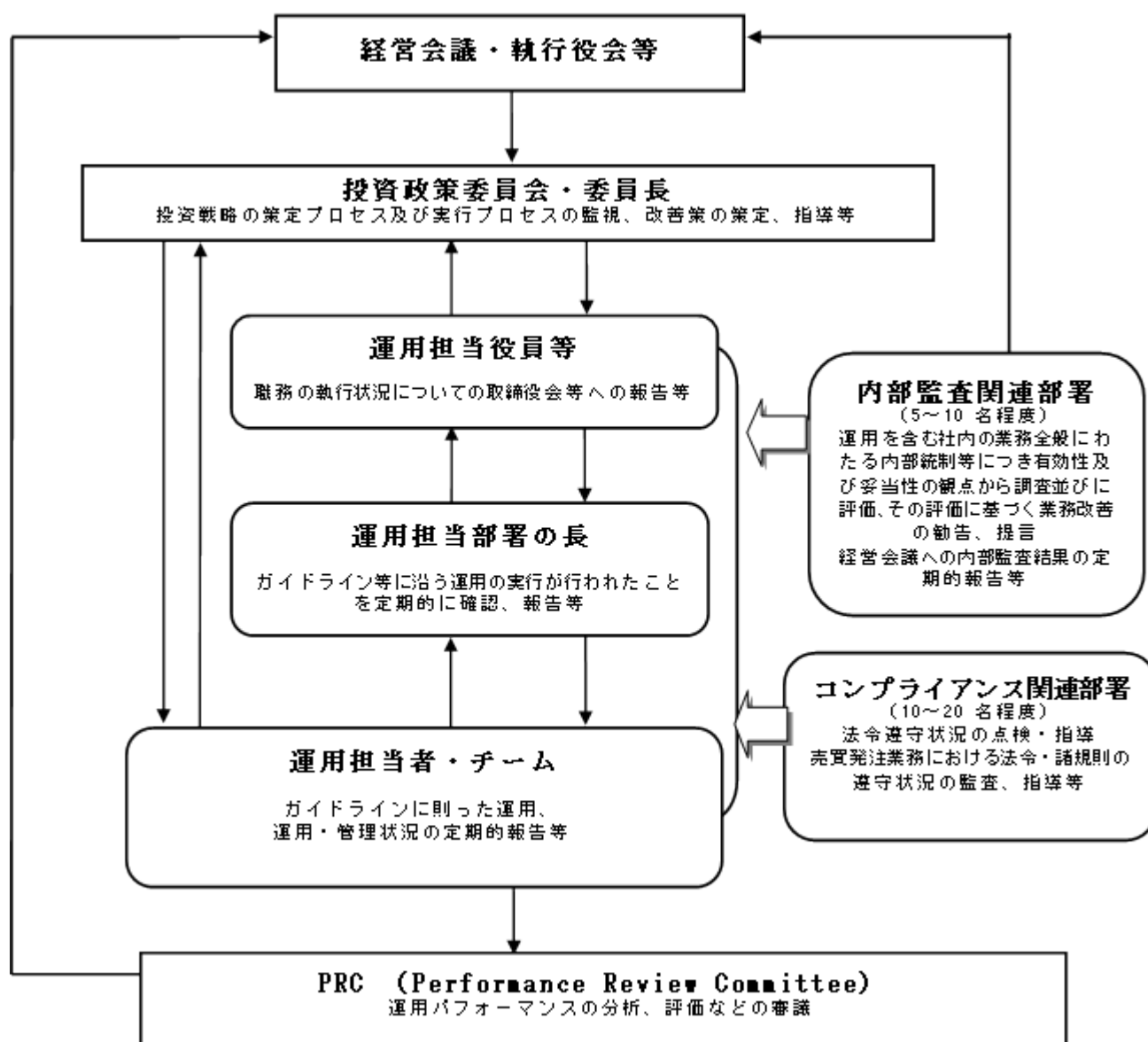
(3) 【運用体制】

管理会社に任命された投資顧問会社は、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行う責任を負います。



野村アセットマネジメント株式会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程ならびにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資顧問会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



上記の情報は2015年8月末現在のものであり、随時変更されます。

投資顧問会社は、副投資顧問会社（RREEFアメリカ・エル・エル・シー）との間でファンドに関する副投資顧問契約を締結し、ファンドのREIT等への投資に関する権限を委託しました。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの概要

RREEFアメリカ・エル・エル・シーは、1975年に機関投資家向けの不動産の管理会社として創立されました。また、2002年4月にRREEFアメリカ・エル・エル・シーは、グローバルな金融機関であるドイツ銀行の100%子会社となりました。グローバルに展開する不動産運用会社です。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは、商業用不動産及び住宅用不動産の買収・管理、また、世界中の機関投資家、個人投資家を対象に不動産関連証券の運用サービスの提供を行っています。これまでにいくつもの不動産市況の循環周期を経験し、不動産市場における投資の好機、また市場の低調期にあたっての対応についても専門的な知識を有しています。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの不動産関連プロダクトは、グローバルかつ広範囲にわたっており、コア不動産投資を含む高付加価値で高利回りの実物不動産への投資、上場不動産証券への投資、及びインフラ関連証券への投資などを提供しています。

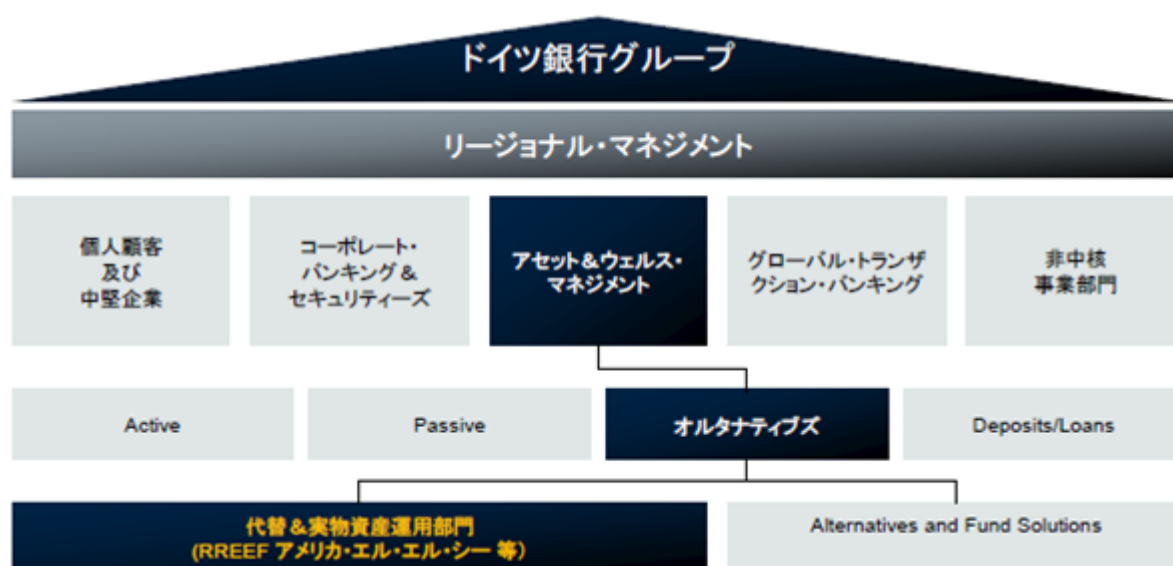
RREEFアメリカ・エル・エル・シーは、1993年より米国で専任の上場不動産証券チームを通じて機関投資家向けの米国不動産証券ポートフォリオの運用を行っています。

また、グローバルな上場不動産証券投資運用プラットフォームについては、まずオーストラリアで1997年にスタートし、2004年には新たに英国、ヨーロッパ、アジアでもそれぞれ設立されています。

2004年10月には初のグローバル不動産証券投資戦略の運用がオーストラリアで開始され、2006年9月30日には米国でも米国居住の投資家向けのグローバル不動産証券投資戦略の運用が開始されました。

2015年6月30日現在、RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは約87億米ドルの運用資産を世界の不動産証券市場で運用しています。その内、約36億米ドルについてはグローバル不動産証券投資戦略部分であり、世界でも大手の不動産証券投資会社の一つとなっています。

ドイツ銀行グループにおけるRREEFアメリカ・エル・エル・シー



RREEFアメリカ・エル・エル・シーのリサーチ体制

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの投資プロセスにおいては、23名の専任の不動産証券投資ポートフォリオ・マネジメント・チームに加え、インハウスのリサーチ・チームの専門知識を活用しています。サンフランシスコ、シカゴ、ニューヨーク、ロンドン、フランクフルト、香港、東京の拠点に18名のリサーチャーがあり、世界中の不動産市場についてトップダウン及びボトムアップ分析を行っています。また、グローバル不動産証券投資戦略においては、実物不動産のトレーディング、管理部門の人員を活用しています。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの投資哲学及び投資プロセス

投資哲学

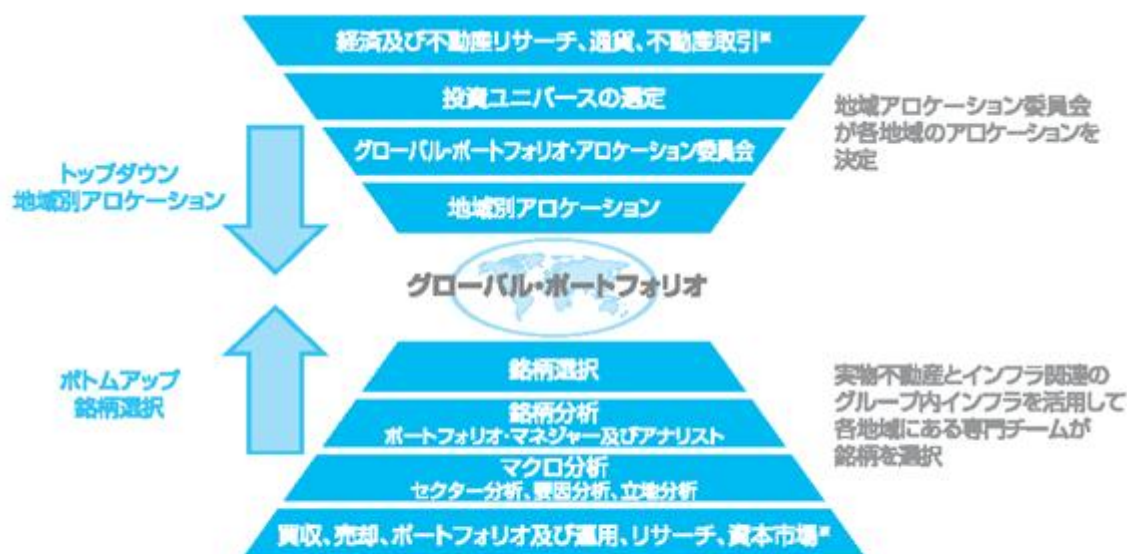
RREEFアメリカ・エル・エル・シーのグローバル不動産証券投資のプロセスに関する投資哲学の要点は以下の四つです。

- 1．不動産証券市場には非効率性があり、こうした非効率性により生じる投資機会をトップダウンの地域別投資配分とボトムアップの銘柄選択によって捉えることが可能。
- 2．不動産ファンダメンタルズは相対リターンを生み出す最大の牽引要素である。
- 3．より広義の資本市場に関する知識が不可欠である。
- 4．不動産ビジネスは「ローカル・ビジネス」である。各地域のチームがより深い情報へのアクセスと理解をもっていることが、市場のミス・プライシング（適正価格からの乖離）とこれによる投資機会を特定、抽出するために必要不可欠である。

一部の国では、何年も前から不動産証券市場は確立されていましたが、グローバルで見ると比較的新しいアセットクラスのため、市場の非効率性が生じ、アクティブ運用に投資機会が生まれます。不動産市場は独特で、マクロ要因や

ローカル市場の条件が同じでも、多くの伝統的な株式市場とは異なった動きをします。そのため、RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは、グローバル不動産証券投資戦略においては、トップダウンの地域/セクター別投資配分とボトムアップの銘柄選択を融合することが最良の手法だと考えています。

投資プロセス



※ アセット&ウェルス・マネジメント部門のみならず、ドイツ銀行グループ全体のリソースを活用します。

2015 年 6 月末現在

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの内部管理

RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは、運用する各アカウントについて顧客と合意した運用ガイドラインの規定に従ってリスク管理を行う為、このガイドラインはポートフォリオ構築システムとコンプライアンス・モニタリング・システムの双方に設定されています。

以下はRREEFアメリカ・エル・エル・シーの一般的な運用ガイドラインです。

- セクター配分に係る相対的な制限
- 個別銘柄への配分に係る相対的な制限
- 個別銘柄の発行済証券に対する保有比率の制限
- 最小・最大保有銘柄数
- 個別銘柄の最低時価総額
- オフ・ベンチマーク銘柄への投資制限
- キャッシュ比率
- トラッキング・エラー、等

さらに、RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは、アラジン・システムを用いて、プレトレード（売買の事前）とポストトレード（売買の事後）双方において、顧客の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーのアドバンテージ

- 不動産リサーチのオピニオンリーダー
- 投資機会への優れたアクセス能力
- 実績のある投資プロセス

上場不動産市場における独自のリスクの把握と27に及ぶ地域・セクター分類プロセスに強み。

- ローカル市場における充実した顧客サービス

各地域の市場の専門家が在籍。彼らは世界各国の不動産市場のリサーチや実物不動産への投資、さらにはドイツ銀行グループが持つ幅広い情報へのアクセスが可能。

- 着実なアルファの創出
- ドイツ銀行のリソース

（４）【分配方針】

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから随時分配を行うことができます。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができます。管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（以下「分配基準日」といいます。）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定です。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定です。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

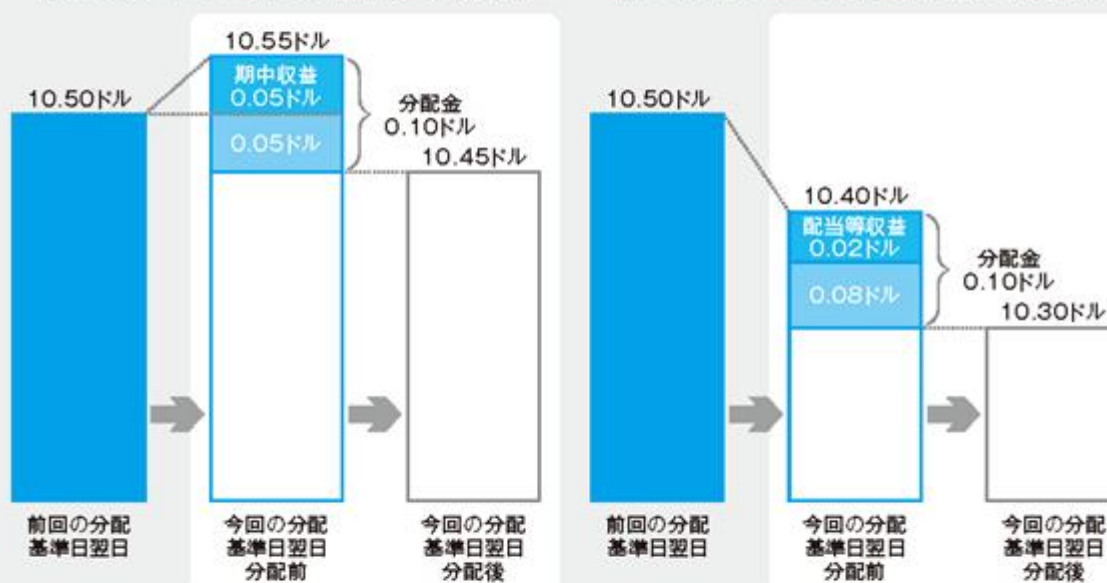


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



（注）分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】

日本の規則上、ファンドの資産総額の少なくとも50%は、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資されなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合はこの限りではありません。

ファンドは、その資産の投資に係る以下の投資制限に服します。ファンドは、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）の制限に服します。

- (1) 空売りの制限 空売りを行った投資有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
- (2) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。ただし、この借入総額は常に2,000万米ドル以下とします。
- (3) 同一発行会社の株式の取得制限 管理会社が運用を行うすべてのファンドのために、1発行会社の議決権の総数の50%を超えて、当該会社の株式の取得を行うことはできません。ただしその制限は、日本の投信法における、「外国投資法人」の投資口には適用されません。
- (4) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドの純資産総額の15%以下を流動性の低い資産に投資することができます。私募証券、非上場証券およびその他流動性に欠ける資産に15%を超えて投資する場合には、評価方法の透明性を維持するための方法が取られなければなりません。
- (5) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用に不利になるような取引、例えば受益者の利益ではなく、受託会社や管理会社または第三者の利益のための取引は禁止されます。

ファンドはまた、本規則に服し、したがって管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、

- (6) 管理会社および投資顧問会社自身または管理会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行ってはなりません。
- (7) ファンドの利益ではなく、管理会社や投資顧問会社またはその他の関係者の利益を図る取引を行ってはなりません。
- (8) 投資顧問会社により運用されるすべての投資信託が保有する1発行会社の株式総数が、かかる発行会社の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (9) ファンドが保有する1発行会社の株式総数が、かかる発行会社の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (10) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の全資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超える場合、その投資を行ってはなりません。

ファンドは、ヘッジ目的のみでJSDAの規則に定められたデリバティブ取引を行います。

AIFMDおよび委員会委任規則（EU）第231/13号に詳細なリスク管理方法の指針が定められていない場合には、管理会社によるリスク管理方法はUCITSに関するEU指令に準拠します。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は相当程度のリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

REIT等の価格変動リスク： ファンドは主にREIT等に投資しますので、ファンドの純資産価格は、REIT等の価格変動の影響を受けます。REIT等は株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や不動産市況に関する見通し等の様々な要因で価格が変動します。また、一般にREITや不動産関連証券の発行会社が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化、賃料水準、空室率、借入金利等により変動し、REIT等の価格および配当金はその影響を受けます。REITや不動産関連証券の発行会社は実物資産である建物等を投資対象にしているため、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害等に伴う不動産の滅失・損壊等により、価格が下落することがあります。REIT等が投資対象とする建物の用途規制等、不動産にかかる規制の強化や新たな規制が適用された場合は、規制下にある不動産の価値が低下する可能性があり、その結果、REIT等の価格が下落することがあります。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

一般的に、REIT等への投資は、多くの特有のリスクを伴います。それらのリスクは、とりわけ、不動産証券の循環的な性質、全般的および地域的な経済・租税環境ならびにそれらの変化に伴うリスク、過剰な建設および競争の激化、不動産関係税の増税、管理・運営費用の増加（保険料の上昇、不測の事態に備える維持管理費用の増加、人口動態ならびに賃料収入の変化（例えば、賃料の回収不能および滞納、建築法制の変更、特定の地域の地価（「近隣価値」）の低下とそれに伴う賃料の低下によるもの）を含みます。）、損壊または裁判所の決定による損失、環境汚染対策コストのリスク、賃料に関する法的規制、近隣の価値の変化、賃借人にとっての当該不動産の魅力の変化、外貨で投資する場合の為替リスク、ならびに不動産市場に影響を及ぼすその他の事由（借主による借入金の不払、不適切な資金管理、資金調達の可否等）に関する対策の修正に伴うリスク等です。不動産投資会社や特にREITは、限られた数の物件または特定のセクターに対して投資することもできます。この場合、広く分散された不動産ポートフォリオと比較して、不利な市況変化による影響を受けやすくなります。

為替取引に関するリスク： 投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券について行う為替取引に際し、為替先渡契約等の一定のデリバティブを利用します。これらのデリバティブの利用には、一定のリスクを伴います。投資顧問会社は、デリバティブにより、他の種類の投資対象に比べ、ファンドのリスク・エクスポージャーを迅速かつ効率的に増減させることができます。一般的に、デリバティブは変動性が高く、以下を含む、重大なリスクを伴います。

信用リスク： デリバティブ取引における取引相手方がファンドに対する支払債務を履行することができないリスク。

通貨リスク： 通貨間の為替レートの変動が投資対象の価値に悪影響を及ぼすリスク。この通貨リスクは、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券について、それらのクラスの受益証券の表示通貨で行われる為替取引に当てはまります。

レバレッジ・リスク： 比較的小さな市場の変動であっても投資対象の価値が大きく変動するような投資手法またはトレーディング戦略に付随したリスク。レバレッジを伴う投資手法またはトレーディング戦略により、当初投資額を大きく上回る損失が生じる場合もあります。

流動性リスク： 特定の証券について、売り手がこれを売却したい時期に、または売り手が当該証券について現在の価値と考える価格で売却することが困難または不可能となるリスク。

金利変動リスク： 金利が上昇し、配当利回りが相対的に低下した場合には、REIT等の価格は、通常下落傾向となります。また、借入れを行うREIT等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性があります。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

カントリーリスク： 政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、REIT等の価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケットに投資する場合には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラが未発達であることから、ファンドは、低い流動性、高い価格変動性、および決済の低い効率性に直面することがあります。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリー

リスクが高くなるので、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

信用リスク： REIT等が、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により清算される場合には、投資した資金が回収困難になる可能性があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

流動性リスク： REIT等は、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待される価格で売却できないといったリスクがあります。また、REIT等が、金融商品取引所が定める基準に抵触し上場廃止等になった場合には、売却が困難になる可能性があります。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

デリバティブの利用： 以下は、デリバティブの利用に関する重要なリスク要因の記載です。

市場リスク： これは、投資対象の価格が変動し得るというすべての投資に付随する一般的リスクです。デリバティブの投資対象原資産（証券または参照指標）の価格に変化があったとき、デリバティブの価値は、投資対象原資産のパフォーマンスに応じてプラスまたはマイナスになります。オプション以外のデリバティブにおいては、デリバティブの価格の変動幅は、原証券または参照指標の価格の変動幅に非常に類似します。オプションの場合、以下に詳述するとおり、オプションの価格の変動はその他の多くの変動要素に依拠するため、オプションの価格の変動幅は必ずしも投資対象原資産の価格の変動幅と類似するとは限りません。

流動性リスク： 流動性リスクとは、特定の商品の売買が困難になるリスクです。デリバティブの取引が特に大規模であるか、または当該市場が流動性に乏しい場合（OTC（相対取引の）デリバティブと同様に）、有利な価格でデリバティブの取引を開始したり、ポジションを清算したりすることができない場合があります。

取引相手方の信用リスク： デリバティブ取引の相手方（通常、「取引相手方」といいます。）によるデリバティブ契約の条件の不履行によってファンドが損失を被るリスクをいいます。上場デリバティブの発行体であり取引相手方である清算機関が決済を保証するため、上場デリバティブの取引相手方の信用リスクは、OTCデリバティブの取引相手方の信用リスクに比べ概ね限定的です。このような保証は、取引相手方の信用リスク全般を軽減する目的で清算機関が運用する日払いシステム（すなわち証拠金制度）により補完されています。証拠金としてブローカーおよび／または取引所に差し入れられた資産は、かかる取引相手方によって分別口座で保管されず、このため、かかる取引相手方が債務不履行となった場合には、かかる取引相手方の債権者に取得される可能性があります。相対で取引されるOTCデリバティブに関しては、そのような清算機関による保証は存在しません。したがって、投資顧問会社は、現在および潜在的な信用リスクのエクスポージャーを考慮しながら、内部の信用評価のほか外部の信用機関による格付を使って取引相手方の信用リスクを測定、監視、管理するという取引相手方リスクの管理手法を用います。相対で取引されるOTCデリバティブは標準化されていません。これは二者間の契約であり、両者の要望に応じて組成することができます。ドキュメンテーション・リスクは、国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」といいます。）の基準を遵守することによって低減されます。取引相手方の信用リスクは担保契約を用いることによりさらに軽減されることがあります。ただし、その場合でも、担保の発行体や保管機関のデフォルトリスクおよび信用リスクが存在します。さらに、限度額以下の場合には担保が請求されない担保限度額が存在することや、担保の必要性を計算する時点からファンドが取引相手方から担保を受領するまでの期間の差異は、共にすべての現行のエクスポージャーに担保が付されるわけではないことを意味しています。

決済リスク： 決済リスクとは、先物、先渡し、（あらゆる種類の）オプションおよびスワップの差額決済取引が適時に決済されないリスクで、決済の前に取引相手方の信用リスクが増大し、負担するはずのなかった資金調達費用を負担する可能性があります。決済がなされない場合、ファンドの被る損失は、原契約の価額と代替契約の価額の差額、または契約が代替されない場合は、その契約が無効になった時点におけるその全額となります。

ファンド運用リスク： デリバティブは、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度な専門的商品です。デリバティブを利用する場合、あらゆる市況におけるデリバティブのパフォーマンスを理解することは必ずしも必要ないものの、投資対象原資産のみならず、デリバティブそのものに関する理解が必要となります。また、OTCデリバティブの価格は、一定の市況において原資産の価格に沿った動きをしないことがあります。

その他のリスク： デリバティブの利用におけるその他のリスクには、デリバティブについて誤った価格設定または不適切な評価がなされるというリスクが含まれます。一定のデリバティブ、特に相対で取引されるOTCデリバティブは、取引所において確認可能な価格を有さず、したがって、他の市場価格データから得た原証券の価格または参照指標を用いた計算式を使用します。OTCオプションにおいては仮定を使ったモデルが使

用され、これによって誤った値付けをするリスクが増大します。不適切な評価により、取引相手方に対する現金支払額が増大し、またはファンドの価値が損なわれることになります。デリバティブは、連動するはずの資産、レートまたは指数の価値と必ずしも完全にもしくは高い相関となるものではありません。結果として、投資顧問会社によるデリバティブの利用は、必ずしも、ファンドの投資目的を達成するための有効な手段とはならず、場合によってはかかる達成を妨げるものとなる場合があります。

特定のデリバティブに関連するリスク： 以下のリスクにご留意下さい。

証券先渡契約および差額決済取引： これらの契約の買い手または売り手のリスクは、原証券の価値が変動することです。原証券の価値が変動した場合、契約の評価額が上下します。（清算機関を通じて決済がなされる）先物契約と異なって、OTC先渡契約および差額決済取引は、二当事者間で、相対で取引されるため、標準化されていません。さらに、先物契約の場合と異なり契約当事者が互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。

金利先物および債券先物： 上場先物に関して売り手または買い手が負うリスクは、参照指数／参照証券／参照契約／参照債券の価格変動リスクです。先物契約は、将来到来する日において一定の経済的移転を行うことを約束する先渡契約です。当該契約で定める期日までに、価値の交換が行われます。契約の大半は現金決済で、現物の受渡しも選択可能ですが、投資対象商品の受渡しが行われることはまれです。先物取引は、標準化された条件を有し、公式な取引所で取引され、監督機関の規制下にあり、清算機関による保証を受けるという点において、一般の先渡契約とは区別されます。また、支払を確保するため、先物には、当初証拠金制度、および投資対象原資産の市場価格に応じて変動し、日次ベースで決済される証拠金制度の両方が設けられています。

上場オプションとOTCオプション： オプションは複雑な商品であり、その価値は、とりわけ（オプションが取引された時点および将来の現物価格に対する）原資産の行使価格、オプションの満期までの期間、（ヨーロピアンタイプまたはアメリカンタイプ等の）オプションのタイプ、およびボラティリティを含む多くの変動要素に依拠しています。オプションが本質的な価値を有する場合（すなわち「イン・ザ・マネー」の場合）、または行使価格が原資産の価格に近い場合（「ニア・ザ・マネー」の場合）においてオプションに由来する最も大きなリスクは、原資産に内在する市場リスクです。かかる場合において、原資産の価値の変動はオプションの価値の変動に重大な影響を及ぼします。その他の変動要素については、行使価格が原資産の価格と離れていればいるほど、かかる影響が大きくなります。取引所で取引され、清算機関を通じて決済がなされるオプション契約と異なり、OTCオプション契約は二当事者間で相対で取引されるため、標準化されていません。さらに、契約当事者が互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。OTCオプションの流動性は、上場オプションと比べて低くなる可能性があり、これによってオプション・ポジションを手仕舞いできる可能性またはかかる手仕舞いがなされる時の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利スワップ： 金利スワップは、通常、利払い時の固定金利と変動金利を参照指標に基づいて交換します。金利スワップの想定上の元本は交換されることはなく、固定金利分および変動金利分のみ交換されます。2つの金利の支払日が重なった場合、通常は一度の差金決済が行われます。この種類のデリバティブの市場リスクは固定金利と変動金利の参照指標が変化することに起因します。金利スワップは二当事者間の相対取引契約であり、両者の要望に応じて組成することができます。その結果、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。

外国為替取引： この取引では、特定の日に、ある通貨建ての金額を、異なる通貨建ての金額と交換します。その場合、その取引の価額は外国為替レートの動きに応じて、為替先渡しの場合は金利差にも応じて変動します。かかる取引が、ファンドの基準通貨（米ドル）ではない通貨のエクスポージャーにかかる通貨を売り、基準通貨（米ドル）を買う為替取引を行う目的で使われる限りにおいて、当該為替取引の額と、ファンドの純資産額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。取引の全額が特定の日に交換されるため、契約を締結した取引相手方が、ファンドによる支払日以降、当該ファンドが取引相手方から支払われるべき金額の受領日以前にデフォルトに陥った場合、当該ファンドは、受領しなかった金額について取引相手方の信用リスクにさらされ、取引の元本の全額を失うことがあります。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)： この取引は、信用デリバティブであり、原証券または原証券バスケットの市場で認知された信用力に応じて市場価格が変動します。プロテクションが売却された場合、ファンドはあたかも実際に原証券または原証券バスケットを購入したかのように原証券または原証券バスケットと同様のクレジット・エクスポージャーを有します。プロテクションが購入され、原証券（または原証券バスケットのうちの1つの証券）がデフォルトとなった場合、ファンドはスワップの取引相手方から、スワップの想定上の元本とデフォルト時点に市場によって決定される予想回収額との差額に基づいた支払を受けます。このスワップ契約は二当事者間の契約であるため、各当事者は取引相手方の信用リスクを負うこ

とになります。このリスクを軽減するために担保が設定されます。CDSのドキュメンテーション・リスクはISDA基準を遵守することによって軽減されます。CDSの流動性は原証券および原証券バスケットの流動性と比べて低くなる可能性があり、これによってCDSポジションを一括清算できる可能性またはかかる一括清算が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

インフレ・インデックス・スワップ： この種類の商品の市場リスクは取引で利用される2つの参照指標（そのうちの1つはインフレ指標です。）に関して使用される参照指標が変化することに起因しています。これは二当事者間の契約であるため、両者の要望に応じて組成することができます。その結果、各当事者は他方当事者の信用リスクを負うことになり、こうしたリスクを軽減するために担保が設定されます。インフレ・インデックス・スワップは、通常、固定された最終支払額と固定されていない支払額（通常、スワップの変動はいずれかの主要通貨で表示されたインフレ指標に連動しています。）との交換です。

その他のリスク： このほか、以下のようなリスクにご留意下さい。

制度変更リスク： ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、英国、米国、ルクセンブルグおよび投資が行われるその他の法域の政府規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により、直接またはファンドが保有するREIT等を通して悪影響を受ける可能性があります。

為替変動リスク： 外国為替レートの変動が、各クラスの受益証券の買付申込金額、買戻代金および分配金に影響を及ぼす場合があります。投資家は、ファンドのクラスの受益証券への投資に際し、日本円を当該表示通貨に換算する場合、表示通貨と日本円との為替変動の影響を直接受けますので、ファンドのクラスの受益証券への投資が、当該表示通貨では元金を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算した場合には投資元金を割り込むことで損失が生じる場合があることにご留意下さい。

外国課税リスク： REIT等の発行会社の所在する法域が、ケイマン諸島と該当する租税条約を結んでいない場合、ファンドが受け取る当該REIT等の配当金について、ファンドに軽減税率が適用されない場合があります。

分配： 分配は、収益もしくは当初元本および／または売買益から行うことができます。そのため、分配が、実質的には投資家の当初元本または売買益の支払となる可能性があり、この場合、分配金額が売買益を超過した分だけ当該元本が減少します。したがって、元本の保全を求める投資家は、ファンドの投資対象の価値の低下は、資産価値の減少だけではなく、分配の形式による投資家への元本の払戻しによっても生じる可能性があるという点を考慮されることを強くお勧めします。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資家は、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることをご認識下さい。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点にご留意下さい。

なお、投資信託は預貯金と異なります。

b. ファンドに関する利益相反

受託会社および管理会社

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはトラストに関連するその他の当事者の各々（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、計算代理人、執行代理人、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社および管理会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、受託会社および管理会社が設定する条件に基づき、ファンドと異なる他の信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われる報酬またはその他の金額を留保することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンド独自のものとみなされます。管理会社は、管理会社またはその使用人もしくは代理人が、管理会社が同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくは他のあらゆる方法における事業の過程（信託証書上の義務を履行する過程を除きます。）において、知ることのできる事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、受託会社に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、関係当事者（下記第(a)項の場合は受託会社を除きます。）は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券を保有し、売却し、またはその他の取扱いをすること。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引すること。ただし、かかる投資対象を関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模および同様の特徴を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとし、ます。
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはファンドもしくはファンドの勘定がその証券を保有している発行体との間で、契約を交わす金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係する当事者間の関係性のみを理由としてかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者、事務代行者、計算代理人または執行代理人として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

事務代行会社（名義書換代行会社を含みます。）

事務代行会社の役務提供は限定されるものではなく、類似の役務を他者に提供することができます。

保管会社

保管会社およびその関係者は、（ ）保管会社もしくはその関係者に対するもしくはこれらによる、ファンドの投資対象の売却、購入もしくは貸付を本人もしくは仲介者として取引し、（ ）ファンドの利益に悪影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する他の顧客に対し、保管者、副保管者、受託者、代理人、証券ディーラー、投資マネージャーとして、もしくはその他の資格において行為し、または（ ）保管会社自ら、もしくはファンドの勘定で同様のもしくは類似の資産を保有もしくは取引しているかにかかわらず、自己勘定の利益のために、もしくはファンドに悪影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する他の顧客の勘定の利益のために、あらゆる方法で資産を購入し、保有し、貸出しもしくは取引することを妨げられないものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社の役務提供は管理会社に対するものに限られず、投資顧問会社は、管理会社に対する役務提供を害さない限り、類似の役務を他の個人または法人に提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われるすべての報酬またはその他の金額を留保することができます。投資顧問会社は、投資顧問会社またはその従業員もしくは代理人が、投資顧問会社が同様の役務を他者に提供する過程において、または投資顧問会社が行った事業において、もしくは投資顧問契約上の義務の履行に関係のないその他の資格において行った事業において、知ることのできる事実または事態について、管理会社に対する開示義務を負わないものとします。

投資顧問会社は、投資顧問会社が管理会社に助言を与える有価証券の発行体または投資顧問会社もしくは管理会社の関係者が役員もしくは取締役となりうる法人との間で商業的な関係を結ぶことができます。

管理会社または投資顧問会社の取締役、役員または従業員は、他の取締役、役員、従業員または代理人の資格において行為することができます。

適用法令（本規則および投資顧問契約の条項を含みます。）に従い、投資顧問会社は以下を行うことができます。

- (a) ファンド自ら、またはファンドの勘定で類似の資産を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、またはその顧客の勘定で、投資対象を購入、保有および売却すること。また投資顧問会社は、かかる利害関係のみを理由としてかかる取引から生じたまたはかかる取引に関連して得た利益につき、管理会社もしくは受益者またはそのいずれかに対する説明義務を負いません。

- (b) 管理会社と契約を締結するか、または特定の個人もしくは法人（投資対象の一部を構成する有価証券を発行する法人に対する投資家を含みます。）と、その他の金融取引、商業取引、助言業務もしくはその他の取引を行うこと。ただし、管理会社とのかかる契約または取引は、互いに独立同等の立場で、通常の商業規則に基づき行われるものとします。上記の一般性を害することなく、ポートフォリオのためになされる取引は、かかる取引が受益者の最善の利益となる限りにおいて、管理会社または投資顧問会社の関係者を通じて行われる場合があります。
- (c) ファンドの利益となるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ること。
- (d) 投資顧問契約の条項に従い、投資顧問会社がかかる取引において重要な利害関係を有する場合、管理会社に対し投資助言を行うこと。

ファンドによる投資対象として検討される有価証券の一部は、投資顧問会社または関係者の助言を受ける他の顧客および他のファンドならびに投資顧問会社の自己勘定にとっても適切なものである場合もあります。本書に定める投資目的および方針に沿った有価証券の購入または売却と、投資顧問会社または関係者の助言を受ける１もしくは複数の他のファンドまたは顧客による有価証券の購入または売却が、同時またはほぼ同時に検討された場合、投資顧問会社は、かかる有価証券の取引が、投資顧問会社が公正かつ適当と考える方法により顧客間で割り当てられるようにします。かかる割当てはファンドにとって有利にも不利にもなる場合があります。

事業の過程において、投資顧問会社に、投資顧問契約上の管理会社に対する義務に対する利益相反のおそれが生じる場合、投資顧問会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

リスク管理

投資顧問会社のリスクマネジメント体制は以下のとおりです。

リスク管理関連の委員会

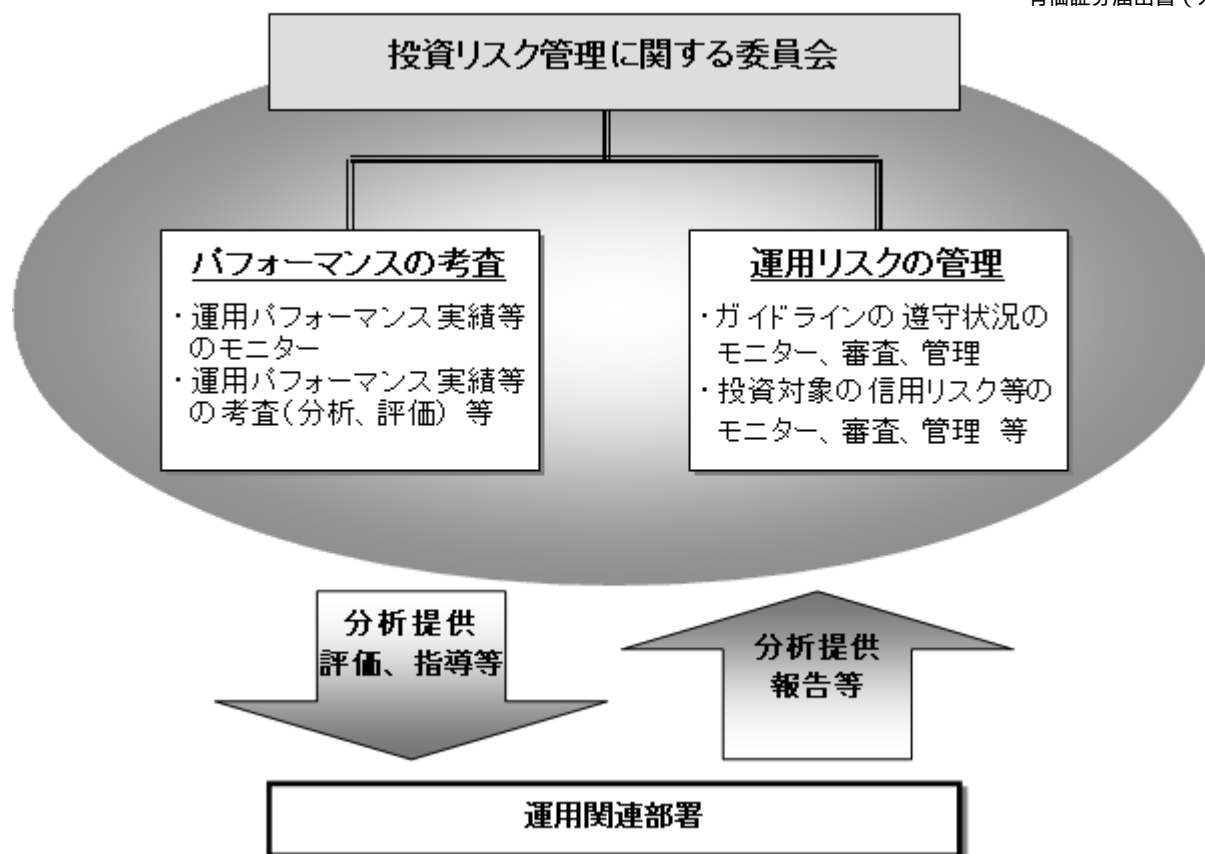
- パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

- 運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



上記の管理体制は2015年8月末現在のものであり、随時変更されます。

副投資顧問会社については、前記「2（3）運用体制」の項をご参照下さい。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

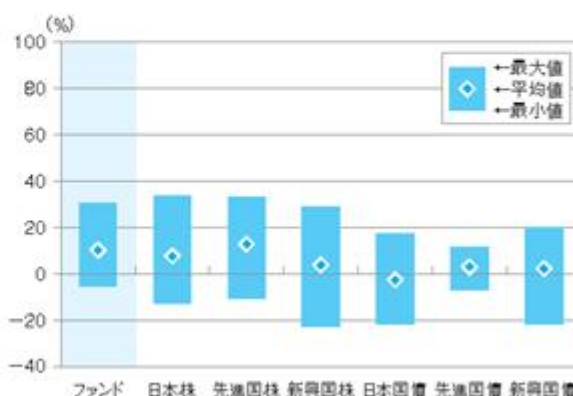
米ドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.47	33.59	33.32	29.18	17.54	11.49	20.18
最小値(%)	-5.15	-12.50	-10.51	-22.67	-21.58	-6.92	-21.54
平均値(%)	10.34	7.70	12.86	3.87	-2.59	3.02	2.31

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年9月から2015年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

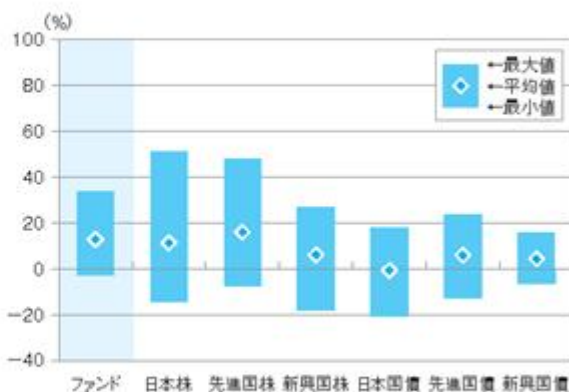
豪ドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.53	50.98	47.81	27.06	17.74	23.78	15.56
最小値(%)	-2.64	-14.35	-7.66	-18.19	-20.66	-12.75	-6.20
平均値(%)	12.90	11.39	16.09	6.19	-0.61	5.91	4.40

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年9月から2015年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

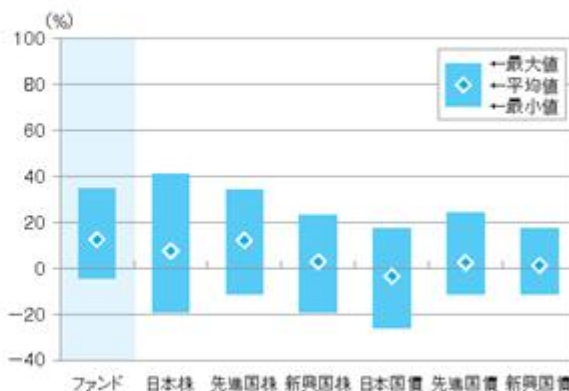
NZドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	34.84	41.00	34.42	23.28	17.33	24.03	17.45
最小値(%)	-4.14	-18.83	-11.02	-19.07	-26.10	-11.04	-11.33
平均値(%)	12.48	7.58	12.24	3.02	-3.35	2.56	1.36

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年9月から2015年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

購入口数	購入時手数料
10万口未満	申込金額の3.78%（税込）
10万口以上30万口未満	申込金額の2.70%（税込）
30万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

ファンドおよびそれに関連する投資環境についての説明および情報提供、購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領します。

（２）【買戻し手数料】

日本国内において買戻し手数料はかかりません。

（３）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

管理会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

当該報酬は、（ ）投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、ファンドの償還時には10,000米ドルの償還に係る報酬を受け取ることができます。

受託会社はまた、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、最低年間報酬を10,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

受託会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

当該報酬は、信託証書に基づく義務の履行への対価として受託会社が受領します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、ファンドの会計管理に関する役務につき、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間最大0.08%の額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

事務代行報酬には、名義書換代行報酬が含まれます。別途、取引毎に追加的な費用がかかります。

当該報酬は、（ ）ファンドの純資産価格の計算業務、（ ）ファンドの財務書類作成の補助、（ ）受益者名簿の管理、ならびに（ ）指図に基づく受益証券の買付、譲渡または買戻しの処理への対価として受領されます。

保管会社の報酬 保管会社は、ファンドの保管全般に関する役務につき、各ファンド営業日に発生し当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、最低合計年間報酬を5,000米ドルとし、ファンドが各市場で行う投資の市場価格を参照して計算される額（ただし、年率0.30%を超えないものとします。）を、ファンドの資産から受け取ることができます。

また、保管会社は、ファンドの会計年度中、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月、ファンドの資産から後払いにて、取決められた取引報酬を受け取ることができ、また適正に負担した立替実費の支払を受けることができます。取引報酬は、取引の種類により異なり、一般に一取引につき15米ドルから100米ドルです。なお、上記の保管会社の保管全般に関する役務に対する報酬に係る上限は、当該取引報酬を含みます。

当該報酬は、()ファンドの投資資産の保管、および()指図に基づく投資対象の売買への対価として受領されます。

代行協会の報酬 代行協会は、代行協会としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの目論見書、決算報告書等のJSDAへの提出業務、()純資産価格の公表業務、および()これらに付随する業務への対価として受領されます。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社（またはその受任者）は、代行協会が代行協会としての資格においてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社（またはその受任者）に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

なお、代行協会は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会報酬から報酬を支払う場合があります。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつファンドの目論見書および信託証書に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻し費用を含みますが、これらに限られません。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

投資顧問会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを計算代理人として任命しています。計算代理人は投資顧問会社の指示の下、直物取引およびその他の外国為替取引ならびに為替先渡取引およびノン・デリバブル・フォワード契約の購入に関連する計算および特定のその他の役務を、投資顧問会社に提供します。かかる役務は、2012年9月18日付の受益証券に関する為替取引事務代行修正契約に基づき、投資顧問会社が外国為替投資戦略を実施する場合に限り提供されます。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、その外国為替取引に関連し、ファンドの主要な取引相手方となることができます。

投資顧問会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの関連会社である、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシーズ・リミテッドを2012年9月18日付の為替取引執行サービス契約に基づき、執行代理人として任命しています。執行代理人は、投資顧問会社または計算代理人からの指図に基づき、代理の方式によってのみ、ファンドに係る外国為替取引の実行をサポートします。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシーズ・リミテッドは執行代理人として、その役務の一部もしくは全部を遂行するにあたり、いつでも関連企業またはその他の第三者を代理人として任命もしくは解任することができます。ただし、かかる任命によりブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシーズ・リミテッドは為替取引執行サービス契約における義務を免れないものとします。

投資顧問会社は、その権限および裁量に基づき、上記の計算代理人および執行代理人の役務を遂行する第三者を雇用することができます。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、上記の計算代理人としての役務を提供するに当たって、管理会社とブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で随時書面により取り決められる報酬体系に基づく報酬を、ファンドのみから受け取ることができます。現在、当該報酬は、最低年間報酬を20,000米ドルとし、ファンドの純資産総額の年間0.02%に相当する額です。なお、当該報酬は、事務代行会社の報酬（最低年間報酬を80,000米ドルとし、年間最大0.08%）に含まれています。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシーズ・リミテッドは、上記の執行代理人としての役務を提供するに当たって、報酬および費用を、ファンドの資産から受け取ります。執行代理人としての役務に関する費用は、2012年9月18日付の為替取引執行サービス契約の締結以前のストラクチャーにおいて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーが、取引相手方として得ていたスプレッドとしての報酬と、実質的に同一であるものとします。

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、当該月の最終日から90暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができます。

2015年4月30日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	18,526米ドル
受託会社の報酬	10,181米ドル
事務代行会社の報酬	132,341米ドル
保管会社の報酬	295,093米ドル
代行協会の報酬	463,146米ドル
投資顧問会社の報酬（副投資顧問会社の報酬を含みます。）	926,291米ドル

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および該当する当事者によりまたは該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、１年を超えない期間で償却されます。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、事務代行会社および代行協会の報酬は、ファンドの資産から、2020年4月30日（当日を含みます。）まで支払われます（ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に償還または延長する場合を除きます。）。

さらに、外部の会計士や弁護士費用および償還に係る費用といったその他費用および経費の全額は、ファンドの資産から支払われます。

なお、ファンドが投資対象とするREITは、市場の需給により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

2015年4月30日に終了した会計年度中のその他の手数料等は、76,236米ドルです。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。受益者への課税が下記とは異なることがある旨ご留意下さい。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、ご注意下さい。

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（１）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（２）個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

（３）法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

（４）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。なお、2016年1月1日以降は、一定の条件の

もとに、他の上場株式等（2016年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能となります。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

（５）分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（６）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（４）と同様の扱いとなります。

上記記載は2015年10月30日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくはキャピタルゲインに対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1) 【投資状況】

(2015年 8 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	米国	50,274,239.22	65.07
	オーストラリア	5,842,286.32	7.56
	日本	4,378,508.47	5.67
	英国	5,684,668.70	7.36
	カナダ	1,260,245.65	1.63
	フランス	4,014,975.80	5.20
	シンガポール	1,051,273.85	1.36
	香港	764,816.55	0.99
	ドイツ	750,254.91	0.97
	スウェーデン	662,146.96	0.86
	オランダ	391,334.14	0.51
	アイルランド	352,735.57	0.46
	ルクセンブルグ	239,474.23	0.31
	フィンランド	232,756.19	0.30
	スペイン	139,013.48	0.18
	ジャージー（チャネル諸島）	86,482.02	0.11
	ケイマン諸島	55,298.06	0.07
	バミューダ諸島	37,368.00	0.05
	小計	76,217,878.12	98.65
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		1,039,983.51	1.35
純資産総額		77,257,861.63 (9,362,107,672円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2015年8月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	保有 投資証券数 （口）	簿価 （米ドル）		時価 （米ドル）		投資 比率 （％）
					単価	総額	単価	総額	
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	米国	REIT	23,077.00	192.39	4,439,814.57	180.91	4,174,860.07	5.40
2	EQUITY RESIDENTIAL	米国	REIT	51,235.00	77.51	3,970,985.53	72.13	3,695,580.55	4.78
3	HEALTH CARE REIT INC	米国	REIT	48,528.00	73.47	3,565,265.44	63.91	3,101,424.48	4.01
4	PROLOGIS INC	米国	REIT	58,706.00	42.74	2,509,311.08	38.20	2,242,569.20	2.90
5	GENERAL GROWTH PROPERTIES	米国	REIT	75,417.00	28.63	2,158,851.02	25.52	1,924,641.84	2.49
6	PUBLIC STORAGE REIT	米国	REIT	8,661.00	191.38	1,657,545.03	203.11	1,759,135.71	2.28
7	UNIBAIL-RODAMCO SE /EUR/	フランス	REIT	6,725.00	262.19	1,763,230.24	258.84	1,740,686.38	2.25
8	MACERICH CO/THE	米国	REIT	22,336.00	83.12	1,856,670.71	76.80	1,715,404.80	2.22
9	ESSEX PROPERTY TRUST INC	米国	REIT	7,784.00	214.73	1,671,469.44	217.35	1,691,852.40	2.19
10	VORNADO REALTY TRUST	米国	REIT	19,077.00	100.13	1,910,154.97	87.98	1,678,394.46	2.17
11	BOSTON PROPERTIES INC	米国	REIT	14,590.00	126.02	1,838,601.46	114.32	1,667,928.80	2.16
12	LAND SECURITIES GROUP PL /GBP/	英国	REIT	80,250.00	17.25	1,384,104.19	19.23	1,543,265.27	2.00
13	BRITISH LAND CO PLC /GBP/	英国	REIT	121,400.00	11.32	1,374,051.94	12.60	1,529,057.27	1.98
14	KIMCO REALTY CORP	米国	REIT	63,202.00	25.55	1,614,632.95	23.15	1,462,810.29	1.89
15	FEDERAL REALTY INVS TRUST	米国	REIT	10,835.00	134.38	1,455,961.01	130.14	1,410,066.90	1.83
16	KLEPIERRE /EUR/	フランス	REIT	31,656.00	48.00	1,519,437.11	43.90	1,389,665.02	1.80
17	WESTFIELD CORP /AUD/	オーストラリア	株式	180,423.00	7.32	1,320,743.21	6.93	1,249,593.76	1.62
18	KILROY REALTY CORP	米国	REIT	18,155.00	69.88	1,268,699.85	65.33	1,186,066.15	1.54
19	NATIONAL RETAIL PROPERTIES	米国	REIT	32,136.00	37.84	1,216,121.08	35.22	1,131,829.92	1.47
20	CROWN CASTLE INTL CORP	米国	普通株式	12,797.00	80.73	1,033,092.94	83.25	1,065,350.25	1.38
21	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	米国	REIT	27,842.00	38.23	1,064,267.49	36.68	1,021,244.56	1.32
22	SCENTRE GROUP /AUD/	オーストラリア	REIT	372,384.00	2.89	1,076,805.82	2.71	1,007,832.41	1.30
23	HAMMERSON PLC /GBP/	英国	REIT	102,000.00	9.39	958,211.97	9.65	983,900.16	1.27
24	CUBESMART	米国	REIT	36,708.00	23.75	871,756.27	25.46	934,585.68	1.21
25	CAMDEN PROPERTY TRUST	米国	REIT	12,310.00	75.71	932,001.07	72.87	897,029.70	1.16
26	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	米国	REIT	15,613.00	53.88	841,212.15	56.23	877,918.99	1.14
27	EXTRA SPACE STORAGE INC	米国	REIT	11,875.00	65.75	780,736.74	73.84	876,850.00	1.13
28	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	米国	REIT	22,587.00	42.41	957,895.49	38.49	869,373.63	1.13
29	MIRVAC GROUP /AUD/	オーストラリア	REIT	670,556.00	1.34	899,836.78	1.24	833,576.44	1.08
30	FEDERATION CENTRES /AUD/	オーストラリア	合同運用投資	408,494.00	2.27	926,615.32	2.01	821,191.51	1.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2014年9月1日から2015年8月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2011年4月30日)	21,555,745.78	2,612,125,274	11.85	1,436
第2会計年度末 (2012年4月30日)	23,812,738.41	2,885,627,641	11.60	1,406
第3会計年度末 (2013年4月30日)	52,812,246.67	6,399,788,051	13.27	1,608
第4会計年度末 (2014年4月30日)	53,428,595.56	6,474,477,210	12.61	1,528
第5会計年度末 (2015年4月30日)	60,419,333.21	7,321,614,798	13.96	1,692
2014年9月末日	46,348,301.20	5,616,487,139	12.67	1,535
10月末日	51,262,490.93	6,211,988,651	13.54	1,641
11月末日	52,263,430.79	6,333,282,543	13.82	1,675
12月末日	60,581,184.77	7,341,227,970	14.20	1,721
2015年1月末日	70,338,650.44	8,523,637,660	15.04	1,823
2月末日	69,068,240.51	8,369,689,385	14.56	1,764
3月末日	67,809,432.61	8,217,147,044	14.60	1,769
4月末日	60,419,333.21	7,321,614,798	13.96	1,692
5月末日	52,049,078.79	6,307,307,368	13.82	1,675
6月末日	47,241,848.31	5,724,767,178	13.13	1,591
7月末日	49,176,692.60	5,959,231,609	13.73	1,664
8月末日	48,577,503.44	5,886,621,867	13.01	1,577

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2011年4月30日)	45,713,669.77	3,956,518,119	11.88	1,028
第2会計年度末 (2012年4月30日)	39,429,632.27	3,412,634,673	11.47	993
第3会計年度末 (2013年4月30日)	43,603,444.52	3,773,878,123	12.98	1,123
第4会計年度末 (2014年4月30日)	32,210,223.77	2,787,794,867	12.23	1,059
第5会計年度末 (2015年4月30日)	38,269,674.51	3,312,240,329	13.44	1,163
2014年9月末日	34,923,896.45	3,022,663,238	12.24	1,059
10月末日	37,600,012.17	3,254,281,053	13.08	1,132
11月末日	37,989,062.54	3,287,953,363	13.35	1,155
12月末日	39,450,020.59	3,414,399,282	13.71	1,187
2015年1月末日	41,959,425.84	3,631,588,306	14.53	1,258
2月末日	40,041,299.82	3,465,574,499	14.06	1,217
3月末日	39,623,557.00	3,429,418,858	14.07	1,218
4月末日	38,269,674.51	3,312,240,329	13.44	1,163
5月末日	37,070,179.87	3,208,424,068	13.29	1,150
6月末日	35,207,498.13	3,047,208,963	12.63	1,093
7月末日	36,713,630.29	3,177,564,702	13.19	1,142
8月末日	34,501,077.80	2,986,068,284	12.46	1,078

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
第1会計年度末 (2011年4月30日)	11,036,266.07	862,704,919	11.85	926
第2会計年度末 (2012年4月30日)	7,755,411.98	606,240,554	11.41	892
第3会計年度末 (2013年4月30日)	9,260,454.66	723,889,741	12.98	1,015
第4会計年度末 (2014年4月30日)	6,040,569.89	472,191,348	12.32	963
第5会計年度末 (2015年4月30日)	8,887,766.95	694,756,742	13.84	1,082
2014年9月末日	7,489,187.82	585,429,812	12.47	975
10月末日	8,027,836.11	627,535,949	13.35	1,044
11月末日	8,389,095.95	655,775,630	13.63	1,065
12月末日	8,712,684.94	681,070,582	14.03	1,097
2015年1月末日	9,502,421.25	742,804,269	14.90	1,165
2月末日	9,177,922.90	717,438,233	14.44	1,129
3月末日	9,175,854.99	717,276,585	14.46	1,130
4月末日	8,887,766.95	694,756,742	13.84	1,082
5月末日	7,002,004.83	547,346,718	13.71	1,072
6月末日	6,573,824.93	513,875,895	13.04	1,019
7月末日	6,942,685.67	542,709,739	13.66	1,068
8月末日	6,571,416.40	513,687,620	12.93	1,011

【分配の推移】

	米ドル受益証券		豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	(米ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(NZドル)	(円)
第1会計年度	0.40	48.47	0.70	60.59	0.60	46.90
第2会計年度	0.48	58.17	0.84	72.70	0.72	56.28
第3会計年度	0.48	58.17	0.84	72.70	0.72	56.28
第4会計年度	0.48	58.17	0.84	72.70	0.72	56.28
第5会計年度	0.48	58.17	0.84	72.70	0.72	56.28
2014年9月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
10月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
11月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
12月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
2015年1月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
2月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
3月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
4月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
5月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
6月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
7月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
8月	0.04	4.85	0.07	6.06	0.06	4.69
設定来累計	2.48	300.53	4.34	375.63	3.72	290.79

【収益率の推移】

期間	収益率(%) (注)		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
第1会計年度	22.50	25.80	24.50
第2会計年度	1.94	3.62	2.36
第3会計年度	18.53	20.49	20.07
第4会計年度	-1.36	0.69	0.46
第5会計年度	14.51	16.76	18.18

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

第1会計年度の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券	10米ドル
豪ドル受益証券	10豪ドル
NZドル受益証券	10NZドル

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	N Z ドル受益証券
2010年（2010年5月28日から2010年12月末日）	13.30	15.20	14.40
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	0.09	1.71	0.72
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	17.23	20.29	19.16
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	1.75	4.18	3.75
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	25.47	27.86	28.93
2015年（2015年1月1日から2015年8月末日）	-6.13	-5.03	-4.42

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2015年については8月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券	10米ドル
豪ドル受益証券	10豪ドル
N Z ドル受益証券	10N Z ドル

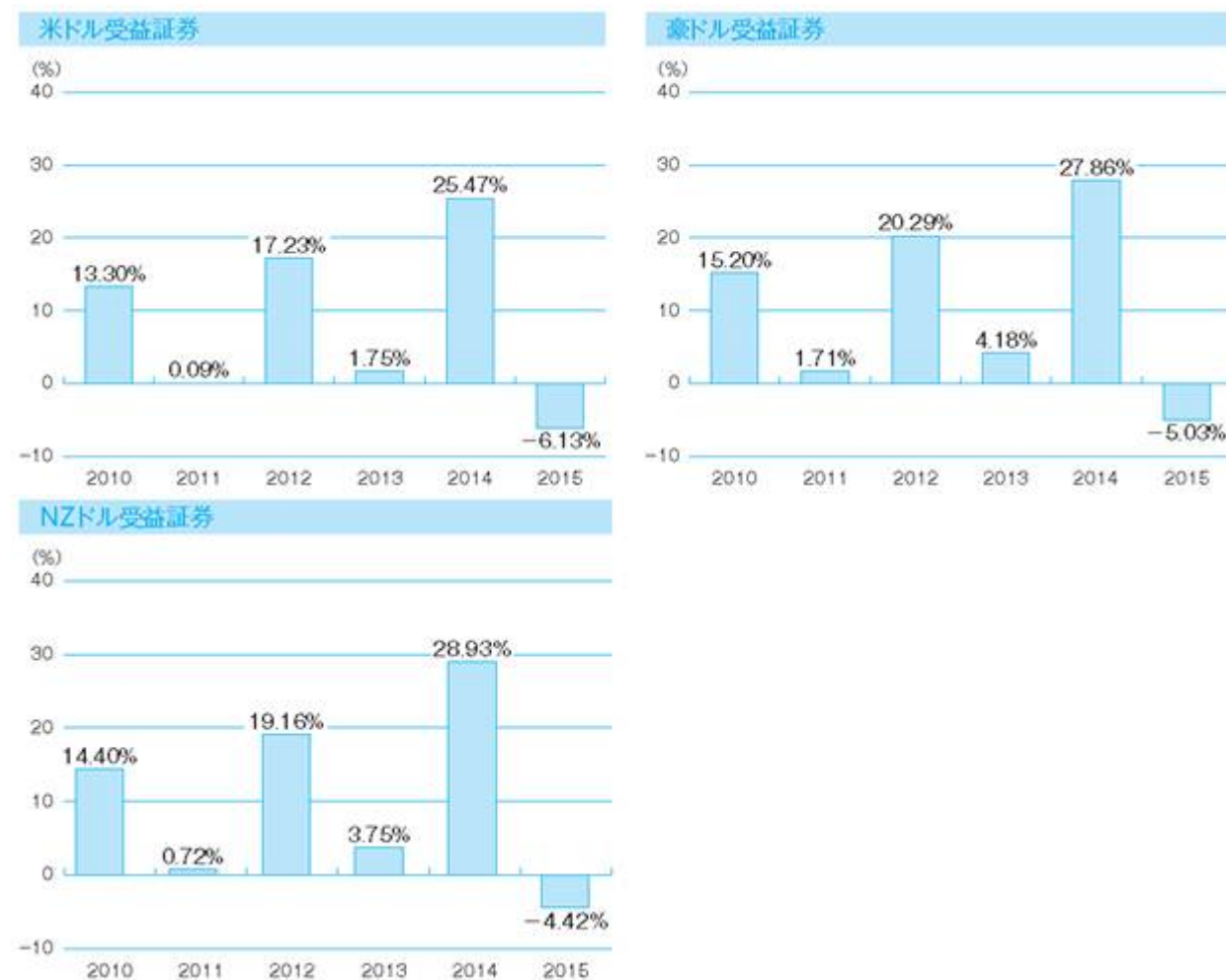
ファンドにはベンチマークはありません。

（参考情報）

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2015年8月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）＊2010年は5月28日から、2015年は8月末日まで



（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

分配金に対する税金は考慮されておりません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	2,399,462 (2,399,462)	580,780 (580,780)	1,818,682 (1,818,682)
第 2 会計年度	2,139,135 (2,139,135)	1,905,560 (1,905,560)	2,052,257 (2,052,257)
第 3 会計年度	3,605,583 (3,605,583)	1,677,830 (1,677,830)	3,980,010 (3,980,010)
第 4 会計年度	2,336,406 (2,336,406)	2,079,840 (2,079,840)	4,236,576 (4,236,576)
第 5 会計年度	2,838,375 (2,838,375)	2,746,558 (2,746,558)	4,328,393 (4,328,393)

豪ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	5,823,740 (5,823,740)	1,975,815 (1,975,815)	3,847,925 (3,847,925)
第 2 会計年度	2,785,012 (2,785,012)	3,195,397 (3,195,397)	3,437,540 (3,437,540)
第 3 会計年度	3,090,791 (3,090,791)	3,169,974 (3,169,974)	3,358,357 (3,358,357)
第 4 会計年度	989,660 (989,660)	1,714,602 (1,714,602)	2,633,415 (2,633,415)
第 5 会計年度	920,390 (920,390)	705,855 (705,855)	2,847,950 (2,847,950)

NZドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	1,424,229 (1,424,229)	492,813 (492,813)	931,416 (931,416)
第 2 会計年度	476,546 (476,546)	728,000 (728,000)	679,962 (679,962)
第 3 会計年度	500,300 (500,300)	466,962 (466,962)	713,300 (713,300)
第 4 会計年度	109,620 (109,620)	332,706 (332,706)	490,214 (490,214)
第 5 会計年度	249,690 (249,690)	97,790 (97,790)	642,114 (642,114)

(注 1) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

(注 2) 第 1 会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除きます。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（以下「ファンド営業日」といいます。）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家（以下に定義します。）に対し受益証券を募集することができます。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とします。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに名義書換代行会社により受領されなければなりません。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日までに受領されなければなりません。

管理会社（もしくはその受任者）は、その裁量により、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、申込代金またはその差額は、申込者のリスクおよび費用負担において可及的速やかに（無利息で）返還されるものとします。

受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができます。管理会社（またはその受任者）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書について受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとします。当該ファンド営業日から10ファンド営業日以内に、管理会社（またはその受任者）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその受任者）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して（利息を付さずに）返還するものとします。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとします。ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された適用除外または通常の新居住会社は含まれません。）は、受益証券を保有できません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売されたか、その他取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行行使する意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ）、（ ）もしくは（ ）に記載された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および1940年米国投資会社法（その後の改正を含みます。）または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止規制

マネー・ロンダリング防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し同人の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、しかるべき者に対し、マネー・ロンダリング防止手続（デューデリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託する場合があります。

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求することができます。ただし、随時改訂される、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）における免除規定が、受託会社、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に適用される特定の場をを除きます。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な身元確認を要求しないことがあります。

- (a) 申込者が、承認された金融機関において本人名義で保有する口座から、投資に係る支払を行う場合
- (b) 申込者が、承認された規制当局の規制下にあり、承認された法域にて設立されたか、またはかかる法域の法律に準拠して設立された場合
- (c) 承認された規制当局の規制下にあり、承認された法域にて設立されたか、またはかかる法域の法律に準拠して設立された仲介者を通じて申込みが行われた場合、また原投資家により行われる手続に関し、保証が付与された場合

これらの免除規定において、金融機関、規制当局または法域の承認は、CIMAが、マネー・ロンダリング防止規制に相当する規制を有する旨承認した法域を参照の上、マネー・ロンダリング防止規制に従い決定されます。

申込者が、確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込みの受諾を拒絶することができ、かかる場合には、資金は、当該金額が当初引き落とされた口座宛に利息なしで返還されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）はまた、受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法もしくはその他の法令違反にあたり得ると嫌疑を抱き、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）による、適用ある法域におけるかかる法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶することができます。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2014年改正）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

ファンドは、ケイマン諸島以外の法域のマネー・ロンダリング防止規制に服します。受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、マネー・ロンダリング防止上のすべての義務を履行するために必要な追加情報を、受益者および受益者になると見込まれる者に請求することができます。申込みにより、受益者になると見込まれる者は、受託会社または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、かかる受益者の情報を、ケイマン諸島およびその他の法域の双方におけるマネー・ロンダリングおよび同様の事項に関する請求に応じて、規制当局その他に対し開示することに同意します。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が管理会社（またはその受任者）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社（またはその受任者）が、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、ならびに（ ）受託会社および／または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人は、譲渡証書に署名するものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるもの

とみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証券原本および上記記載の情報が、管理会社（またはその受任者）によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、本書第一部「証券情報」の「（７）申込期間」に記載される期間中、本書第一部「証券情報」に従って申込みの取扱いが行われます。募集期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。ファンド営業日の午後３時までに各々の申込みが行われ、かつ、日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該ファンド営業日の申込みとして取り扱います。取得申込口数は、各クラスにつき100口以上１口単位です。

ファンド証券１口当りの発行価格は、申込みが受領されたファンド営業日に計算される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の１口当りの純資産価格です。

日本国内における申込手数料（税込）は、10万口未満の購入口数に対して申込金額の3.78%、10万口以上30万口未満の購入口数に対して申込金額の2.70%、30万口以上50万口未満の購入口数に対して申込金額の1.62%、また50万口以上の購入口数に対して申込金額の0.54%です。

受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、買付代金は、外貨で支払うこともできます。

約定日から起算して６国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

なお、JSDAの協会員である販売会社は、ファンドの純資産が１億円相当額未満となる等、JSDAの規則に基づく選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができます。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消すことができないものとします。各買戻通知は、豪ドル受益証券１口、NZドル受益証券１口もしくは米ドル受益証券１口単位または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は原則として、（受託会社および管理会社（またはその受任者）の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該ファンド営業日の午後５時（東京時間）までに、名義書換代行会社がこれを受領するものとします。

受益証券１口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の１口当り純資産価格とします。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとします。買戻代金は、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から７ファンド営業日以内、または当該７ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該７ファンド営業日目の翌営業日までに送金される予定です。

管理会社（またはその受任者）は、その完全な裁量により、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、マネー・ロンダリング防止法の違反もしくは違背にあたる可能性があるかと疑われ、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社もしくはこれらの各々の受任者もしくは代理人による、当該法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要である場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶することができます。

管理会社（またはその受任者）は、以下の状況の場合、買戻請求の全部または一部を停止し、拒絶または取消すことができます。

- (a) ファンドの投資対象の大部分が上場され、取引されまたは取り扱われている証券取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されている場合
- (b) ファンドの投資対象が取引されている外国為替市場が閉鎖されている場合
- (c) ファンドの当該通貨またはファンドが投資する当該証券市場の決済機能が低下している場合
- (d) 管理会社が回避不可能な事由（ファンドが投資する国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更、資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターおよび／もしくは重大な政治体制の変更または戦争の勃発を含みますがこれらに限られません。）に起因して当該市場が閉鎖されるまたは当該市場の流動性が急激に低下する等のその他の非常事態が発生した場合

管理会社（またはその受任者）はまた、大量の買戻請求に対して、円滑にファンドを運用するための防衛策として、ファンドの規模、市場の流動性および／または関係があると思われるその他の条件に鑑み、買戻請求の受付数量を制限し、またはファンド営業日の午後５時（東京時間）より前に買戻請求の受付を停止することができます。

純資産価格の決定が、下記「４（１）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止されます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が決定した場合、または管理会社（もしくはその受任者）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨、書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその受任者）に提供するよう指示することができます、上記が満たされない場合、管理会社（またはその受任者）は、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券１口当たり買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンド営業日に決定される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の１口当たり純資産価格です。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、各ファンド営業日に買戻することができます。ファンド営業日の午後３時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該ファンド営業日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは受益証券１口単位または管理会社がその裁量により決定するその他の口数とします。

受益証券１口当たり買戻価格は、当該ファンド営業日に決定される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の１口当たり純資産価格です。受益証券の買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて支払われます。かかる場合の豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、外貨で支払うこともできます。買戻しの請求が行われた当該ファンド営業日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

日本における約定日は販売会社が買戻注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して6国内営業日目から、買戻代金を支払います。

買戻しに関して、クローズド期間および大口解約の制限等はありません。

注）買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【スイッチング】

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券間のスイッチングはできません。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

各ファンド営業日において、14時現在（ニューヨーク時間）の評価額に基づき、管理会社（またはその受任者）は、IFRSに従って、純資産総額を計算します。ファンド営業日の純資産総額は、（ ）ファンドの資産の価値を評価し、（ ）その評価額からファンドの負債を控除して（この際、受益証券のークラスのみに帰属する資産または負債を無視します。）、米ドル建てで計算されます。

純資産総額は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。ファンド営業日の正午現在（ニューヨーク時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産はNZドルに換算されるものとします。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産を豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

純資産総額は、管理会社（またはその代理としての受任者）によって採択された下記の評価方針に基づいて決定されます。

- (a) 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格で評価されるか、または、管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価されます。北米地域の市場で取引されるすべての証券は、14時現在（ニューヨーク時間）の価格で評価されます。
- (b) 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価されます。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられます。
- (c) 規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価格で評価されます。その決定で考慮される要因は、次のとおりです。（ ）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ ）比較可能な証券の市場性の程度、（ ）予測されるキャッシュフローおよびかかるキャッシュフローの市場基準割引額の分析、（ ）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。
- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価されます。
- (e) その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価されます。

管理会社（またはその受任者）による純資産総額および1口当り純資産価格のすべての計算は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者（またはその受任者）によって認証され、悪意または明らかな誤りがない限り、かかる認証はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとします。また、悪意または明らかな誤りがない限り、管理会社は、第三者から管理会社に提供された評価額に依拠した純資産総額および1口当り純資産価格の計算の誤りについて責任を負いません。受託会社は、管理会社（またはその受任者）によるファンドの資産の評価または純資産総額の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定および/または受益証券の買戻しの停止

管理会社（またはその受任者）は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間中において、純資産価格の計算および/もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに/または買戻代金の支払期限を延期することができます。

- （ ） ファンドの投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ） ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはかかる売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社（またはその受任者）が投資顧問会社と協議の上で判断する場合。
- （ ） ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格

を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社（またはその受任者）が投資顧問会社と協議の上で判断する場合。

- () ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないであろうと管理会社（またはその受任者）が投資顧問会社と協議の上で判断する場合。

管理会社（またはその受任者）は、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は当初2015年4月30日まででしたが、2013年9月26日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2020年4月30日まで延長されました。この延長は2013年10月31日付で効力を生じました。

信託証書に基づき早期に償還する場合を除き（純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）、ファンドは、2020年4月30日の10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2020年4月30日に償還します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- () ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第38条に規定したその他の法域に移動することのいずれかが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が受益者の利益に反すると判断する場合。
- () 受益者が受益者決議でそのような決定をした場合。
- () 信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了する場合。
- () 信託証書第36条に基づき受託会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の受託会社の選任ができない場合。
- () 信託証書第37条に基づき管理会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の管理会社の選任ができない場合。

ファンドが上記の規定に基づき償還する場合、受託会社は直ちにその償還の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年4月30日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの償還

信託証書に基づき早期に償還する場合を除き（純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）、ファンドは、2020年4月30日の10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除いて、2020年4月30日に償還します。

ファンドの償還の際は、管理会社（またはその受任者）は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社（またはその受任者）が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社（またはその受任者）はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を配分するものとします。

注）買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支

払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

(ロ)信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前の書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲で、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「本信託証書の修正」といいます。）を行うことができます。受託会社がその意見において、書面により、本信託証書の修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（本信託証書の修正がなされることに伴い、追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、本信託証書の修正には受益者の決議による承認を必要としません。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、（a）他方当事者に代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、（a）他方当事者に受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が75日前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、（a）他方当事者が保管契約の重要な条項の不履行があり、（かかる不履行が治癒可能な場合に）もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が是正されない場合、または（b）他方当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。保管契約は、トラストが償還した、または受託会社がトラストの受託会社としての職務を辞任したもしくは解任された場合、自動的に解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が75日前の書面による通知を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、（a）事務代行会社契約の重大な不履行が30日以内に治癒されない場合、解約事由を発生させていない当事者からの通知を書面により受領した時点で解約が有効となります。事務代行会社契約は（b）いずれかの当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合にはいつでも、管理

会社または事務代行会社のいずれかにより解約され、（c）ファンドが償還した、または管理会社がファンドの管理会社としての職務を辞任したもしくは解任された場合には自動的に解約されます。

（e）投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前の書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、管理会社または投資顧問会社は、（ ）他方当事者が、その清算（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）に係る決議を採択した、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令した、もしくはその資産につき管財人が任命された場合、（ ）管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（ ）投資顧問契約を違法とする法律または規則が制定された、もしくは投資顧問契約の履行の継続が実行不可能であるもしくは望ましくない当事者が合理的に考えた場合にはいつでも、投資顧問契約を解約することができます。投資顧問契約はまた、すべての受益証券が完全に買い戻された場合、または信託証書に従ってファンドが償還した場合、自動的に解約されます。

（f）副投資顧問契約

副投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前の書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、いずれかの当事者は、他方当事者に、副投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合にはいつでも、副投資顧問契約を解約することができます。副投資顧問契約はまた、投資顧問契約の解約に伴い解約されます。

（g）副事務代行会社契約

副事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が75日前の書面による通知を行うことにより、解約されます。副事務代行会社契約はまた、（a）副事務代行会社契約の重大な不履行が30日以内に治癒されない場合、解約事由を発生させていない当事者からの通知を書面により受領した時点で解約が有効となります。副事務代行会社契約は（b）いずれかの当事者が解散し（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合にはいつでも、事務代行会社または副事務代行会社のいずれかにより解約され、（c）ファンドが償還した、または事務代行会社がファンドの事務代行者としての職務を辞任したもしくは解任された場合には自動的に解約されます。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

() 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 吉田 菜摘子

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)()の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度に関する日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された原文の財務書類を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2015年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場（仲値（1米ドル=121.18円））によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

（１）【貸借対照表】

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
貸借対照表
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2015年４月30日		2014年４月30日	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
資産				
流動資産				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産（注２、３）	97,449,537	11,808,935	87,849,729	10,645,630
現金および現金同等物（注２、３）	1,252,284	151,752	1,159,119	140,462
未収金：				
売却された有価証券	1,389,359	168,363	645,621	78,236
配当金	136,016	16,482	154,759	18,754
発行受益証券	526,121	63,755	1,701,659	206,207
保管会社報酬放棄による未収金	122,015	14,786	86,040	10,426
その他の資産	1,798	218	1,784	216
資産合計	100,877,130	12,224,291	91,598,711	11,099,932
負債				
流動負債				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融負債（注２、３）	1,216,637	147,432	520,615	63,088
未払金：				
取得された有価証券	1,598,626	193,721	1,625,046	196,923
買戻受益証券	536,212	64,978	710,261	86,069
投資顧問会社報酬（注６）	83,645	10,136	71,711	8,690
保管会社報酬（注５）	47,734	5,784	36,349	4,405
代行協会員報酬（注７）	41,822	5,068	35,855	4,345
専門家報酬	28,973	3,511	28,329	3,433
印刷費用	22,240	2,695	27,489	3,331
事務代行会社報酬（注５）	20,803	2,521	21,349	2,587
受託会社報酬（注５）	1,706	207	1,667	202

管理会社報酬（注６）	1,673	203	1,434	174
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産を除く。）	3,600,071	436,257	3,080,105	373,247
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	97,277,059	11,788,034	88,518,606	10,726,685

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンドの受託会社を代理して発行を承認する：

マシュー・ヘファーナン

署 名

2015年 9 月 2 日

日 付

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

（ケイマン籍の投資信託）

包括利益計算書

（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2015年４月30日に 終了した年度		2014年４月30日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益				
受取配当金	3,579,625	433,779	3,617,577	438,378
受取利息	1,154	140	1,528	185
その他の収益	3,777	458	59	7
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る実現純利益／（損失）	10,199,296	1,235,951	(6,771)	(821)
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る未実現評価益／（損）の純変動額	(4,148,709)	(502,741)	(7,709,015)	(934,178)
収益／（損失）合計	9,635,143	1,167,587	(4,096,622)	(496,429)
費用				
投資顧問会社報酬（注６）	926,291	112,248	898,983	108,939
代行協会員報酬（注７）	463,146	56,124	449,492	54,469
保管会社報酬（注５）	295,093	35,759	264,506	32,053
事務代行会社報酬（注５）	132,341	16,037	136,929	16,593
専門家報酬	57,726	6,995	76,547	9,276
管理会社報酬（注６）	18,526	2,245	17,980	2,179
印刷費用	15,607	1,891	39,018	4,728
受託会社報酬（注５）	10,181	1,234	10,078	1,221
前払登録費用	2,897	351	3,059	371
その他の費用	6	1	4,045	490
費用合計	1,921,814	232,885	1,900,637	230,319
保管会社報酬放棄額	(35,975)	(4,359)	(39,200)	(4,750)
費用（純額）	1,885,839	228,526	1,861,437	225,569
営業利益／（損失）	7,749,304	939,061	(5,958,059)	(721,998)

金融費用

買戻可能受益証券保有者に対する分配 （注４）	(4,263,905)	(516,700)	(4,755,555)	(576,278)
分配後税引前利益／（損失）	3,485,399	422,361	(10,713,614)	(1,298,276)
源泉徴収税	(858,960)	(104,089)	(876,813)	(106,252)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産の増加／（減少）	2,626,439	318,272	(11,590,427)	(1,404,528)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

	(米ドル)	(千円)
2013年4月30日現在	105,974,034	12,841,933
買戻可能受益証券の発行手取金	42,483,158	5,148,109
買戻可能受益証券の買戻支払金	(48,348,159)	(5,858,830)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(11,590,427)	(1,404,528)
2014年4月30日現在	88,518,606	10,726,685
買戻可能受益証券の発行手取金	52,681,190	6,383,907
買戻可能受益証券の買戻支払金	(46,549,176)	(5,640,829)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加	2,626,439	318,272
2015年4月30日現在	97,277,059	11,788,034

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
キャッシュ・フロー計算書
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2015年4月30日に 終了した年度		2014年4月30日に 終了した年度	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加 / （減少）	2,626,439	318,272	(11,590,427)	(1,404,528)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加 / （減少）の営業活動における現金収入 / （支出）への調整：				
金融資産の購入	(147,791,956)	(17,909,429)	(109,183,047)	(13,230,802)
金融資産の売却手取金	144,171,038	17,470,646	118,706,446	14,384,847
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る実現純（利益） / 損失	(10,199,296)	(1,235,951)	6,771	821
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る未実現評価（益） / 損の純変動額	4,146,270	502,445	7,731,482	936,901
配当金に係る未収金の減少	18,743	2,271	5,989	726
その他の未収金の（増加）	(35,989)	(4,361)	(39,152)	(4,744)
その他の未払金の増加 / （減少）	24,413	2,958	(37,829)	(4,584)
営業活動による現金収入 / （支出）（純額）	(7,040,338)	(853,148)	5,600,233	678,636
財務活動によるキャッシュ・フロー				
買戻可能受益証券の発行手取金	53,856,728	6,526,358	43,861,721	5,315,163
買戻可能受益証券の買戻支払金	(46,723,225)	(5,661,920)	(50,497,972)	(6,119,344)
財務活動による現金収入 / （支出）（純額）	7,133,503	864,438	(6,636,251)	(804,181)
現金および現金同等物の純増加 / （減少）	93,165	11,290	(1,036,018)	(125,545)
現金および現金同等物の期首残高	1,159,119	140,462	2,195,137	266,007
現金および現金同等物の期末残高	1,252,284	151,752	1,159,119	140,462

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(ケイマン籍の投資信託)
財務書類に対する注記
2015年4月30日に終了した年度
(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

注1 - 組織

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（「ファンド」）は、ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書に基づき、ケイマン法の下に設立された。管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）をファンドの投資顧問会社として任命している。ファンドは、2010年5月28日にその運用を開始した。

トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、フォート・ストリート、バターフィールド・ハウス、私書箱2330である。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に基づく投資信託として認可されており、したがって、ケイマン諸島金融庁の規制下にある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券（REIT等）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することである。REIT等は、(a)すべての法的形態による不動産投資信託証券、(b)すべての法的形態による不動産運用会社、ならびに(c)上記(a)および(b)に準じる会社の優先証券、参加証書および配当権証書等の株式に類似の証券等を含むがこれらに限られない。投資顧問会社（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引（注記2.8を参照のこと。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、米ドル建てである。ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドは、2020年4月30日（「強制買戻日」）に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ（またはこれに相当する米ドルの金額）を下回った場合、早期に償還することができる。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期される）場合がある。

注2 - 重要な会計方針

これらの財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は、以下のとおりである。

表示の基準 - 財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）および取得原価主義に基づいて作成されているが、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の再評価により修正されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、重要な会計上の見積りを行う必要があり、また、経営陣の判断を要する。IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼすものである。かかる見積りおよび仮定は、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいている。

2.1 2014年5月1日より施行される新基準および修正基準

2012年10月、IASBは、IFRS第10号の修正基準 - 「連結財務諸表」、IFRS第12号の修正基準 - 「他の事業体に対する持分の開示」およびIAS第27号の修正基準 - 「個別財務諸表」を公表し、これらにより、すべての子会社は連結されるべきものとするIFRS第10号の原則に除外が導入された。当該修正基準は、投資事業体を定義し、投資事業体である親会社に、特定の子会社に行う投資を、当該子会社を連結せず、IFRS第9号 - 「金融商品」（またはIFRS第9号が適用されていない場合、IAS第39号 - 「金融商品：認識及び測定」）に従い、損益計算書を通じて公正価値で測定することを義務付けている。その結果IASBは、IAS第27号について、投資事業体が子会社に行う投資もまた、個別財務諸表にて損益計算書を通じて公正価値で測定するよう義務付けるための修正を行う決定を下した。IASBはまた、投資事業体の個別財務諸表の開示要件を同様に修正し、投資事業体が、その唯一の財務諸表として個別財務諸表を作成する場合、かかる投資事業体は、別途IFRS第12号で要求される子会社に対する持分に関する開示を行うことが引き続き適切であると言及している。事業体は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より、当該修正基準を適用することが義務付けられている。

2011年12月、IASBIは、IAS第32号の修正基準 - 「金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準により「現時点において法的拘束力のある相殺権」の意味が明確化され、また純額決済と同等とみなされる一部の総額決済システムが明確化された。当該修正基準は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より施行されている。

上記基準の適用による、ファンドへの重大な影響は生じていない。

2.2 新基準および新解釈のうち、ファンドの財務書類に関係あるが、未施行のもの

IFRS第9号 - 「金融商品：分類及び測定」。2009年11月、金融資産の分類および測定に関するIFRS第9号の第1部が公表された。IFRS第9号は、最終的にはIAS第39号に代替するものである。かかる基準は、事業体に対し、金融資産の管理に関する当該事業体のビジネスモデルおよび金融資産に関する契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいてその金融資産を分類し、その後金融資産を償却原価または公正価値のいずれかで測定することを求めている。新基準は、2018年1月1日以降に開始する年度に強制適用されるが、適用に際してファンドに重大な影響を及ぼさないと予測されている。ファンドは関連する金融資産の公正価値を維持するものと予測している。

ファンドに重大な影響を与えると考えられる、その他の未施行の基準、解釈または既存の基準に対する修正基準は存在しない。

2.3 見積りの使用 - IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の計上額に影響を及ぼすものである。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があり、かかる相違は重大なものとなる可能性がある。見積りは、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいて継続的に評価される。

2.4 現金および現金同等物 - ファンドは、すべての現金および満期日まで3ヶ月以内の短期投資対象を、現金および現金同等物とみなしている。2015年4月30日および2014年4月30日現在、ファンドは、以下の現金および現金同等物の残高を保有していた。

	(単位：米ドル)	
	2015年4月30日	2014年4月30日
定期預金	1,245,420	1,158,795
現金	6,864	324
	<u>1,252,284</u>	<u>1,159,119</u>

2.5 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金 - 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金は、貸借対照表の日付現在においてそれぞれ契約締結済であるが決済または受渡しが未了の取引を表している。これらの金額は、当初公正価値で認識され、その後公正価値で測定される。

2.6 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

ファンドは、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債としての投資を、投資開始時に分類する。

b) 認識 / 認識の中止

投資対象の通常の売買は、取引日、すなわちファンドが投資対象の売買を執行した日に認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合またはファンドが所有に関する実質的にすべてのリスクおよび利益を移転した場合は、認識されない。収益は、ファンドに経済的利益が発生する可能性が高く、かつ収益が確実に測定される場合に、発生主義により認識される。すべての費用は、発生主義により包括利益計算書において認識される。

ファンドは、売買を執行した日を基準に証券取引を記録し、取得された有価証券価額は取得額を基準に認識される。実現および未実現（損）益は包括利益計算書の収益の部に計上される。

c) 測定

損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価値で認識され、その後公正価値で測定される。かかる測定は、IFRS第13号 - 「公正価値測定」に基づき、取引市場における直近の売り値(入手可能であれば)を表す。

証券取引所で取引される証券は、測定日において入手可能な直近の価格で評価される。価格が公正価値を反映していない場合、かかる証券は管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により公正価値を反映していると判断する価格で測定される。北米地域の市場で取引されるすべての証券は、14時現在（ニューヨーク時間）の価格で評価される。

証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記段落に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられる。

規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価値で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。（ ）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ ）比較可能な証券の市場性の程度、（ ）予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、（ ）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。

主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価される。

その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価される。

2.7 受取配当金 - 受取配当金は、配当金を受領する権利が確定した時に認識される。これは通常、株式の配当落ち日である。損益計算書を通じて公正価値で測定する証券からの受取配当金は、包括利益計算書において「受取配当金」の項目に計上される。

2.8 為替取引

機能通貨および表示通貨 - ファンドの財務書類中の項目は、機能通貨および表示通貨である米ドルで測定される。

為替先渡取引 - 投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

（ファンドを代理する）投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。米ドル受益証券は米ドル建てであるため、（ファンドを代理する）投資顧問会社は、当該為替取引は行わない。

ファンドはまた、投資戦略の一環として為替先渡取引を行う。当該為替先渡取引は、投資有価証券明細表の未決済為替先渡取引（ファンド合計）に含まれている。ファンド合計為替先渡取引の実現および未実現損益は、ファンド内のすべての受益者に案分して割り当てられる。これらの取引は、主に米ドル建て以外の投資をヘッジする。

為替先渡取引に係る未実現損益は、評価日に公表された情報に基づいた、契約レートと適用される先渡レートとの差額を契約の名目元本に適用することで計算される。

取引および残高 - 米ドル以外の通貨で保有される資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は、収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算される。為替取引から生じる利益および損失は、それらが発生した期間の包括利益計算書において計上され、証券価格の変動から生じる利益および損失と分離して計上しない。

- 2.9 金融商品の相殺** - 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は相殺され、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図または資産を認識すると同時に負債を決済する意図がある場合、その純総額は貸借対照表にて報告される。
- 2.10 受益者への分配** - 管理会社は、受益者に対する、ファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインもしくは未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を宣言することができる。受益者に対する分配は、分配基準日（注記4で定義する。）に計上される。ただし、当該分配基準日がファンド営業日（注記4で定義する。）でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。
- 2.11 クラスの評価** - 純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含むが、これらに限られない。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられる。ファンド営業日の正午現在（ニューヨーク時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産価格はNZドルに換算される。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産価格の総額を豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の発行済受益証券口数で除して計算される。
- 2.12 買戻可能受益証券** - ファンドは、保有者の選択により買戻可能な3つのクラスの受益証券を発行する。かかる受益証券は、すべてが同一ではないために金融負債に分類される。買戻可能受益証券はいつでもファンドの受益証券のクラスに起因するファンドの純資産価格で現金による買戻しを行うことができる。
- 買戻可能受益証券は、保有者がファンドに受益証券を買戻す権利を行使した場合、貸借対照表日において買戻受益証券未払金にて計上される。
- 買戻可能受益証券は、その発行時または買戻時におけるファンドの受益証券1口当り純資産価格に基づき、保有者の請求により発行または買戻される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、買戻可能な各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を各クラスの発行済買戻可能受益証券の総数で除して計算される。
- 2.13 補償** - 受託会社、管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、様々な補償を含む特定の契約を締結する。これらの取決めに基づくファンドの最大エクスポージャーは計り知れない。しかしながら、ファンドは以前にこれらの契約に基づく損害賠償を求められたことはなく、損失のリスクはほとんどないものと予測している。
- 2.14 所得税（ケイマン諸島）** - ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他のケイマン諸島の税金は適用されないため、財務書類中に所得税の項目は設けられていない。ファンドによって得られた受取配当金は一般的に外国の源泉徴収税を課せられる。
- 2.15 公正価値の見積り** - ファンドは、IFRS第7号の基準を遵守している。かかる基準は、ファンドが、測定に用いる入力値の重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを義務付けている。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがある。
- ・レベル1の公正価値測定は、同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）市場相場価格から算出される。
 - ・レベル2の公正価値測定は、資産または負債に関して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から算出される金額）に観測可能な、レベル1における市場相場価格以外の重要な入力値から算出される。
 - ・レベル3の公正価値測定は、重要でありかつ観測可能な市場データに基づかない、資産または負債の入力値（観測不能な入力値）を用いた評価方法により算出される。
- 公正価値測定全体が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して全体的に重要な影響を与える最も低いレベルの入力値を基準として決定される。このため、公正価値測定に対して全体的に入力値の公正価値に対する重要性が評価される。観測不能な入力値に基づく重要な調整を必要とする場合には、観測可能な入力値（すなわち、レベル3の測定）が使用される。特定の入力値の公正価値測定全体に対する重要性の評価には、資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが必要となる。

「観測可能」なデータの判定には、ファンドの重要な判断が必要となる。ファンドは、直ちに入手可能であり、定期的に公表およびアップデートされ、信頼性があり、検証可能であり、かつ公である市場データで、当該市場に活発に参加している独立した情報源が提供したデータを観測可能データとして認識する。

以下の表は、2015年4月30日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価値の要約である。

（単位：米ドル）

	（調整なしの） 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 （レベル1）	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 （レベル2）	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 （レベル3）	2015年 4月30日現在の 公正価値
金融資産				
普通株式および優先株式				
不動産業	3,525,622	-	-	3,525,622
REIT等	93,601,994	-	-	93,601,994
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	321,921	-	321,921
損益計算書を通じて公正価値 で測定する金融資産	97,127,616	321,921	-	97,449,537
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(1,216,637)	-	(1,216,637)
損益計算書を通じて公正価値 で測定する金融負債	-	(1,216,637)	-	(1,216,637)

以下の表は、2014年4月30日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価値の要約である。

	(単位：米ドル)			
	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2014年 4月30日現在の 公正価値
金融資産				
普通株式および優先株式				
不動産業	1,828,323	-	-	1,828,323
REIT等	85,734,289	-	-	85,734,289
保管 / 倉庫業	260,800	-	-	260,800
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	26,317	-	26,317
損益計算書を通じて公正価値 で測定する金融資産	87,823,412	26,317	-	87,849,729
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(520,615)	-	(520,615)
損益計算書を通じて公正価値 で測定する金融負債	-	(520,615)	-	(520,615)

2015年4月30日および2014年4月30日に終了した年度中、レベル間の移動はなかった。

注3 - 金融リスク管理

リスク管理全般 - ファンドは、その業務上、市場リスク（価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク等、さまざまな金融リスクにさらされている。ファンドのリスク管理全般に係るプログラムは、金融市場の予測不可能性に着目し、ファンドの財務実績に及ぶ可能性のある悪影響の最小化を目指す。投資顧問会社は、すべてのリスク種別および業務におけるリスク・エクスポージャーに関して、リスク耐力全体の監視および測定を行う。

価格リスク - 価格リスクとは、個別の金融商品に固有の要因に起因するものであるが、市場で取引される類似の金融商品に影響を及ぼす要因に起因するものであるかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）により金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場価格リスクにさらされている。

以下は、（経営陣が合理的に起こり得ると判断する変動を表す感応度を5%として）海外不動産およびREIT株式価格が5%変動した場合におけるファンドの感応度に関する記述である。したがって、将来の価格変動は感応度分析の結果を上回ることも下回ることもあり、また、かかる変動は必ずしもファンドの純資産に対する実際の影響を示すものではない。

2015年4月30日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、4,856,381米ドルの増加または減少となったと考えられる。

2014年4月30日時点において、その他すべての変数を一定として、海外不動産およびREIT株式価格が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、4,391,171米ドルの増加または減少となったと考えられる。

通貨リスク - ファンドの主な投資は米ドル建てではあるが、ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建て以外の通貨建てで、一定の資産を保有し負債を負っている。また、ファンドは、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関連し為替先渡取引を行う。為替先渡取引は、それらの受益証券の米ドルのエクスポージャーを大幅にヘッジすることを目的に行われる。かかる為替先渡取引により生じる利益および損失は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に割り当てられる。

以下の表は、2015年4月30日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

(単位：米ドル)

2015年4月30日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	105	7,920,828	(293,386)	40,945	7,668,492
カナダドル	118,938	2,273,403	(94,153)	(268,597)	2,029,591
ユーロ	99,928	7,727,656	(361,701)	82,888	7,548,771
英ポンド	12,672	7,093,169	(263,094)	17,362	6,860,109
香港ドル	654	1,211,313	-	-	1,211,967
日本円	6,806	6,583,533	(14,333)	(177,688)	6,398,318
ノルウェー・クローネ	761	-	-	-	761
NZドル	77	213	-	67,641	67,931
スウェーデン・クローナ	671	470,110	(20,755)	-	450,026
シンガポールドル	41,408	1,522,300	(64,558)	50,050	1,549,200
米ドル	970,264	62,647,012	(104,657)	(20,726)	63,491,893
	1,252,284	97,449,537	(1,216,637)	(208,125)	97,277,059

以下の表は、2014年4月30日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。本表は未決済為替先渡取引における未実現損益を算入するものであるが、かかる為替先渡取引における想定エクスポージャーを考慮していない。

(単位：米ドル)

2014年4月30日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価値で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	90,492	7,276,014	(48,536)	(490,509)	6,827,461
カナダドル	152,569	3,862,556	(68,286)	(38,389)	3,908,450
ユーロ	126,569	5,561,080	(40,158)	(50,861)	5,596,630
英ポンド	49,328	5,722,170	(73,536)	(132,024)	5,565,938
香港ドル	113	1,235,678	-	-	1,235,791
日本円	33,713	5,279,607	(43,490)	72,310	5,342,140
ノルウェー・クローネ	-	116,054	(871)	(12,190)	102,993
NZドル	85	256	-	(16,246)	(15,905)
シンガポールドル	7,884	1,887,699	(3,341)	14,965	1,907,207
米ドル	698,366	56,908,615	(242,397)	683,317	58,047,901
	1,159,119	87,849,729	(520,615)	30,373	88,518,606

以下の表は、2015年4月30日および2014年4月30日における外国為替の変動に対するファンドの資産および負債の感応度の要約である。この分析は、その他すべての変数を一定として、該当する外国為替レートが米ドルに対して以下の表に記載された割合で上昇／（低下）したという仮定に基づいている。これは、経営陣が、過去の当該外国為替レートの変動を考慮して算出した、合理的に起こり得る当該レートの変動の最も正確な推定値である。買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産のかかる増減は、主に、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券特有の為替先渡取引における公正価値の変動によるものである。

(単位：米ドル)

通貨	合理的に 起こり得る 変動	2015年 4月30日	通貨	合理的に 起こり得る 変動	2014年 4月30日
----	---------------------	----------------	----	---------------------	----------------

豪ドル	+/-16%	+/-	4,765,214	豪ドル	+/-12%	+/-	3,490,349
カナダドル	+/-10%	+/-	6,480	カナダドル	+/-9%	+/-	7,739
ユーロ	+/-25%	+/-	32,118	ユーロ	+/-5%	+/-	6,935
英ポンド	+/-9%	+/-	25,649	英ポンド	+/-8%	+/-	1,367
香港ドル	+/-0.03%	+/-	3,636	香港ドル	+/-0.1%	+/-	1,236
日本円	+/-16%	+/-	3,287	日本円	+/-5%	+/-	4,557
ノルウェー・クローネ	+/-27%	+/-	206	ノルウェー・クローネ	+/-3%	+/-	340
NZドル	+/-11%	+/-	785,303	NZドル	+/-0.2%	+/-	15,626
スウェーデン・クローナ	+/-29%	+/-	3,746	シンガポールドル	+/-2%	+/-	153
シンガポールドル	+/-5%	+/-	1,246				

金利リスク - 金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、貸借対照表において現金および現金同等物に分類される、定期預金中の短期投資対象を除いて、金利の付された証券を保有していないため、直接的には金利リスクにさらされていない。金利が上昇し、配当利回りが相対的に低下した場合には、REIT等の価格は、通常下落傾向となる。また、借入れを行うREIT等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性がある。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがある。

2015年4月30日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価値は97,127,616米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の99.8%を占めた。

2014年4月30日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価値は87,562,612米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の98.9%を占めた。

信用リスク - ファンドは、信用リスクにさらされている。これは、取引相手方または金融機関がファンドに対する支払債務を履行することができないリスクである。

2015年4月30日および2014年4月30日現在のすべての金融資産に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の現金および現金同等物ならびに為替先渡取引に係る未実現利益の帳簿価額である。ファンドは、担保その他の信用補完を受けていない。ファンドは、保有する現金資源を信用度の高い金融機関に預け入れることによって信用リスクを管理している。

さらに、ファンドは、その投資対象について、保管会社を利用することで信用リスクにさらされている。2015年4月30日および2014年4月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資対象は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」）によって保管されている。保管会社が破綻または支払不能に陥った場合、保管会社において保管されている投資対象に関するファンドの権利が遅延または制限されることがある。

流動性リスク - 流動性リスクとは、ファンドが金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクをいう。

ファンドは、買戻可能受益証券の買戻しを日々行うため、著しい流動性リスクにさらされている。ファンドは、その資産の大部分を、活発な市場で取引されている容易に売却することが可能な証券に投資することにより、このリスクを管理している。ただし、将来においてもかかる流動性の条件が継続するという保証はない。

また、ファンドは、為替先渡取引に伴う契約上の現金流出に関連する流動性リスクにもさらされている。しかしながら、投資有価証券明細表に記載のとおり、かかる流出は対応する為替先渡取引によって純額ベースで管理されている。

取引相手方およびブローカーに関するリスク - 投資顧問会社またはその受任者がファンドの勘定で取引または投資を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、経営難に陥り、ファンドに関して各々が負う債務が不履行となる可能性がある。

かかる債務不履行により、ファンドが重大な損失を被る可能性がある。また、投資顧問会社は、特定の取引を保証するために、取引相手方に対してファンドの勘定で担保を差し入れる場合がある。

ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットティング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクのエクスポージャーの減少を図っている。ファンドは、マスター・ネットティング契約に基づき、取引相手方の信用度が所定の水準を超えて低下した場合に、当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を有する。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者による債務不履行または当該契約の解除の場合に、当該契約に基づくすべての取引を一括清算し、各取引における債務額を一方当事者から他方当事者へ支払われる1つの債務へと純額決済する権利を有する。一般的に、ファンドが店頭取引（「OTC」）デリバティブに関連する取引相手方の信用リスクによって負う最大の損失リスクは、取引相手方がファンドに差し入れた担保を超過する、未実現評価益および取引相手方による未払金の総額である。

ファンドは、OTCデリバティブの取引相手方のために、一定の最低限の譲渡条項に基づき、各取引相手方に係るデリバティブ取引残高の未実現評価益の額を下回らない額の担保の差入れを要求される場合がある。差入担保（もしあれば）は、投資表に記載される。

2015年4月30日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額					
デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に表示されている 資産の純額	金融商品	現金による 受取担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	567	(567)	-	-
	Brown Brothers Harriman & Co.	1	(1)	-	-
	Citibank N.A.	215,459	(104,701)	-	110,758
	HSBC Bank Plc	105,894	(105,894)	-	-
		321,921	(211,163)	-	110,758

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額					
デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に表示されている 負債の純額	金融商品	現金による 差入担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	(94,153)	567	-	(93,586)
	Brown Brothers Harriman & Co.	(6)	1	-	(5)
	Citibank N.A.	(104,701)	104,701	-	-
	HSBC Bank Plc	(1,017,777)	105,894	-	(911,883)
		(1,216,637)	211,163	-	(1,005,474)

2014年4月30日現在、ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は以下のとおりである。

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額					
デリバティブ資産	取引相手方	貸借対照表に表示されている 資産の純額	金融商品	現金による 受取担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	7,463	(7,463)	-	-
	Brown Brothers Harriman & Co.	1	(1)	-	-
	Citibank N.A.	7,404	(7,404)	-	-
	HSBC Bank Plc	11,449	(11,449)	-	-
		26,317	(26,317)	-	-

（単位：米ドル）

貸借対照表における非相殺額の総額					
デリバティブ負債	取引相手方	貸借対照表に表示されている 負債の純額	金融商品	現金による 差入担保	純額
為替先渡取引	Bank of Montreal	(68,286)	7,463	-	(60,823)
	Brown Brothers Harriman & Co.	(17)	1	-	(16)
	Citibank N.A.	(244,914)	7,404	-	(237,510)

HSBC Bank Plc	(207,398)	11,449	-	(195,949)
	(520,615)	26,317	-	(494,298)

注4 - 買戻可能受益証券

受益証券の概要 - 発行される受益証券口数は、制限が無く、無額面である。各受益証券はファンドに対する一定の受益権を表章するため、ファンドの償還時に受益者へ支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額を、かかる時点における当該クラスの発行済受益証券口数の合計で除した額に対する、当該受益者の保有持分額と等しくなる。受益証券は記名式で発行され、申込者が別途要求しない限り、券面は発行されない。ファンドの受益者名簿が受益証券の所有権の最終的な証拠となり、（要求のあった場合に）発行された券面は、かかる券面の発行日において当該受益者名簿に記載されたポジションの証拠となる。

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがある。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決される。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要がある。

受益証券の当初募集 - ファンドは、現在3つのクラスの受益証券を募集している。豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建て、米ドル受益証券は米ドル建てである。受益証券は、豪ドル受益証券1口当り10.00豪ドル、NZドル受益証券1口当り10.00NZドルおよび米ドル受益証券1口当り10.00米ドルの当初募集価格に野村證券株式会社（「販売会社」）に支払われた申込手数料を加算して、2010年5月17日から2010年5月27日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上、NZドル受益証券は100口以上、米ドル受益証券は100口以上であった。

受益証券の継続募集 - ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（「ファンド営業日」）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対する追加の豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券を募集することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し - 受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消すことができないものとする。

分配 - 管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年4月30日に終了した年度において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.7233米ドルで総額1,984,805米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.5762米ドルで総額328,352米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.4800米ドルで総額1,950,748米ドルの分配を宣言し、支払った。

2014年4月30日に終了した年度において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当り合計0.7789米ドルで総額2,424,809米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当り合計0.5920米ドルで総額346,836米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当り合計0.4800米ドルで総額1,983,910米ドルの分配を宣言し、支払った。

2015年4月30日に終了した年度における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	N Z ドル受益証券 (N Z ドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	2,633,415	490,214	4,236,576
受益証券の発行口数	920,390	249,690	2,838,375
受益証券の買戻口数	(705,855)	(97,790)	(2,746,558)
2015年4月30日現在の受益証券口数	2,847,950	642,114	4,328,393
2015年4月30日現在の純資産総額	38,269,675	8,887,767	60,419,333
2015年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格	13.44	13.84	13.96
2015年4月30日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	30,110,578米ドル	6,747,148米ドル	60,419,333米ドル
2015年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格(米ドルで表示)	10.57米ドル	10.51米ドル	13.96米ドル

2014年4月30日に終了した年度における受益証券の取引および受益証券1口当り純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	N Z ドル受益証券 (N Z ドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	3,358,357	713,300	3,980,010
受益証券の発行口数	989,660	109,620	2,336,406
受益証券の買戻口数	(1,714,602)	(332,706)	(2,079,840)
2014年4月30日現在の受益証券口数	2,633,415	490,214	4,236,576
2014年4月30日現在の純資産総額	32,210,224	6,040,570	53,428,596
2014年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格	12.23	12.32	12.61
2014年4月30日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	29,892,703米ドル	5,197,307米ドル	53,428,596米ドル
2014年4月30日現在の受益証券 1口当り純資産価格(米ドルで表示)	11.35米ドル	10.60米ドル	12.61米ドル

ファンドの資本額は、主にこれらの買戻可能受益証券によって構成されている。ファンドは、注記1に記載の投資目的および注記3に記載のリスク管理方針に基づき、買戻可能受益証券の買付申込代金を適切な投資対象に投資し、かつ買戻しに応じるために十分な流動性を維持するよう努める。

注5 - 受託会社、保管会社および事務代行会社報酬

当事者がその他の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際にその他の当事者に多大な影響力を及ぼすことができる場合、当事者は関連しているとみなされる。当該期間中に以下の関連当事者間取引が行われた。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。受託会社は、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬を受け取る。かかる報酬は月毎に計算され支払われ、最低年間報酬を10,000米ドルとする。2015年4月30日および2014年4月30日に終了した年度中に受託会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年4月30日現在の受託会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

受託会社は保管会社との間で保管契約を結んでいる。保管会社は、最低合計年間報酬を5,000米ドルとし、ファンドが各市場で行う投資の市場価格および取引量に基づき月毎に計算され支払われる報酬（ただし、年率0.30%を超えないものとする。）を受け取る。2015年4月30日および2014年4月30日に終了した年度中に保管会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年4月30日現在の保管会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

管理会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「事務代行会社」）との間で事務代行会社契約を結んでいる。事務代行会社は、月毎に計算され支払われるファンドの会計管理役務に関する報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間

最大0.08%の額を受け取る。2015年4月30日および2014年4月30日に終了した年度中に事務代行会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年4月30日現在の事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注6 - 管理会社および投資顧問会社報酬

管理会社は、毎月支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額を受け取る資格を有する。2015年4月30日および2014年4月30日に終了した年度中に管理会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年4月30日現在の管理会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

投資顧問会社は、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる投資顧問会社報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%の額を受け取る。2015年4月30日および2014年4月30日に終了した年度中に投資顧問会社が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年4月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

RREEF アメリカ・エル・エル・シー（「副投資顧問会社」）は、報酬として各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7 - 代行協会員報酬

野村證券株式会社（「代行協会員」）は、2010年3月29日付の代行協会員契約に従い代行協会員に任命された。代行協会員は当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%の報酬（月毎に計算され支払われる）を受け取る。2015年4月30日および2014年4月30日に終了した年度中に代行協会員が受け取った報酬ならびに2015年4月30日および2014年4月30日現在の代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注8 - 後発事象

経営陣は、2015年9月2日、すなわち財務書類が公表可能となった日までの後発事象の検討を行った。

2015年5月1日から2015年9月2日までで、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ2,796,954米ドル、94,152米ドルおよび5,062,357米ドルの募集が行われた。また、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ6,318,296米ドル、1,484,012米ドルおよび13,772,107米ドルの買戻しが行われた。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ598,469米ドル、89,785米ドルおよび606,960米ドルの分配が行われた。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

投資有価証券明細表

2015年4月30日現在

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式 (97.8%)			
オーストラリア (8.1%)			
REIT (8.1%)			
343,179	Federation Centres Ltd.	0.8	796,539
56,379	Galileo Japan Trust	0.1	83,395
152,257	Goodman Group	0.8	748,724
301,065	GPT Group	1.1	1,058,844
32,458	Investa Office Fund	0.1	95,001
254,772	Mirvac Group Class REIT	0.4	402,914
169,166	Novion Property Group	0.3	328,756
392,864	Scentre Group	1.2	1,156,054
367,868	Stockland	1.3	1,285,107
261,108	Westfield Corp.	2.0	1,941,406
			7,896,740
	オーストラリア合計		7,896,740
カナダ (2.3%)			
不動産業 (0.5%)			
29,306	First Capital Realty, Inc.	0.5	484,261
REIT (1.8%)			
19,773	Allied Properties Real Estate Investment Trust	0.7	650,695
19,516	Calloway Real Estate Investment Trust	0.5	491,464
64,993	Chartwell Retirement Residences	0.6	646,416
			1,788,575
	カナダ合計		2,272,836
フィンランド (0.4%)			
不動産業 (0.4%)			
106,400	Citycon OYJ	0.4	343,671
	フィンランド合計		343,671
フランス (5.0%)			
REIT (5.0%)			
5,226	Gecina S.A.	0.7	713,344
3,846	ICADE	0.4	332,885
30,000	Klepierre	1.5	1,449,814
2,540	Societe Fonciere Lyonnaise S.A.	0.1	117,946
8,040	Unibail-Rodamco SE	2.3	2,211,954
			4,825,943
	フランス合計		4,825,943
ドイツ (1.4%)			
不動産業 (1.4%)			
13,200	Deutsche Annington Immobilien SE	0.4	442,933
26,000	Deutsche Wohnen AG	0.7	680,486
15,000	TLG Immobilien AG	0.3	251,625
			1,375,044
	ドイツ合計		1,375,044
香港 (1.2%)			
REIT (1.2%)			
195,000	Link REIT	1.2	1,211,313
	香港合計		1,211,313
アイルランド (0.3%)			
REIT (0.3%)			
200,000	Hibernia REIT Plc	0.3	276,793

アイルランド合計

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式（97.8%）（続き）			
日本（6.8%）			
REIT（6.8%）			
65	アドバンス・レジデンス投資法人クラスREIT	0.2	152,814
126	グローバル・ワン不動産投資法人	0.5	442,022
454	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人クラス REIT	0.5	432,543
191	日本ロジスティクスファンド投資法人クラスREIT	0.4	404,739
246	ジャパンリアルエステイト投資法人クラスREIT	1.2	1,161,607
474	日本リテールファンド投資法人クラスREIT	1.0	1,008,384
295	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.4	405,344
103	日本アコモデーションファンド投資法人クラスA	0.4	400,434
88	日本ビルファンド投資法人クラスREIT	0.5	436,825
145	野村不動産オフィスファンド投資法人クラスA	0.7	664,122
60	プレミア投資法人クラスREIT	0.3	332,874
283	積水ハウス・リート投資法人クラスREIT	0.3	335,024
92	トップリート投資法人クラスREIT	0.4	396,046
			6,572,778
日本合計			
			6,572,778
オランダ（0.5%）			
REIT（0.5%）			
8,320	Wereldhave NV	0.5	531,342
オランダ合計			
			531,342
シンガポール（1.6%）			
不動産業（0.1%）			
21,600	Global Logistic Properties Ltd	0.1	44,798
9,700	United Industrial Corp. Ltd.	0.0	25,092
			69,890
REIT（1.5%）			
161,400	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.3	300,658
103,200	CapitaCommercial Trust	0.1	131,924
211,100	CapitaMall Trust	0.4	348,662
116,000	CapitaRetail China Trust	0.2	151,786
61,000	Mapletree Commercial Trust	0.1	70,847
183,600	Mapletree Industrial Trust	0.2	222,932
57,400	Mapletree Logistics Trust	0.0	53,246
126,500	Suntec Real Estate Investment Trust	0.2	168,864
			1,448,919
シンガポール合計			
			1,518,809
スペイン（0.3%）			
REIT（0.3%）			
28,436	Lar Espana Real Estate Socimi S.A.	0.3	333,243
スペイン合計			
			333,243
スウェーデン（0.5%）			
不動産業（0.5%）			
30,800	Fabege AB	0.5	467,825
スウェーデン合計			
			467,825
英国（7.3%）			
不動産業（0.8%）			
161,600	LXB Retail Properties Plc	0.4	352,377
187,000	Quintain Estates & Development Plc	0.3	275,186
23,600	ST Modwen Properties Plc	0.1	157,368
			784,931
REIT（6.5%）			
145,300	British Land Co Plc	1.9	1,854,230
9,850	Derwent London Plc	0.5	519,408

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
普通株式(97.8%)(続き)			
英国(7.3%)(続き)			
REIT(6.5%)(続き)			
61,000	Great Portland Estates Plc	0.8	745,718
127,200	Hammerson Plc	1.3	1,304,449
89,000	Land Securities Group Plc	1.8	1,703,987
32,700	NewRiver Retail Ltd.	0.2	155,891
			6,283,683
英国合計			7,068,614
米国(62.1%)			
REIT(62.1%)			
7,039	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	0.7	648,222
17,800	American Campus Communities, Inc.	0.7	719,476
95,147	American Realty Capital Properties, Inc.	0.9	859,653
20,567	American Residential Properties, Inc.	0.4	390,156
10,993	Apartment Investment & Management Co. Class A	0.4	417,844
35,415	BioMed Realty Trust, Inc.	0.8	734,507
17,310	Boston Properties, Inc.	2.4	2,298,941
46,386	Brandywine Realty Trust	0.7	675,380
13,588	Camden Property Trust	1.1	1,023,992
7,673	Chesapeake Lodging Trust	0.2	245,306
44,149	Corporate Office Properties Trust	1.2	1,168,624
64,904	CubeSmart Class A	1.5	1,505,773
74,109	DDR Corp.	1.3	1,264,300
70,507	DiamondRock Hospitality Co.	1.0	961,010
43,671	Duke Realty Corp.	0.9	869,926
25,600	DuPont Fabros Technology, Inc.	0.8	800,000
5,042	Equity LifeStyle Properties, Inc. Class A	0.3	268,537
65,502	Equity Residential	5.0	4,863,524
10,087	Essex Property Trust, Inc.	2.3	2,246,879
19,644	Extra Space Storage, Inc.	1.3	1,311,630
10,937	Federal Realty Investment Trust Class REIT	1.5	1,472,448
33,432	General Growth Properties, Inc.	0.9	917,708
13,303	HCP, Inc.	0.6	538,239
26,883	Health Care REIT, Inc.	2.0	1,942,297
36,492	Healthcare Trust of America, Inc. Class A	1.0	946,238
41,450	Host Hotels & Resorts, Inc. Class REIT	0.9	843,922
34,141	Hudson Pacific Properties, Inc.	1.1	1,031,741
79,729	Kimco Realty Corp.	2.0	1,939,807
11,313	LTC Properties, Inc.	0.5	494,265
21,843	Macerich Co.	1.8	1,776,710
1,748	National Health Investors, Inc.	0.1	117,483
13,832	National Retail Properties, Inc. Class REIT	0.5	532,947
68,683	Paramount Group, Inc.	1.3	1,258,959
12,409	Pebblebrook Hotel Trust	0.5	536,937
10,090	Pennsylvania Real Estate Investment Trust	0.2	227,025
73,543	Prologis, Inc.	3.1	2,974,814
7,759	Public Storage	1.5	1,457,683
11,901	Regency Centers Corp.	0.8	751,191
13,526	RLJ Lodging Trust	0.4	403,751
33,366	Simon Property Group, Inc.	6.2	6,069,275
15,534	SL Green Realty Corp.	2.0	1,908,973
66,917	Spirit Realty Capital, Inc.	0.8	758,170
10,439	STORE Capital Corp.	0.2	219,532
82,233	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	1.0	960,482
54,207	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.9	852,134
12,587	Taubman Centers, Inc.	0.9	902,991
43,654	UDR, Inc. Class REIT	1.5	1,437,963
47,702	Ventas, Inc.	3.4	3,305,749
5,512	Vornado Realty Trust	0.6	573,799
			60,426,913
米国合計			60,426,913
普通株式合計			95,121,864
(取得価額: 94,583,453米ドル(11,461,622,835円))			(11,526,867,480円)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)
優先株式（2.0%）			
米国（2.0%） REIT（2.0%）			
7,500	Chesapeake Lodging Trust	0.2	197,700
4,922	CubeSmart	0.1	131,663
10,190	Inland Real Estate Corp.	0.3	270,748
10,065	Pebblebrook Hotel Trust	0.2	266,723
18,031	Retail Properties of America, Inc.	0.5	481,392
24,982	WP GLIMCHER, Inc.	0.7	657,526
			<u>2,005,752</u>
米国合計			<u>2,005,752</u>
優先株式合計			2,005,752
（取得価額：1,959,073米ドル(237,400,466円)）			(243,057,027円)

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価益 / （損） （米ドル）	純資産に 占める 割合 （％）
豪ドル	HSBC Bank Plc	330,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	256,637	2,979	-	2,979	0.00
豪ドル	HSBC Bank Plc	10,561,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	8,331,573	-	(23,087)	(23,087)	(0.02)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	396	2015年 5 月13日	米ドル	317	-	(6)	(6)	(0.00)
豪ドル	Citibank N.A.	33,024	2015年 5 月15日	米ドル	26,012	-	(44)	(44)	(0.00)
カナダドル	Bank of Montreal	70,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	57,208	567	-	567	0.00
カナダドル	Bank of Montreal	2,188,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	1,806,249	-	(349)	(349)	(0.00)
ユーロ	HSBC Bank Plc	240,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	257,012	10,859	-	10,859	0.01
ユーロ	HSBC Bank Plc	7,523,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	8,431,177	-	(34,559)	(34,559)	(0.03)
英ポンド	HSBC Bank Plc	4,854,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	7,460,549	-	(19,975)	(19,975)	(0.02)
英ポンド	HSBC Bank Plc	150,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	223,416	6,515	-	6,515	0.01
日本円	HSBC Bank Plc	23,000,000	2015年 5 月 7 日	米ドル	192,888	-	(1,002)	(1,002)	(0.00)
日本円	HSBC Bank Plc	741,000,000	2015年 5 月 7 日	米ドル	6,193,581	-	(11,512)	(11,512)	(0.01)
スウェーデン・クローナ	HSBC Bank Plc	130,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	15,084	427	-	427	0.00
スウェーデン・クローナ	HSBC Bank Plc	5,279,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	632,388	-	(2,488)	(2,488)	(0.00)
シンガポールドル	HSBC Bank Plc	2,346,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	1,771,622	-	(2,393)	(2,393)	(0.00)
シンガポールドル	HSBC Bank Plc	80,000	2015年 5 月 6 日	米ドル	59,114	1,218	-	1,218	0.00
米ドル	Bank of Montreal	1,776,177	2015年 5 月 6 日	カナダドル	2,258,000	-	(87,499)	(87,499)	(0.09)
米ドル	HSBC Bank Plc	7,427,387	2015年 5 月 6 日	英ポンド	5,004,000	-	(243,118)	(243,118)	(0.25)
米ドル	HSBC Bank Plc	627,144	2015年 5 月 6 日	スウェーデン・クローナ	5,409,000	-	(18,267)	(18,267)	(0.02)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,767,396	2015年 5 月 6 日	シンガポールドル	2,426,000	-	(62,165)	(62,165)	(0.06)
米ドル	HSBC Bank Plc	8,337,346	2015年 5 月 6 日	ユーロ	7,763,000	-	(327,142)	(327,142)	(0.34)
米ドル	HSBC Bank Plc	8,297,853	2015年 5 月 6 日	豪ドル	10,891,000	-	(270,249)	(270,249)	(0.28)
米ドル	HSBC Bank Plc	6,372,136	2015年 5 月 7 日	日本円	764,000,000	-	(1,819)	(1,819)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	205	2015年 5 月11日	N Z ドル	270	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	48,537	2015年 5 月11日	N Z ドル	63,900	60	-	60	0.00
米ドル	Citibank N.A.	20,704	2015年 5 月12日	N Z ドル	27,094	152	-	152	0.00

米ドル	Citibank N.A.	48,790	2015年 5 月13日	豪ドル	60,940	866	-	866	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	151	2015年 5 月15日	豪ドル	192	0*	-	0*	0.00
米ドル	Citibank N.A.	19,509	2015年 5 月15日	豪ドル	24,768	33	-	33	0.00
米ドル	Bank of Montreal	2,143,727	2015年 6 月 4 日	カナダドル	2,606,000	-	(6,305)	(6,305)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank Plc	1,697,990	2015年 6 月 4 日	シンガポールドル	2,250,000	2,273	-	2,273	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	7,084,663	2015年 6 月 4 日	英ポンド	4,611,000	18,040	-	18,040	0.02
米ドル	HSBC Bank Plc	475,841	2015年 6 月 4 日	スウェーデン・クローナ	3,970,000	1,857	-	1,857	0.00
米ドル	HSBC Bank Plc	6,436,556	2015年 6 月 4 日	日本円	770,000,000	10,755	-	10,755	0.01
米ドル	HSBC Bank Plc	8,093,297	2015年 6 月 4 日	ユーロ	7,221,000	30,762	-	30,762	0.03
米ドル	HSBC Bank Plc	8,124,187	2015年 6 月 4 日	豪ドル	10,318,000	20,210	-	20,210	0.02
						107,573	(1,111,979)	(1,004,406)	(1.03)
						(13,035,696円)	((134,749,615)円)	((121,713,919)円)	

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現評価益（米ドル）	未実現評価（損）（米ドル）	未実現純評価益／（損）（米ドル）	純資産に占める割合（％）
豪ドル	Citibank N.A.	38,277,633	2015年 5 月28日	米ドル	29,867,195	214,348 (25,974,691円)	- (-円)	214,348 (25,974,691円)	0.22

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現評価益（米ドル）	未実現評価（損）（米ドル）	未実現純評価益／（損）（米ドル）	純資産に占める割合（％）
NZドル	Citibank N.A.	9,221,973	2015年 5 月28日	米ドル	7,090,595	- (-円)	(104,658) ((12,682,456)円)	(104,658) ((12,682,456)円)	(0.11)

* 0.50米ドル未満の未決済為替先渡取引に係る未実現評価益／（損）。

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
		(米ドル)	(円)
普通株式合計	97.8	95,121,864	11,526,867,480
優先株式合計	2.0	2,005,752	243,057,027
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.3	321,921	39,010,387
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(1.2)	(1,216,637)	(147,432,072)
負債を超過する現金およびその他の資産	1.1	1,044,159	126,531,188
純資産	100.0	97,277,059	11,788,034,010

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND
(A Cayman Islands Trust)
STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION
(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)

	April 30, 2015	April 30, 2014
Assets		
Current Assets		
Financial assets at fair value through profit or loss (Note 2 and 3)	\$ 97,449,537	\$ 87,849,729
Cash and cash equivalents (Note 2 and 3)	1,252,284	1,159,119
Receivables for:		
Securities sold	1,389,359	645,621
Dividends	136,016	154,759
Units issued	526,121	1,701,659
Custody fee waiver receivable	122,015	86,040
Other assets	1,798	1,784
Total assets	100,877,130	91,598,711
Liabilities		
Current Liabilities		
Financial liabilities at fair value through profit or loss (Note 2 and 3)	1,216,637	520,615
Payables for:		
Securities purchased	1,598,626	1,625,046
Units redeemed	536,212	710,261
Investment management fees (Note 6)	83,645	71,711
Custody fees (Note 5)	47,734	36,349
Agent company fees (Note 7)	41,822	35,855
Professional fees	28,973	28,329
Printing fees	22,240	27,489
Administrator fees (Note 5)	20,803	21,349
Trustee fees (Note 5)	1,706	1,667
Management company fees (Note 6)	1,673	1,434
Liabilities (excluding net assets attributable to holders of redeemable units)	3,600,071	3,080,105
Net assets attributable to holders of redeemable units	\$ 97,277,059	\$ 88,518,606

Approved for issuance on behalf of the Trustee of Nomura Master Select – Global REIT Fund by:

Matthew Heffernan

Signed

September 2, 2015

Date

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

	For the year ended April 30, 2015	For the year ended April 30, 2014
Income		
Dividend income	\$ 3,579,625	\$ 3,617,577
Interest income	1,154	1,528
Other income	3,777	59
Net realized gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency transactions	10,199,296	(6,771)
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency translations	(4,148,709)	(7,709,015)
Total income/(loss)	9,635,143	(4,096,622)
Expenses		
Investment management fees (Note 5)	926,291	898,983
Agent company fees (Note 7)	463,146	449,492
Custody fees (Note 5)	295,093	264,506
Administrator fees (Note 5)	132,341	136,929
Professional fees	57,726	76,547
Management company fees (Note 6)	18,526	17,980
Printing fees	15,607	39,018
Trustee fees (Note 5)	10,181	10,078
Prepaid registration fees	2,897	3,059
Other fees	6	4,045
Total expenses	1,921,814	1,900,637
Custody fee waiver	(35,975)	(39,200)
Net expenses	1,885,839	1,861,437
Operating profit/(loss)	7,749,304	(5,958,059)
Finance costs		
Distributions to holders of redeemable units (Note 4)	(4,263,905)	(4,755,555)
Profit/(loss) after distribution and before tax	3,485,399	(10,713,614)
Withholding tax	(858,960)	(876,813)
Increase/(decrease) in net assets attributable to holders of redeemable units from operations	\$ 2,626,439	\$ (11,590,427)

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****STATEMENTS OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO HOLDERS OF REDEEMABLE UNITS****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

At April 30, 2013	\$ 105,974,034
Proceeds from redeemable units issued	42,483,159
Redemption of redeemable units	(48,348,159)
Decrease in net assets attributable to holders of redeemable units from operations	(11,590,427)
At April 30, 2014	\$ 88,518,606
Proceeds from redeemable units issued	52,681,190
Redemption of redeemable units	(46,549,176)
Increase in net assets attributable to holders of redeemable units from operations	2,626,439
At April 30, 2015	\$ 97,277,059

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND
(A Cayman Islands Trust)
STATEMENTS OF CASH FLOWS
(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)

	For the year ended April 30, 2015	For the Year ended April 30, 2014
CASH FLOW FROM OPERATING ACTIVITIES:		
Increase/(decrease) in net assets attributable to holders of redeemable units from operations	\$ 2,626,439	\$ (11,590,427)
Adjustments to reconcile increase/(decrease) in net assets attributable to holders of redeemable units from operations to cash provided by/(used in) operating activities:		
Purchase of financial assets	(147,791,956)	(109,183,047)
Proceeds from disposition of financial assets	144,171,038	118,706,446
Net realized (gain)/loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency transactions	(10,199,296)	6,771
Net change in unrealized (appreciation)/depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency translations	4,146,270	7,731,482
Decrease in dividends receivable	18,743	5,989
(Increase) in other receivables	(35,989)	(39,152)
Increase/(decrease) in other payables	24,413	(37,829)
Net cash provided by/(used in) operating activities	<u>(7,040,338)</u>	<u>5,600,233</u>
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES:		
Proceeds from redeemable units issued	53,856,728	43,861,721
Redemption of redeemable units	<u>(46,723,225)</u>	<u>(50,497,972)</u>
Net cash provided by/(used in) financing activities	<u>7,133,503</u>	<u>(6,636,251)</u>
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	93,165	(1,036,018)
Cash and cash equivalents at beginning of the year	1,159,119	2,195,137
Cash and cash equivalents at end of the year	<u>\$ 1,252,284</u>	<u>\$ 1,159,119</u>

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)****1. ORGANIZATION**

Nomura Master Select – Global REIT Fund (the "Fund") is a series trust of Nomura Master Select (the "Trust"), established by a Supplemental Trust Deed dated March 19, 2010, which is supplemental to the Master Trust Deed dated August 7, 2009, under the laws of the Cayman Islands and entered into by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), an entity controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. The Management Company has appointed Nomura Asset Management Co., Ltd. to serve as the investment manager to the Fund (the "Investment Manager"). The Fund commenced operations on May 28, 2010.

The principal office for the Trust is at Butterfield House, Fort Street, P.O. Box 2330, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands.

The Trust is licensed as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and accordingly is regulated by the Cayman Islands Monetary Authority.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed portfolio consisting mainly of real estate investment trusts (REITs) and real estate related securities worldwide in different currencies: Australian Dollars for Class A units, New Zealand Dollars for Class B units and U.S. Dollars for Class C units. REITs and real estate related securities include, but are not limited to, (a) REITs of any legal form, (b) real estate operating companies of any legal form, as well as (c) securities similar to equities, such as preferred securities, participation and dividend-right certificates of companies according to (a) and (b) above. The Investment Manager (or its delegate) intends to achieve this objective principally through investments in REITs and real estate related securities which are listed on or are to be listed on stock exchanges or are traded or are to be traded in any regulated markets in the world while executing currency transactions (see Note 2.8).

The Fund is denominated in U.S. Dollars. Three classes of units in the Fund are currently available for issue, Class A units denominated in Australian Dollars (AUD), Class B units denominated in New Zealand Dollars (NZD) and Class C units denominated in U.S. Dollars (US\$).

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on April 30, 2020 (the "Mandatory Repurchase Date"). The Fund may be terminated earlier in the event that the net asset value falls below Euro 10 million (or U.S. Dollar equivalent) at any time. The Fund may also be terminated earlier (or the termination may be postponed) in other circumstances as described in the Trust Deed.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below.

Basis of Presentation — The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) and under the historical-cost convention as modified by the revaluation of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates and requires management to exercise its judgment. The presentation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent liabilities at the date of the financial statements. Estimates and assumptions are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

2.1 New standards and amendments effective for May 1, 2014

In October 2012, IASB issued amendments to IFRS 10, 'Consolidated financial statements', IFRS 12, 'Disclosures of interests in other entities' and IAS 27, 'Separate Financial Statement', which introduced an exception to the principle in IFRS 10 that all subsidiaries shall be consolidated. The amendments define an investment entity and require a parent that is an investment entity to measure its investments in particular subsidiaries at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 'Financial Instruments' (or IAS 39 'Financial Instruments: Recognition and Measurement', if IFRS 9 has not yet been adopted) instead of consolidating those subsidiaries. Consequently, IASB decided to amend IAS 27 to require an investment entity to also measure its investments in subsidiaries at fair value through profit or loss in its separate financial statements. IASB also made corresponding amendments to the disclosure requirements for an investment entity's separate

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

financial statements, noting that if an investment entity prepares separate financial statements as its only financial statements, it is still appropriate for the investment entity to make disclosures otherwise required in IFRS 12 about its interests in subsidiaries. Entities are required to apply the amendments for annual periods beginning on or after January 1, 2014.

In December 2011, the IASB issued Amendments to IAS 32 'Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities' which includes clarification on the meaning of 'currently has a legally enforceable right of set-off' and clarification on some gross settlement systems that may be considered equivalent to net settlement. The amendments are effective for fiscal years beginning on or after January 1, 2014.

Application of the above standards has had no material impact on the Fund.

2.2 New standards and interpretations that are relevant to the Fund's financial statements, but not effective until future dates

IFRS 9 'Financial Instruments: Classification and measurement'. In November 2009, the first part of IFRS 9 was issued and related to the classification and measurement of financial assets. IFRS 9 will ultimately replace IAS 39. The standard requires an entity to classify its financial assets on the basis of the entity's business model for managing the financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial asset, and subsequently measure the financial assets either at amortized cost or fair value. The new standard is mandatory for annual periods beginning on or after January 1, 2018 and is not expected to materially impact the Fund upon adoption as the Fund expects it will be able to continue to fair value its relevant financial assets.

There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are not yet effective that would be expected to have a significant impact on the Fund.

2.3 Use of Estimates — The presentation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results could differ from these estimates and such differences could be material. Estimates are continually evaluated based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

2.4 Cash and Cash Equivalents — The Fund considers all cash and short-term investments with a maturity of three months or less to be cash and cash equivalents. At April 30, 2015 and 2014 the Fund held the following balances as cash and cash equivalents.

	April 30, 2015	April 30, 2014
Time Deposits	\$ 1,245,420	\$ 1,158,795
Cash	6,864	324
	<u>\$ 1,252,284</u>	<u>\$ 1,159,119</u>

2.5 Receivables for Securities Sold and Payables for Securities Purchased — Receivables for securities sold and payables for securities purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled or delivered on the date of the statements of financial position, respectively. These amounts are initially recognized and subsequently measured at fair value.

2.6 Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

a) Classification

The Fund classifies its investments as financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss at inception.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)****b) Recognition/Derecognition**

Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Income is recognized on an accrual basis to the extent that it is probable that the economic benefits will flow to the Fund and the income can be reliably measured. All expenses are recognized in the statements of comprehensive income on the accrual basis.

The Fund records security transactions on a trade date basis, recognizing the cost of securities purchased on an identified cost basis. Realized and unrealized gains or (losses) are recorded in the statements of comprehensive income in the income section.

c) Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized and subsequently measured at fair value, which represents the last reported sale prices per the quoted market, if available, in accordance with IFRS 13- 'Fair value measurement'.

Securities which are traded on stock exchanges will be valued at the last available price on the measurement date. If such prices do not reflect fair value, then such securities will be measured at fair value at the discretion of the Management Company (or its delegate). All securities traded on markets in the North American region will be valued as at 14:00 New York time.

Securities which are not traded on any stock exchange will be valued, if dealt in on any other regulated market, in a manner as near as possible to that described in the paragraph above, unless the Management Company (or its delegate) determines that some other form of valuation, such as, in relation to the cash funds, the amortization method, which may be an appropriate method of valuation of short-dated transferable securities, better reflects their fair values, in which event that form of valuation will be used.

Restricted securities will be valued at their fair value as determined by the Management Company (or its delegate). Among the factors which may be considered in making such determination are (i) the nature and duration of the restrictions upon disposition of the securities, (ii) the extent to which there is a market for comparable securities, (iii) analysis of projected cash flows and market standard discount on such cash flows and (iv) the initial discount from such market value, if any, at which such securities were acquired from the market value of unrestricted comparable securities due to lack of liquidity or restrictions.

The value of any investment, security or other asset which is traded principally on a market made among professional dealers and institutional investors will be determined by reference to the last available price as on the valuation point in each respective market.

All other assets will be valued at their respective estimated sales prices as determined by the Management Company (or its delegate).

- 2.7 Dividend Income** — Dividend income is recognized when the right to receive income is established. Usually this is the ex-dividend date for equity securities. Dividend income from equity securities designated at fair value through profit or loss is recognized in the "Dividend income" line in the statements of comprehensive income.

2.8 Foreign Currency Transactions

Functional and Presentation Currency — Items included in the Fund's financial statements are measured in U.S. Dollars, which is the functional and presentation currency.

Forward Currency Contracts — The Investment Manager, on behalf of the Fund, enters into certain currency transactions for the Class A units and the Class B units. The currency transactions involve converting the subscription proceeds of the Class A Units and the Class B Units respectively into U.S. Dollars and managing these assets together with the assets of the Class C Units in one pool (the "Portfolio"). The Portfolio is divided into three parts, one attributable to Class A Units, the second to Class B Units and the third to Class C Units in accordance with the total net assets of each such class of Units. For Class A and Class B Units, forward currency contracts are entered into for currency hedging by buying such currencies forward against the U.S. Dollar as follows:

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

(a) Class A Units: buying AUD forward against US\$ in AUD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of US\$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class A Units under normal circumstances.

(b) Class B Units: buying NZD forward against US\$ in NZD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of US\$ exposure of the net asset value (excluding unrealized currency gain or loss) attributable to Class B Units under normal circumstances.

The Investment Manager (on behalf of the Fund) intends in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of US\$ exposure of the net asset value. Class C units are denominated in U.S. Dollars and the Investment Manager (on behalf of the Fund) will not enter currency forward transactions for currency hedging purposes.

The Fund also enters into forward currency contracts as part of its investment strategy. Such forward currency contracts are included within Open Forward Currency Contracts (Total Fund) on the portfolio of investments. Realized and unrealized gains and losses on Total Fund forward currency contracts are allocated pro-rata amongst all unitholders within the Fund and those contracts primarily hedge against non-US\$ denominated investments.

Unrealized gains and losses on forward currency contracts are calculated as the difference between the contract rate and the applicable forward rate, based upon rates reported in published sources on the valuation date, applied to the notional amount of the contract.

Transactions and Balances – Assets and liabilities held in currencies other than U.S. Dollars are translated at the rate of exchange prevailing at the statements of financial position date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Gains and losses arising on foreign currency transactions are included in the statements of comprehensive income in the period in which they occur and are not reported separately from gains and losses arising from movement in securities prices.

2.9 Offsetting Financial Instruments — Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are offset and the net amount is reported in the statements of financial position when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously.

2.10 Distributions to Unitholder — The Management Company may declare distributions to the Unitholders from the investment income and net realized capital gains of the Fund and once exhausted the unrealized capital gains or capital of the Fund. Distributions to Unitholders are recorded on the Record Date (as defined in Note 4) provided that if the Record Date is not a Business Day (as defined in Note 4), the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

2.11 Share Class Valuation — The net asset value is allocated between the Class A Units, the Class B Units and the Class C Units based on a reasonable allocation method as determined by the Management Company (or its delegate) so as to ensure that the assets and liabilities (including, without limitation, any gain or loss from the currency transactions which is allocated to both Class A Units and Class B Units separately) attributable to the Class A Units, the Class B Units and the Class C Units, as the case may be, are effectively borne by the holders of the Class A Units, the Class B Units and the Class C Units respectively, as the case may be, only and not by the holders of Units of any other class of Units. The net asset value attributable to the Class A Units is converted into AUD and the net asset value attributable to the Class B Units is converted into NZD at the applicable exchange rate at 12:00 noon New York time on the Business Day. The net asset value per Unit of the Class A Units, the Class B Units and the Class C Units is calculated by dividing the total net asset value attributable to the Class A Units, the Class B Units and Class C Units, as the case may be, by the number of Class A Units, Class B Units or Class C Units, as the case may be, then outstanding.

2.12 Redeemable Units — The Fund issues three classes of redeemable units which are redeemable at the holder's option. Such units are classified as financial liabilities as all classes of units are not identical. Redeemable units can be put back to the Fund at any time for cash equal to a proportionate share of the Fund's net asset value attributable to the unit class.

The redeemable units are carried at the redemption amount that is payable at the statements of financial position date if the holder exercises the right to put the unit back to the Fund.

Redeemable units are issued and redeemed at the holder's option at prices based on the Fund's net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Fund's net asset value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to the holders of each class of redeemable units with the total number of outstanding redeemable units for each respective class.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

2.13 Indemnities — The Trustee, Management Company and Investment Manager, on behalf of the Fund, enter into certain contracts that contain a variety of indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Fund has not had prior claims of losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

2.14 Income Taxes (Cayman Islands) — Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other Cayman Island taxes payable by the Fund. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Dividend income earned by the Fund is generally subject to foreign withholding tax at source.

2.15 Fair Value Estimation — The Fund complies with IFRS 7, which requires the Fund to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 fair value measurements are those derived from significant inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e., as prices) or indirectly (i.e., derived from prices);
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are both significant and not based on observable market data (unobservable inputs).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of April 30, 2015 in valuing the Fund's financial assets and liabilities:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 04/30/15
Financial assets				
Common and Preferred Stocks				
Real Estate	\$ 3,525,622	\$ —	\$ —	\$ 3,525,622
REITS	93,601,994	—	—	93,601,994
Financial Derivative Instruments				
Forward Currency Contracts	—	321,921	—	321,921
Financial assets, at fair value through profit or loss	\$ 97,127,616	\$ 321,921	\$ —	\$ 97,449,537
Financial liabilities				
Financial Derivative Instruments				
Forward Currency Contracts	—	(1,216,637)	—	(1,216,637)
Financial liabilities, at fair value through profit or loss	\$ —	\$ (1,216,637)	\$ —	\$ (1,216,637)

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of April 30, 2014 in valuing the Fund's financial assets and liabilities:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 04/30/14
Financial assets				
Common and Preferred Stocks				
Real Estate	\$ 1,828,323	\$ —	\$ —	\$ 1,828,323
REITS	65,734,289	—	—	65,734,289
Storage/Warehousing	260,800	—	—	260,800
Financial Derivative Instruments				
Forward Currency Contracts	—	26,317	—	26,317
Financial assets, at fair value through profit or loss	\$ 87,823,412	\$ 26,317	\$ —	\$ 87,849,729
Financial liabilities				
Financial Derivative Instruments				
Forward Currency Contracts	—	(520,615)	—	(520,615)
Financial liabilities, at fair value through profit or loss	\$ —	\$ (520,615)	\$ —	\$ (520,615)

There were no transfers between levels for the years ended April 30, 2015 and 2014.

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

Overall Risk Management — The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, currency risk and interest rate risk), credit risk, and liquidity risk. The Fund's overall risk management program focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimize potential adverse effects on the Fund's financial performance. The Investment Manager monitors and measures the overall risk bearing capacity in relation to the aggregate risk exposure across all risk types and activities.

Price Risk — Price risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market prices (other than those arising from interest risk or currency risk), whether those changes are caused by factors specific to the individual financial instrument, or factors affecting similar instruments traded in the market. The Fund is exposed to market price risk arising from its investments in securities and derivatives.

The following details the Fund's sensitivity to a 5% increase and decrease in global real estate and REITS equity prices, with 5% being the sensitivity rate representing management's assessment of a reasonably possible change. Accordingly, future price movements may be more or less than the sensitivity analysis and such movements are not necessarily indicative of the actual effect on the Fund's net assets.

At April 30, 2015, if global real estate and REITS equity prices had been 5% higher or lower with all other variables held constant, the operating profit of the Fund would have been \$4,856,381 higher or lower.

At April 30, 2014, if global real estate and REITS equity prices had been 5% higher or lower with all other variables held constant, the operating profit of the Fund would have been \$4,391,171 higher or lower.

Currency Risk — Although the Fund's main investments are US\$ denominated, the Fund does hold certain assets and incurs certain liabilities denominated in currencies other than U.S. Dollars, the functional and presentation currency of the Fund. The Fund also enters into forward currency contracts in relation to the Class A (AUD), and Class B (NZD) share classes, in order to attempt to substantially hedge the US\$ exposures for those classes. All gains and losses on such forward currency contracts are allocated to the respective Class A (AUD) and Class B (NZD).

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

The following is a table highlighting the various foreign currency exposures of the Fund as of April 30, 2015. The table includes unrealized gain or loss on open forward currency contracts, however excludes the notional exposure on such forward currency contracts.

At April 30, 2015		Cash and Cash Equivalents	Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss	Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss	Other Assets and Other Liabilities	Net
Australian Dollar	AUD	\$ 105	\$ 7,920,628	\$ (293,396)	\$ 40,945	\$ 7,668,492
Canadian Dollar	CAD	118,938	2,273,403	(94,153)	(268,597)	2,029,591
Euro	EUR	99,926	7,727,656	(361,701)	82,888	7,548,771
British Pound	GBP	12,672	7,093,169	(263,094)	17,362	6,860,109
Hong Kong Dollar	HKD	654	1,211,313	—	—	1,211,967
Japanese Yen	JPY	6,806	6,583,533	(14,333)	(177,688)	6,398,318
Norwegian Krone	NOK	761	—	—	—	761
New Zealand Dollar	NZD	77	213	—	67,641	67,931
Swedish Krona	SEK	671	470,110	(20,755)	—	450,026
Singapore Dollar	SGD	41,408	1,522,300	(64,558)	50,050	1,549,200
United States Dollar	US\$	970,264	62,647,012	(104,857)	(20,726)	63,491,893
		<u>\$ 1,252,284</u>	<u>\$ 97,449,537</u>	<u>\$ (1,216,637)</u>	<u>\$ (208,125)</u>	<u>\$ 97,277,059</u>

The following is a table highlighting the various foreign currency exposures of the Fund as of April 30, 2014. The table includes unrealized gain or loss on open forward currency contracts, however excludes the notional exposure on such forward currency contracts.

At April 30, 2014		Cash and Cash Equivalents	Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss	Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss	Other Assets and Other Liabilities	Net
Australian Dollar	AUD	\$ 90,492	\$ 7,276,014	\$ (48,536)	\$ (490,509)	\$ 6,827,461
Canadian Dollar	CAD	152,569	3,862,556	(68,286)	(38,389)	3,908,450
Euro	EUR	126,569	5,561,080	(40,158)	(50,861)	5,596,630
British Pound	GBP	49,328	5,722,170	(73,536)	(132,024)	5,565,938
Hong Kong Dollar	HKD	113	1,235,678	—	—	1,235,791
Japanese Yen	JPY	33,713	5,279,607	(43,490)	72,310	5,342,140
Norwegian Krone	NOK	—	116,054	(871)	(12,190)	102,993
New Zealand Dollar	NZD	85	256	—	(16,246)	(15,905)
Singapore Dollar	SGD	7,884	1,887,699	(3,341)	14,965	1,907,207
United States Dollar	US\$	698,366	56,908,615	(242,397)	683,317	58,047,901
		<u>\$ 1,159,119</u>	<u>\$ 87,849,729</u>	<u>\$ (520,615)</u>	<u>\$ 30,373</u>	<u>\$ 88,518,606</u>

The table below summarizes the sensitivity of the Fund's assets and liabilities to changes in foreign exchange movements at April 30, 2015 and 2014. The analysis is based on the assumptions that the relevant foreign exchange rate increased/decreased against USD by the percentages disclosed in the table below, with all other variables held constant. This represents management's best estimate of a reasonably possible shift in the foreign exchange rates, having regard to historical volatility of those rates. This increase or decrease in the net assets attributable to holders of redeemable units arises mainly from a change in the fair value of the Class A and Class B specific forward currency contracts.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

Currency	Reasonably possible shift		April 30, 2015	Currency	Reasonably possible shift		April 30, 2014
AUD	+/- 16%	+/-	\$ 4,765,214	AUD	+/- 12%	+/-	\$ 3,490,349
CAD	+/- 10%	+/-	\$ 6,480	CAD	+/- 9%	+/-	\$ 7,739
EUR	+/- 25%	+/-	\$ 32,118	EUR	+/- 5%	+/-	\$ 6,935
GBP	+/- 9%	+/-	\$ 25,649	GBP	+/- 8%	+/-	\$ 1,367
HKD	+/- 0.03%	+/-	\$ 3,636	HKD	+/- 0.1%	+/-	\$ 1,236
JPY	+/- 16%	+/-	\$ 3,287	JPY	+/- 5%	+/-	\$ 4,557
NOK	+/- 27%	+/-	\$ 206	NOK	+/- 3%	+/-	\$ 340
NZD	+/- 11%	+/-	\$ 785,303	NZD	+/- 0.2%	+/-	\$ 15,626
SEK	+/- 29%	+/-	\$ 3,746	SGD	+/- 2%	+/-	\$ 153
SGD	+/- 5%	+/-	\$ 1,246				

Interest Rate Risk — Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The Fund has no direct exposure to interest rate risk as it doesn't hold any interest yielding securities, other than in respect of short term investment in time deposits, which are classified with cash and cash equivalents on the statements of financial position. The price of REITs and real estate related securities tends generally to decline on occasions where interest rates rise and dividend yields relatively decline. Also, with regards to REITs and real estate related securities which engage in borrowing, their earnings may deteriorate in situations of rising interest rates which increase their interest payment obligations. In those cases, the value of the Fund's investment portfolio of REITs and real estate related securities may be affected and the net asset value may suffer a loss.

As of April 30, 2015, the fair value of the Fund's investment portfolio of REITs and real estate related securities was \$97,127,616, which represented 99.8% of net assets attributable to holders of redeemable units.

As of April 30, 2014, the fair value of the Fund's investment portfolio of REITs and real estate related securities was \$87,562,612, which represented 98.9% of net assets attributable to holders of redeemable units.

Credit Risk — The Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty or a financial institution will be unable to honor its financial obligation to the Fund.

The maximum exposures to credit risk of all financial assets at April 30, 2015 and 2014 are the carrying amounts of the cash and cash equivalents and unrealized gains on forward currency contracts as shown on the statements of financial position. No collateral or other credit enhancements are held by the Fund. The Fund manages its credit risk by placing its available cash resources with highly reputable financial institutions.

Additionally, the Fund is exposed to credit risk through the use of a custodian for its investments. At April 30, 2015 and 2014, substantially all cash and cash equivalents and investments are placed in custody with Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"). Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Fund's rights with respect to its investments held by the Custodian to be delayed or limited.

Liquidity Risk — Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities.

The Fund is exposed to daily redemptions of its redeemable units and therefore the Fund is exposed to significant liquidity risk. The Fund manages this risk by investing the majority of its assets in securities that are traded in an active market and can be readily disposed of, however there is no guarantee that such liquidity terms will always exist in the future.

The Fund also has liquidity risk associated with contractual cash outflows associated with its forward currency contracts. However, such outflows, as presented in the portfolio of investments, are managed on a net basis from the other side of the forward currency contract.

Counterparty and Broker Risk — The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Investment Manager or its delegate trades or invests for the account of the Fund, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Fund.

Any such default could result in material losses to the Fund. In addition, the Investment Manager may pledge collateral for the account of the Fund to the counterparties in order to secure certain transactions.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

The Fund attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk by entering into master netting agreement with each of its counterparties. The master netting agreement gives the Fund the right to terminate all transactions traded under such agreement upon deterioration in the credit quality of the counterparty beyond specified levels. The master netting agreement gives each party the right, upon an event of default by the other party or a termination of the agreement, to close out all transactions traded under such agreement and to net amounts owed under each transaction to one payable by one party to the other. The Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk related to over-the-counter ("OTC") derivatives is generally the aggregate unrealized appreciation and unpaid counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Fund. The Fund may be required to pledge collateral for the benefit of the counterparties on OTC derivatives in an amount not less than each counterparty's unrealized appreciation on outstanding derivative contracts, subject to certain minimum transfer provisions, and such pledged collateral, if any, is identified in the schedule of investments.

As of April 30, 2015 the Fund's derivative assets and liabilities were as follows:

Gross amounts not offset in the Statements of Financial Position

Derivative Assets	Counterparty	Net Amounts of Assets presented in the Statements of Financial Position	Financial Instruments	Cash Collateral Received	Net Amount
Forward Currency Contracts	Bank of Montreal	\$ 567	\$ (567)	\$ —	\$ —
	Brown Brothers Harriman & Co	1	(1)	—	—
	Citibank N.A.	215,459	(104,701)	—	110,758
	HSBC Bank Plc	105,894	(105,894)	—	—
		<u>\$ 321,921</u>	<u>\$ (211,163)</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ 110,758</u>

Gross amounts not offset in the Statements of Financial Position

Derivative Liabilities	Counterparty	Net Amounts of Liabilities presented in the Statements of Financial Position	Financial Instruments	Cash Collateral Pledged	Net Amount
Forward Currency Contracts	Bank of Montreal	\$ (94,153)	\$ 567	\$ —	\$ (93,586)
	Brown Brothers Harriman & Co	(6)	1	—	(5)
	Citibank N.A.	(104,701)	104,701	—	—
	HSBC Bank Plc	(1,017,777)	105,894	—	(911,883)
		<u>\$ (1,216,637)</u>	<u>\$ 211,163</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ (1,005,474)</u>

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

As of April 30, 2014 the Fund's derivative assets and liabilities were as follows:

Gross amounts not offset in the Statements of Financial Position					
Derivative Assets	Counterparty	Net Amounts of Assets presented in the Statements of Financial Position	Financial Instruments	Cash Collateral Received	Net Amount
Forward Currency Contracts	Bank of Montreal	\$ 7,463	\$ (7,463)	\$ –	\$ –
	Brown Brothers				
	Harriman & Co	1	(1)	–	–
	Citibank N.A.	7,404	(7,404)	–	–
	HSBC Bank Plc	11,449	(11,449)	–	–
		<u>\$ 26,317</u>	<u>\$ (26,317)</u>	<u>\$ –</u>	<u>\$ –</u>

Gross amounts not offset in the Statements of Financial Position					
Derivative Liabilities	Counterparty	Net Amounts of Liabilities presented in the Statements of Financial Position	Financial Instruments	Cash Collateral Pledged	Net Amount
Forward Currency Contracts	Bank of Montreal	\$ (68,286)	\$ 7,463	\$ –	\$ (60,823)
	Brown Brothers				
	Harriman & Co	(17)	1	–	(16)
	Citibank N.A.	(244,914)	7,404	–	(237,510)
	HSBC Bank Plc	(207,398)	11,449	–	(195,949)
		<u>\$ (520,615)</u>	<u>\$ 26,317</u>	<u>\$ –</u>	<u>\$ (494,298)</u>

4. REDEEMABLE UNITS

Description of Units — The number of units authorized to be issued is unlimited and shall be without par value. Each Unit represents an undivided beneficial interest in the Fund with the result that the amount payable to a Unitholder upon termination of the Fund will equal its share of the net asset value attributable to the relevant class of Units divided by all Units of the class then outstanding. Units will be issued in registered form and, unless specifically requested by subscribers, no certificates will be issued. The Fund's register of Unitholders will be conclusive evidence of ownership of a Unit and upon its issue a certificate (if requested) will be evidence of the position indicated on such register upon the date of the issue of the certificate.

Unitholders have limited voting rights and, pursuant to the Master Trust Deed, the vote of Unitholders may only be required in certain limited circumstances. In such circumstances a Unitholders resolution shall be passed either by vote or written consent comprising a majority in net asset value of the units of the Trust in issue. In certain circumstances where the Unitholders of a particular Series Trust only are affected, the Unitholders of such Series Trust are required to vote as a separate class by way of separate resolution or written consent comprising a majority in net asset value of the units of such Series Trust in issue.

Initial Offer of Units — The Fund has three classes of Units currently available for offer. Class A Units are denominated in AUD, Class B Units are denominated in NZD and Class C Units are denominated in US\$. Units were initially offered during the period from May 17, 2010 up to and including May 27, 2010 at the Initial Offer Price of AUD10.00 per Class A Unit, NZD10.00 per Class B Unit, and US\$10.00 per Class C Unit, plus a sales charge which was paid to Nomura Securities Co., Ltd. (the "Distributor"). The minimum purchase amount per investor was 100 Class A, 100 Class B or 100 Class C Units.

Subsequent Issue of Units — Additional Class A Units, Class B Units and Class C Units may be issued to Eligible Investors on any day on which banks in Luxembourg and New York are open for business (except December 24 in each year) and on which securities companies in Tokyo are open for business and/or such other day or days as the Management Company (or its delegate) may from time to time determine (a "Business Day") at an offering price equal to the net asset

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Business Day plus a sales charge which shall be paid to the Distributor. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units, with amounts in excess of 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units, being in integral multiples of 1 Class A Unit, 1 Class B Unit or 1 Class C Unit, or such other amount as the Management Company (or its delegate) may in its discretion determine.

Repurchase of Units — Units may be repurchased on each Business Day. A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") requesting that the Management Company (or its delegate) repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Management Company (or its delegate) determines generally or in any particular case or cases.

Distributions — The Management Company (or its delegate) may from time to time, after consultation with the Investment Manager, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realized capital gains of the Fund and in proportion to the number of Class A Units, Class B Units or Class C Units, as the case may be, held by each Unitholder. The Management Company (or its delegate), after consultation with the Investment Manager, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealized capital gains or capital of the Fund.

The Management Company (or its delegate) intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the 10th calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

During the year ended April 30, 2015, the Management Company declared and paid distributions of \$1,984,805 at a rate of \$0.7233 for Class A Units, \$328,352 at a rate of \$0.5762 for Class B Units, and \$1,950,748 at a rate of \$0.4800 for Class C Units.

During the year ended April 30, 2014, the Management Company declared and paid distributions of \$2,424,809 at a rate of \$0.7789 for Class A Units, \$346,836 at a rate of \$0.5920 for Class B Units, and \$1,983,910 at a rate of \$0.4800 for Class C Units.

Transactions in units for the year ended April 30, 2015 and net asset value per unit are as follows:

	Class A (AUD)	Class B (NZD)	Class C (US\$)
Number of units			
beginning of year	2,633,415	490,214	4,236,576
Issuance of units	920,390	249,690	2,838,375
Redemption of units	(705,855)	(97,790)	(2,746,558)
Number of units at			
April 30, 2015	<u>2,847,950</u>	<u>642,114</u>	<u>4,328,393</u>
Net asset value at			
April 30, 2015	<u>38,269,675</u>	<u>8,887,767</u>	<u>60,419,333</u>
Net asset value per unit at			
April 30, 2015	<u>13.44</u>	<u>13.84</u>	<u>13.96</u>
Net asset value (in US\$) at			
April 30, 2015	<u>\$30,110,578</u>	<u>\$6,747,148</u>	<u>\$60,419,333</u>
Net asset value (in US\$) per unit at			
April 30, 2015	<u>\$10.57</u>	<u>\$10.51</u>	<u>\$13.96</u>

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

Transactions in units for the year ended April 30, 2014 and net asset value per unit are as follows:

	Class A (AUD)	Class B (NZD)	Class C (US\$)
Number of units			
beginning of year	3,358,357	713,300	3,980,010
Issuance of units	989,660	109,620	2,336,406
Redemption of units	(1,714,602)	(332,706)	(2,079,840)
Number of units at April 30, 2014	<u>2,633,415</u>	<u>490,214</u>	<u>4,236,576</u>
Net asset value at April 30, 2014	<u>32,210,224</u>	<u>6,040,570</u>	<u>53,428,596</u>
Net asset value per unit at April 30, 2014	<u>12.23</u>	<u>12.32</u>	<u>12.61</u>
Net asset value (in US\$) at April 30, 2014	<u>\$29,892,703</u>	<u>\$5,197,307</u>	<u>\$53,428,596</u>
Net asset value (in US\$) per unit at April 30, 2014	<u>\$11.35</u>	<u>\$10.60</u>	<u>\$12.61</u>

The Fund's capital is primarily represented by these Redeemable Units. In accordance with the objectives outlined in Note 1 and the risk management policies in Note 3, the Fund endeavours to invest the subscriptions received from Redeemable Units into appropriate investments while maintaining sufficient liquidity to meet redemptions.

5. TRUSTEE, CUSTODY, AND ADMINISTRATOR FEES

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The following related party transactions occurred during the following periods.

Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited acts as trustee of the Fund. The Trustee receives a fee of 0.01% per annum of the average of the net asset values of the Fund on each Business Day of the relevant month. Such remuneration is calculated and paid monthly and is subject to a minimum annual fee of \$10,000. The fees earned by the Trustee during the years ended April 30, 2015 and 2014 and outstanding fees payable to the Trustee as of April 30, 2015 and 2014 have been disclosed in the statements of comprehensive income and the statements of financial position, respectively.

The Trustee has entered into a custodian agreement with the Custodian. The Custodian receives a fee calculated and paid monthly, which shall not exceed 0.30% per annum, based on the market value of the investments that the Fund may make in each relevant market and transaction volume, subject to an account minimum consolidated annual fee of \$5,000. The fees earned by the Custodian during the years ended April 30, 2015 and 2014 and outstanding fees payable to the Custodian as of April 30, 2015 and 2014 have been disclosed in the statements of comprehensive income and the statements of financial position, respectively.

The Management Company has entered into an administrative agency agreement with Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Administrator"). The Administrator receives a fund accounting administrator services fee calculated and paid monthly, at an annual maximum rate of 0.08% of the average of the net asset values of the Fund on each Business Day of the relevant month, subject to a minimum annual fee of \$80,000. The fees earned by the Administrator during the years ended April 30, 2015 and 2014 and outstanding fees payable to the Administrator as of April 30, 2015 and 2014 have been disclosed in the statements of comprehensive income and the statements of financial position, respectively.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED APRIL 30, 2015 (CONTINUED)****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

6. MANAGEMENT COMPANY AND INVESTMENT MANAGEMENT FEES

The Management Company is entitled to be paid monthly a fee amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the net asset values of the Fund on each Business Day of the relevant month. The fees earned by the Management Company during the years ended April 30, 2015 and 2014 and outstanding fees payable to the Management Company as of April 30, 2015 and 2014 have been disclosed in the statements of comprehensive income and the statements of financial position, respectively.

The Investment Manager receives an investment management fee of 1.00% per annum of the average of the net asset value of the Fund as of each Business Day in each month, payable in U.S. Dollars monthly, in arrears within 30 calendar days of the end of the relevant month. The fees earned by the Investment Manager during the years ended April 30, 2015 and 2014 and outstanding fees payable to the Investment Manager as of April 30, 2015 and 2014 have been disclosed in the statements of comprehensive income and the statements of financial position, respectively.

RREEF America L.L.C. (the "Investment Sub-Adviser") is entitled to be paid, out of the fees received by the Investment Manager under the Investment Management Agreement, a fee of an amount equivalent to 0.50% per annum of the average net asset value of the Fund as of each Business Day in each month.

7. AGENT COMPANY FEES

Nomura Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") was appointed as Agent Company pursuant to the Agent Company Agreement on March 29, 2010. The Agent Company receives a fee, calculated and paid monthly, of 0.50% per annum of the average of the net asset value of the Fund on each Business Day of the relevant month. The fees earned by the Agent Company during the years ended April 30, 2015 and 2014 and outstanding fees payable to the Agent Company as of April 30, 2015 and 2014 have been disclosed in the statements of comprehensive income and the statements of financial position, respectively.

8. SUBSEQUENT EVENTS

Management has performed a review of subsequent events through September 2, 2015, the date on which the financial statements were available to be issued.

Effective May 1, 2015 through September 2, 2015, there were subscriptions of \$2,796,954, \$94,152 and \$5,062,357 for Class A, Class B and Class C Units, respectively, and redemptions of \$6,318,296, \$1,484,012, and \$13,772,107 for Class A, Class B and Class C Units, respectively. There were distributions of \$598,469, \$89,785 and \$606,960 for Class A, Class B and Class C Units, respectively.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****PORTFOLIO OF INVESTMENTS****April 30, 2015****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

<u>Shares</u>	<u>Security Description</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Fair Value</u>
	COMMON STOCKS (97.8%)		
	AUSTRALIA (8.1%)		
	REITS (8.1%)		
343,179	Federation Centres Ltd.	0.8%	\$ 796,539
56,379	Galileo Japan Trust	0.1	83,395
152,257	Goodman Group	0.8	748,724
301,665	GPT Group	1.1	1,058,844
32,458	Investa Office Fund	0.1	95,001
254,772	Mirvac Group Class REIT	0.4	402,914
169,166	Novion Property Group	0.3	328,756
392,864	Scout24 Group	1.2	1,156,054
367,868	Stockland	1.3	1,265,107
261,108	Westfield Corp.	2.0	1,941,406
			<u>7,896,740</u>
	TOTAL AUSTRALIA		<u>7,896,740</u>
	CANADA (2.3%)		
	REAL ESTATE (0.5%)		
29,306	First Capital Realty, Inc.	0.5	484,261
	REITS (1.8%)		
19,773	Allied Properties Real Estate Investment Trust	0.7	650,695
19,516	Calloway Real Estate Investment Trust	0.5	491,464
64,993	Charwell Retirement Residences	0.6	646,416
			<u>1,788,575</u>
	TOTAL CANADA		<u>2,272,836</u>
	FINLAND (0.4%)		
	REAL ESTATE (0.4%)		
106,400	Citycon OYJ	0.4	343,671
	TOTAL FINLAND		<u>343,671</u>
	FRANCE (5.0%)		
	REITS (5.0%)		
5,226	Gecina S.A.	0.7	713,344
3,846	ICADE	0.4	332,885
30,000	Kiepert	1.5	1,449,814
2,540	Societe Fonciere Lyonnaise S.A.	0.1	117,946
8,040	Unibail-Rodamco SE	2.3	2,211,954
			<u>4,825,943</u>
	TOTAL FRANCE		<u>4,825,943</u>
	GERMANY (1.4%)		
	REAL ESTATE (1.4%)		
13,200	Deutsche Annington Immobilien SE	0.4	442,933
26,000	Deutsche Wohnen AG	0.7	680,486
15,000	TLG Immobilien AG	0.3	251,625
			<u>1,375,044</u>
	TOTAL GERMANY		<u>1,375,044</u>
	HONG KONG (1.2%)		
	REITS (1.2%)		
195,000	Link REIT	1.2	1,211,313
	TOTAL HONG KONG		<u>1,211,313</u>
	IRELAND (0.3%)		
	REITS (0.3%)		
200,000	Hibernia REIT Plc	0.3	276,793
	TOTAL IRELAND		<u>276,793</u>

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****PORTFOLIO OF INVESTMENTS (CONTINUED)****April 30, 2015****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

<u>Shares</u>	<u>Security Description</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Fair Value</u>
COMMON STOCKS (97.8%) (continued)			
JAPAN (6.5%)			
REITS (6.8%)			
65	Advance Residence Investment Corp. Class REIT	0.2%	\$ 152,814
126	Global One Real Estate Investment Corp.	0.5	442,022
454	Invesco Office J-Reit, Inc. Class REIT	0.5	432,543
191	Japan Logistics Fund, Inc. Class REIT	0.4	404,739
246	Japan Real Estate Investment Corp. Class REIT	1.2	1,161,607
474	Japan Retail Fund Investment Corp. Class REIT	1.0	1,008,384
295	Mori Hills REIT Investment Corp. Class A	0.4	405,344
103	Nippon Accommodations Fund, Inc. Class A	0.4	400,434
88	Nippon Building Fund Inc. Class REIT	0.5	436,825
145	Nomura Real Estate Office Fund, Inc. Class A	0.7	664,122
60	Premier Investment Corp. Class REIT	0.3	332,874
283	Sekisui House Reit, Inc. Class REIT	0.3	335,024
92	Top REIT, Inc. Class REIT	0.4	396,046
TOTAL JAPAN			<u>6,572,778</u>
			<u>6,572,778</u>
NETHERLANDS (0.5%)			
REITS (0.5%)			
8,320	Wendthave NV	0.5	<u>531,342</u>
TOTAL NETHERLANDS			<u>531,342</u>
SINGAPORE (1.6%)			
REAL ESTATE (0.1%)			
21,600	Global Logistic Properties Ltd	0.1	44,798
9,700	United Industrial Corp. Ltd.	0.0	<u>25,092</u>
			<u>69,890</u>
REITS (1.5%)			
161,400	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.3	300,658
103,200	CapitaCommercial Trust	0.1	131,924
211,100	CapitaMall Trust	0.4	348,662
116,000	CapitaRetail China Trust	0.2	151,786
61,000	Mapletree Commercial Trust	0.1	70,847
183,600	Mapletree Industrial Trust	0.2	222,932
57,400	Mapletree Logistics Trust	0.0	53,346
126,500	Suntec Real Estate Investment Trust	0.2	<u>168,864</u>
TOTAL SINGAPORE			<u>1,448,919</u>
			<u>1,518,809</u>
SPAIN (0.3%)			
REITS (0.3%)			
28,436	Lar Espana Real Estate Socimi S.A.	0.3	<u>333,243</u>
TOTAL SPAIN			<u>333,243</u>
SWEDEN (0.5%)			
REAL ESTATE (0.5%)			
30,800	Fabege AB	0.5	<u>467,825</u>
TOTAL SWEDEN			<u>467,825</u>
UNITED KINGDOM (7.3%)			
REAL ESTATE (0.8%)			
161,600	LXB Retail Properties Plc	0.4	352,377
187,000	Quintain Estates & Development Plc	0.3	275,186
23,600	ST Modwen Properties Plc	0.1	<u>157,368</u>
			<u>784,931</u>
REITS (6.5%)			
145,300	British Land Co Plc	1.9	1,854,230
9,850	Derwent London Plc	0.5	519,408

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****PORTFOLIO OF INVESTMENTS (CONTINUED)**

April 30, 2015

(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)

<u>Shares</u>	<u>Security Description</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Fair Value</u>
	COMMON STOCKS (97.8%) (continued)		
	UNITED KINGDOM (7.3%) (continued)		
	REITS (5.5%) (continued)		
61,000	Great Portland Estates Plc	0.8%	\$ 745,718
127,200	Hammerson Plc	1.3	1,304,449
89,000	Land Securities Group Plc	1.6	1,703,987
32,700	NewRiver Retail Ltd.	0.2	155,691
			<u>6,263,683</u>
	TOTAL UNITED KINGDOM		<u>7,068,614</u>
	UNITED STATES (62.1%)		
	REITS (62.1%)		
7,039	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	0.7	648,222
17,800	American Campus Communities, Inc.	0.7	719,476
95,147	American Realty Capital Properties, Inc.	0.9	859,653
20,567	American Residential Properties, Inc.	0.4	390,156
10,993	Apartment Investment & Management Co. Class A	0.4	417,844
35,415	BioMed Realty Trust, Inc.	0.6	734,507
17,310	Boston Properties, Inc.	2.4	2,298,941
46,366	Brandywine Realty Trust	0.7	675,380
13,588	Camden Property Trust	1.1	1,023,992
7,673	Chesapeake Lodging Trust	0.2	245,306
44,149	Corporate Office Properties Trust	1.2	1,168,624
64,904	CubeSmart Class A	1.5	1,505,773
74,109	DOR Corp.	1.3	1,264,300
70,507	DiamondRock Hospitality Co.	1.0	961,010
43,671	Duke Realty Corp.	0.9	869,926
25,600	DuPont Fabros Technology, Inc.	0.6	800,000
5,042	Equity LifeStyle Properties, Inc. Class A	0.3	268,537
65,502	Equity Residential	5.0	4,863,524
10,087	Essex Property Trust, Inc.	2.3	2,246,879
19,644	Extra Space Storage, Inc.	1.3	1,311,630
10,937	Federal Realty Investment Trust Class REIT	1.5	1,472,448
33,432	General Growth Properties, Inc.	0.9	917,708
13,303	HCP Inc.	0.6	538,239
26,883	Health Care REIT, Inc.	2.0	1,942,297
36,492	Healthcare Trust of America, Inc. Class A	1.0	946,238
41,450	Host Hotels & Resorts, Inc. Class REIT	0.9	843,922
34,141	Hudson Pacific Properties, Inc.	1.1	1,031,741
79,729	Kimco Realty Corp.	2.0	1,939,807
11,313	LTC Properties, Inc.	0.5	494,265
21,843	Macerich Co.	1.8	1,776,710
1,748	National Health Investors, Inc.	0.1	117,483
13,832	National Retail Properties, Inc. Class REIT	0.5	532,947
68,683	Paramount Group, Inc.	1.3	1,258,959
12,409	Pebblebrook Hotel Trust	0.5	536,937
10,090	Pennsylvania Real Estate Investment Trust	0.2	227,025
73,543	Prologis, Inc.	3.1	2,974,814
7,759	Public Storage	1.5	1,457,683
11,901	Regency Centers Corp.	0.8	751,191
13,526	RLJ Lodging Trust	0.4	403,751
33,366	Simon Property Group, Inc.	6.2	6,069,275
15,534	SL Green Realty Corp.	2.0	1,908,973
66,917	Spirit Realty Capital, Inc.	0.8	758,170
10,439	STORE Capital Corp.	0.2	219,532
82,233	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	1.0	960,482
54,207	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.9	852,134
12,987	Taubman Centers, Inc.	0.9	902,991
43,654	UDR, Inc. Class REIT	1.5	1,437,963
47,792	Ventas, Inc.	3.4	3,305,749
5,512	Vornado Realty Trust	0.6	573,799
			<u>60,426,913</u>
	TOTAL UNITED STATES		<u>60,426,913</u>
	TOTAL COMMON STOCKS (Cost \$94,583,453)		<u>\$ 95,121,854</u>

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****PORTFOLIO OF INVESTMENTS (CONTINUED)****April 30, 2015****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)**

<u>Shares</u>	<u>Security Description</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Fair Value</u>
PREFERRED STOCKS (2.0%)			
UNITED STATES (2.0%)			
REITS (2.0%)			
7,500	Chesapeake Lodging Trust	0.2%	\$ 197,700
4,522	CubeSmart	0.1	131,663
10,190	Inland Real Estate Corp.	0.3	270,748
10,065	Pebblesbrook Hotel Trust	0.2	266,723
16,031	Retail Properties of America, Inc.	0.5	461,392
24,962	WP GLIMCHER, Inc.	0.7	657,526
			<u>2,005,752</u>
TOTAL UNITED STATES			<u>2,005,752</u>
TOTAL PREFERRED STOCKS (Cost \$1,959,973)			<u>\$ 2,005,752</u>

OPEN FORWARD CURRENCY CONTRACTS (Total Fund)

<u>Buy</u>	<u>Counterparty</u>	<u>Contract Amount</u>	<u>Settlement Date</u>	<u>Sell</u>	<u>Contract Amount</u>	<u>Unrealized Appreciation</u>	<u>Unrealized (Depreciation)</u>	<u>Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)</u>	<u>% of Net Assets</u>
AUD	HSBC Bank Plc	330,000	05/06/2015	USD	256,637	\$ 2,979	\$ -	\$ 2,979	0.00
AUD	HSBC Bank Plc	10,561,000	05/06/2015	USD	8,331,573	-	(23,087)	(23,087)	(0.00)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	396	05/13/2015	USD	317	-	(6)	(6)	(0.00)
AUD	Citibank N.A.	33,024	05/15/2015	USD	26,012	-	(44)	(44)	(0.00)
CAD	Bank of Montreal	70,000	05/06/2015	USD	57,208	567	-	567	0.00
CAD	Bank of Montreal	2,188,000	05/06/2015	USD	1,806,249	-	(349)	(349)	(0.00)
EUR	HSBC Bank Plc	240,000	05/06/2015	USD	257,012	10,899	-	10,899	0.01
EUR	HSBC Bank Plc	7,523,000	05/06/2015	USD	6,431,177	-	(34,559)	(34,559)	(0.03)
GBP	HSBC Bank Plc	4,854,000	05/06/2015	USD	7,460,549	-	(19,975)	(19,975)	(0.02)
GBP	HSBC Bank Plc	150,000	05/06/2015	USD	223,416	6,515	-	6,515	0.01
JPY	HSBC Bank Plc	23,000,000	05/07/2015	USD	192,888	-	(1,002)	(1,002)	(0.00)
JPY	HSBC Bank Plc	741,000,000	05/07/2015	USD	6,193,581	-	(11,512)	(11,512)	(0.01)
SEK	HSBC Bank Plc	130,000	05/06/2015	USD	15,084	427	-	427	0.00
SEK	HSBC Bank Plc	5,279,000	05/06/2015	USD	633,388	-	(2,488)	(2,488)	(0.00)
SGD	HSBC Bank Plc	2,346,000	05/06/2015	USD	1,771,622	-	(2,393)	(2,393)	(0.00)
SGD	HSBC Bank Plc	80,000	05/06/2015	USD	59,114	1,218	-	1,218	0.00
USD	Bank of Montreal	1,776,177	05/06/2015	CAD	2,258,000	-	(87,499)	(87,499)	(0.00)
USD	HSBC Bank Plc	7,427,367	05/06/2015	GBP	5,004,000	-	(243,116)	(243,116)	(0.25)
USD	HSBC Bank Plc	627,144	05/06/2015	SEK	5,409,000	-	(18,267)	(18,267)	(0.02)
USD	HSBC Bank Plc	1,767,396	05/06/2015	SGD	2,426,000	-	(62,165)	(62,165)	(0.06)
USD	HSBC Bank Plc	8,337,346	05/06/2015	EUR	7,763,000	-	(327,142)	(327,142)	(0.34)
USD	HSBC Bank Plc	8,297,853	05/06/2015	AUD	10,891,000	-	(270,249)	(270,249)	(0.26)
USD	HSBC Bank Plc	6,372,136	05/07/2015	JPY	764,000,000	-	(1,819)	(1,819)	(0.00)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	205	05/11/2015	NZD	270	0*	-	0*	0.00
USD	Citibank N.A.	48,537	05/11/2015	NZD	63,900	60	-	60	0.00
USD	Citibank N.A.	20,704	05/12/2015	NZD	27,094	152	-	152	0.00
USD	Citibank N.A.	48,790	05/13/2015	AUD	60,940	866	-	866	0.00
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	151	05/15/2015	AUD	192	0*	-	0*	0.00
USD	Citibank N.A.	19,509	05/15/2015	AUD	24,768	33	-	33	0.00
USD	Bank of Montreal	2,143,727	06/04/2015	CAD	2,606,000	-	(6,305)	(6,305)	(0.01)
USD	HSBC Bank Plc	1,697,990	06/04/2015	SGD	2,250,000	2,273	-	2,273	0.00
USD	HSBC Bank Plc	7,084,663	06/04/2015	GBP	4,611,000	18,040	-	18,040	0.02
USD	HSBC Bank Plc	475,841	06/04/2015	SEK	3,970,000	1,857	-	1,857	0.00
USD	HSBC Bank Plc	6,436,556	06/04/2015	JPY	770,000,000	10,755	-	10,755	0.01
USD	HSBC Bank Plc	8,093,297	06/04/2015	EUR	7,221,000	30,762	-	30,762	0.03
USD	HSBC Bank Plc	8,124,187	06/04/2015	AUD	10,318,000	20,210	-	20,210	0.02
						<u>\$ 107,573</u>	<u>\$ (1,111,979)</u>	<u>\$ (1,004,406)</u>	<u>(1.03)</u>

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

NOMURA MASTER SELECT – GLOBAL REIT FUND**(A Cayman Islands Trust)****PORTFOLIO OF INVESTMENTS (CONTINUED)****April 30, 2015****(A U.S. Dollar-denominated Series Trust)****OPEN FORWARD CURRENCY CONTRACTS (Class A)**

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
AUD	Citibank N.A.	38,277,633	05/28/2015	USD	29,867,195	\$ 214,348	\$ –	\$ 214,348	0.22

OPEN FORWARD CURRENCY CONTRACTS (Class B)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
NZD	Citibank N.A.	9,221,973	05/28/2015	USD	7,090,595	\$ –	\$ (104,658)	\$ (104,658)	(0.11)

* Less than \$0.50 in unrealized appreciation/(depreciation) of open forward currency contracts.

**TOTAL FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE
THROUGH PROFIT OR LOSS****% OF NET
ASSETS****FAIR VALUE**

Total Common Stocks	97.8%	\$ 95,121,864
Total Preferred Stocks	2.0%	2,005,752
Total Unrealized Appreciation on Forward Currency Contracts	0.3%	321,921
Total Unrealized Depreciation on Forward Currency Contracts	(1.2)%	(1,216,637)
Cash and Other Assets in Excess of Liabilities	1.1%	1,044,159
Net Assets	100.0%	\$ 97,277,059

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年8月末日現在)

資産総額	109,034,870.27米ドル	13,212,845,579円
負債総額	31,777,008.64米ドル	3,850,737,907円
純資産総額（ - ）	77,257,861.63米ドル	9,362,107,672円
発行済口数	米ドル受益証券：3,734,873口	
	豪ドル受益証券：2,768,030口	
	N Z ドル受益証券：508,214口	
1口当りの純資産価格	米ドル受益証券：13.01米ドル	1,577円
	豪ドル受益証券：12.46豪ドル	1,078円
	N Z ドル受益証券：12.93N Z ドル	1,011円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ L-2-14 BP 403 シャルル・ド・ゴール通り2-8

(2-8 Avenue Charles de Gaulle BP 403 L-2-14, Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,102万円）で、2015年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約340万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2015年9月1日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティール・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング・ ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2015年9月1日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと
- 管理会社は、2015年8月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.9兆円です。

(2015年8月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,655,438,188.93米ドル
		1	305,318,029.38ユーロ
		2	3,122,209,441.00豪ドル
		1	113,437,329.28カナダドル
		1	747,687,760.74ニュージーランドドル
		1	113,783,146.44英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	19	1,569,525,491.99米ドル
		7	161,062,090.54ユーロ
		13	424,981,146,009円
		9	847,341,492.93豪ドル
		4	50,578,048.44カナダドル
		5	316,278,878.87ニュージーランドドル
		3	20,676,249.45英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	18	755,216,976.92米ドル
		1	343,371,598.88南アフリカ・ランド
		1	18,164,870.17ユーロ
		28	30,253,025,262円
		7	717,792,218.55豪ドル
		3	212,279,399.80ニュージーランドドル

管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配をします。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその

他の同種の経費を含みます。)または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2015年8月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝136.06円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		401,155	54,581	432,756	58,881
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	11	8,050,201	1,095,310	7,788,467	1,059,699
		8,451,356	1,149,891	8,221,223	1,118,580
前払費用		18,750	2,551	29,489	4,012
資産合計		8,470,106	1,152,443	8,250,712	1,122,592
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	51,023	375,000	51,023
準備金					
法定準備金	4	37,500	5,102	37,500	5,102
その他準備金	4	1,130,000	153,748	1,290,000	175,517
繰越損益	4	5,255,936	715,123	3,899,759	530,601
当期損益	4	633,681	86,219	1,196,177	162,752
		7,432,117	1,011,214	6,798,436	924,995
引当金					
納税引当金	5	807,746	109,902	1,222,740	166,366
		807,746	109,902	1,222,740	166,366
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	204,352	27,804	206,301	28,069
税金および社会保障債務					
税金債務		9,210	1,253	11,171	1,520
社会保障債務		16,681	2,270	12,064	1,641

	<u>230,243</u>	<u>31,327</u>	<u>229,536</u>	<u>31,231</u>
負債合計	<u>8,470,106</u>	<u>1,152,443</u>	<u>8,250,712</u>	<u>1,122,592</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2015年 3 月31日終了年度		2014年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	10、 11	379,754	51,669	242,513	32,996
人件費					
給与および賃金	9	811,587	110,425	757,768	103,102
給与および賃金にかかる 社会保障費	9	71,873	9,779	67,087	9,128
その他営業費用		25,000	3,402	10,417	1,417
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額		1,916	261	—	—
所得税	5	110,827	15,079	167,619	22,806
当期利益		633,681	86,219	1,196,177	162,752
費用合計		2,034,638	276,833	2,441,581	332,202
収益					
純売上高	1	2,025,472	275,586	2,275,971	309,669
金融固定資産からの収益	8	—	—	137,023	18,643
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、 11	9,166	1,247	28,587	3,890
収益合計		2,034,638	276,833	2,441,581	332,202

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2015年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

2014年3月31日現在の項目の一部は、比較のため、必要に応じて修正再表示されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2015年3月31日および2014年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2014年 3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759
前期の利益	—	—	1,196,177
資産税準備金の純取崩し	—	(305,000)	305,000
資産税準備金	—	145,000	(145,000)
2015年 3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2015年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,130,000ユーロであり、これは、2009年から2014年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2014年6月10日に行われた年次総会により、2008年の資産税準備金の全額である305,000ユーロが取り崩され、2014年度の資産税準備金として145,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6 - 買掛債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - その他利息およびその他金融収益

	2015年 3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年 3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	9,166	25,540
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	—	3,047
	9,166	28,587

注8 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	—	136,762
受取配当金	—	261
	<u>—</u>	<u>137,023</u>

注9 - スタッフ

2015年3月31日に終了した年度中、当社は6名を雇用していた。

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名であった。

注10 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	119,250	25,000
コンサルタント報酬	45,224	—
海外規制費用	104,173	119,228
その他費用	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

注11 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注12 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2015年3月31日現在、約16,039百万ユーロである（2014年：15,250百万ユーロ）。

注13 - 受取保証

当社は2014年4月23日に、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度としてノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが加算金を支払うことを保証する無期限の保証状をノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから受領した。保証状は、2015年3月27日をもって終了した。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		401,155	432,756
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques			
and cash in hand	11	8,050,201	7,788,467
		8,451,356	8,221,223
PREPAYMENTS		18,750	29,489
TOTAL (ASSETS)		8,470,106	8,250,712
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	1,130,000	1,290,000
Profit or loss brought forward	4	5,255,936	3,899,759
Profit or loss for the financial year	4	633,681	1,196,177
		7,432,117	6,798,436
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	807,746	1,222,740
		807,746	1,222,740
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	204,352	206,301
Tax and social security debts			
Tax debts		9,210	11,171
Social security debts		16,681	12,064
		230,243	229,536
TOTAL (LIABILITIES)		8,470,106	8,250,712

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	10, 11	379,754	242,513
Staff costs			
Salaries and wages	9	811,587	757,768
Social security on salaries and wages	9	71,873	67,087
Other operating charges		25,000	10,417
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings		1,916	---
Income tax	5	110,827	167,619
Profit for the financial year		633,681	1,196,177
TOTAL CHARGES		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,025,472	2,275,971
Income from financial fixed assets	8	---	137,023
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 11	9,166	28,587
TOTAL INCOME		<u>2,034,638</u>	<u>2,441,581</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2015

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

When necessary, some captions as at March 31, 2014 have been restated to allow comparison.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2015 and 2014, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759
Previous year 's profit	---	---	1,196,177
Net release of net worth tax reserve	---	(305,000)	305,000
Net worth tax reserve	---	145,000	(145,000)
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2015, the non-distributable reserve amounted EUR 1,130,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2009 to 2014.

As per Annual General Meeting held on June 10, 2014, the 2008 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 305,000 while a net worth tax reserve of EUR 145,000 was constituted for 2014.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2015 and 2014, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	9,166	25,540
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	---	3,047
	<u>9,166</u>	<u>28,587</u>

Note 8 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Net realised gain on financial fixed assets	---	136,762
Dividend received	---	261
	<u>---</u>	<u>137,023</u>

Note 9 – Staff

During the year ended March 31, 2015 , the Company has employed 6 persons.

The Company had 6 employees as of March 31, 2014.

Note 10 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
Domiciliation fees	119,250	25,000
Consultancy fees	45,224	---
Overseas regulation fees	104,173	119,228
Other charges	111,107	98,285
	<u>379,754</u>	<u>242,513</u>

Note 11 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2015 and 2014. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2015 and 2014 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 16,039 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 15,250 million).

Note 13 – Guarantee received

On April 23, 2014, the Company received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company would need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers. The guarantee letter was terminated with effective date on March 27, 2015.

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法律および規則の規定に従ってAIFを管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社および事務代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）

資本金の額

2015年6月末日現在、125万米ドル（約1億5,148万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）（以下「銀行および信託会社法」といいます。）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの子会社です。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドはまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者です。

(2) 保管会社および副事務代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
（Brown Brothers Harriman & Co.）

資本金の額

2015年6月末日現在、8億米ドル（約969億4,400万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドの関連会社であり、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関です。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2015年8月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年8月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2015年6月末日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社（1959年設立）および野村投資顧問株式会社（1981年設立）との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

(5) 副投資顧問会社

名称

RREEF アメリカ・エル・エル・シー

資本金の額

2015年6月末日現在、18,950万米ドル（約229億6,361万円）

事業の内容

RREEF アメリカ・エル・エル・シーは、米国デラウェア州に設立された有限責任会社であり、米国証券取引委員会に登録された投資助言会社です。副投資顧問会社は、1975年より機関投資家に不動産投資顧問業務を提供しており、さらに1993年より不動産証券の投資助言業務を提供しています。

(6) 名義書換代行会社

名称

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ

（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.）

資本金の額

2015年6月末日現在、1,209万米ドル（約14億6,507万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年に設立され、名義書換代行サービスを提供します。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社・事務代行会社

受託会社は、銀行および信託会社法の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの子会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者です。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかるとなる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません（かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます。）。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の受託会社を選任することができない場合、受託会

社は、後任の受託会社を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者は、随時、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任の後も、ファンドの受託者として行為した期間中において辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還適及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還適及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

事務代行会社は、ファンドの事務代行者として行為し、ファンドに関する事務管理業務（会計、純資産評価、受益証券の発行および買戻しならびに名義書換代行サービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従ってその他すべての管理業務を全般的に行います。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、事務代行会社契約に基づくその義務および責務を遂行するために行った作為、不作為、過失または遅延に起因する（判断ミスまたは法律の錯誤を含みますがこれらに限られません。）、ファンドの管理会社またはファンドの現在もしくは過去の受益者が被る可能性のある損失、被害または経費について、責任を負いません。ただし、事務代行会社がその義務および責務を遂行する際の故意による違法行為、背信または過失に直接起因する被害、損失または経費を除きます。事務代行会社は、ファンドの資産のみから補償を受け、管理会社または受託会社は直接の責任を負いません。また事務代行会社は、事務代行会社契約に基づくその義務および責務の遂行に関連するまたは起因する作為、不作為、過失もしくは遅延または請求、要求もしくは訴訟により発生したいかなる損失、請求、被害、債務または経費（合理的な専門家の報酬および経費を含みます。）も負うことはありません。ただし、事務代行会社がかかる義務および責務を遂行する際の、故意による違法行為、背信または過失によるものを除きます。

事務代行会社契約に従って、事務代行会社は、事務代行会社契約に起因するまたは関連する請求、訴訟または要求について、ファンドの資産のみに対して返還請求を行うことができ、その他のトラスト、シリーズ・トラスト、法人もしくはサブ・ファンドまたは管理会社もしくは受託会社の直接の資産に対しては返還請求を行うことはできません。ファンドの資産が枯渇した後も存在するかかる請求、訴訟または要求は、取り消されて消滅したとみなされます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務または責務の全部または一部を、いかなる者（その関係者および第三者を含みます。）に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。かかる任命された受任者の報酬および経費は、事務代行会社が得た報酬の中から支払われるものとします。事務代行会社は、かかる委託を行う場合、CIMAに対しては事前に書面により、受託会社、管理会社、ファンドのその他のサービス提供者および受益者に対してはかかる委託と同時に、通知するものとします。

事務代行会社は、事務管理委託に関する契約に基づき、受託会社の関連会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに、ファンドの会計および事務管理サービスを再委託しています。

(2) 保管会社・副事務代行会社

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めるとおり、ファンドの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した代理人側がなした故意による違法行為、背信または過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社が受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社に対し責任を負いません。

保管契約に基づき、受託会社は、保管契約に基づくその責務の遂行に関連して保管会社ならびにその代理人、被指名者、パートナー、従業員、役員および取締役の各々に対して発生したまたは主張され得るあらゆる請求および債務（専門家報酬および税金を含みます。）について、ファンドの資産のみから保管会社を補償し、受託会社は直接の責任を負いません。ただし、保管会社が保管契約に基づくその義務を遂行する際の、故意による違法行為、背信または過失によるものを除きます。

保管契約に基づき、保管会社は、保管契約に起因するまたは関連する請求、訴訟、要求または権利に関して、ファンドの投資資産のみに対して返還請求を行うことができ、受託会社に対して直接返還請求を行うことはできません。ファンドの投資資産が枯渇した後も存在するかかる請求、訴訟、要求または権利は、取り消されて消滅したとみなされます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、保管契約に基づく保管会社の一部または全部の義務を、自らに代わって遂行するのに適切であると考える副保管会社を任命することができます。保管会社は、合理的な方法、配慮および努力をもって適切な副保管会社を選定し、副保管会社が保管サービスを提供するのに適しているかどうかを、継続的に確認する責任を負います。保管会社は、各副保管会社を適切な水準で監督し、各副保管会社がその義務を十分に履行し続けていることを確認するために必要な定期的な調査を行うものとします。保管会社は、かかる委託を行う場合、ファンドのその他のサービス提供者に対して少なくとも1ヶ月前に通知するものとします。さらに、保管会社は、保管契約上の事務管理に関する規定の全部または一部の遂行のため、代理人（関係者および第三者）を任命および解任することができます。ただし、かかる任命により、保管契約に基づく保管会社の事務管理義務が免除されることはありません。

副事務代行会社は、事務管理委託に関する契約に基づき、事務代行会社より、ファンドに関する会計および事務管理サービスを再委託されています。副事務代行会社は、さらに、その名義書換代行業務の一部をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託しています。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しています。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求される日本語の目論見書をJSDAに提出すること。
- (b) ファンドの受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類をJSDAに提出すること。
- (d) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社（またはその受任者）は、代行協会員が代行協会員としての資格においてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社（またはその受任者）に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(4) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに上記「第二部 第1 2 (1) 投資方針」および「(5) 投資制限」に各々定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産に責任を負いかつこれを投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々について、その裁量で為替取引を行います。具体的には、投資顧問会社は、() ファンドの資産のほとんど（現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。）をREIT等に投資すること、() 為替取引を行うこと、ならびに() ファンドの現金残高を管理することに合意しています。

投資顧問会社は、投資顧問契約に基づくその責務を遂行する際に投資顧問会社が被る可能性のあるあらゆる被害、損失、債務、訴訟、手続、請求、費用および経費（合理的な弁護士報酬および専門家報酬を含みますがこれらに限られません。）について、ファンドの資産のみから補償を受け、管理会社または受託会社は直接の責任を負いません。ただし、投資顧問会社の故意の不履行、詐欺、背信、過失もしくは投資顧問契約の条項の重大な不履行、または投資顧問契約に基づくその義務もしくは責務の重大な過失、もしくは投資顧問契約の条項および本書に記載の投資目的および投資方針もしくは投資制限の不遵守によるものを除きます。投資顧問会社は、ファンドの資産のみから補償を受け、管理会社自身の口座においてもしくは管理会社が管理するその他の投資ファンドの管理会社として保有される資産または受託会社自身の口座においてもしくはその他のトラストの受託者として保有される資産に対して、返還請求を行うことはできません。ただし、管理会社または受託会社の故意の不履行、詐欺、背信、過失もしくは投資顧問契約の条項の重大な不履行に起因して、投資顧問会社が被る可能性のある被害、損失、債務、訴訟、手続、請求、費用および経費（合理的な弁護士および専門家の経費を含みますがこれらに限られません。）を除きます。

本規則に従うことを条件として、投資顧問会社は、その裁量および費用で、その責務または義務の全部または一部を、投資顧問会社が定める権限、責任および補償に関する条件で、委託する者（その関係者を含みます。）を任命することができます。投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもってかかる受任者の任命を行い、かかる受任者に委託された職務の遂行について、引続き責任を負うものとします。ただし、かかる受任者の任命および監督において、投資顧問会社の側に故意の不履行、詐欺または過失がない場合は、投資顧問会社は、かかる受任者の作為または不作為について責任を負わず、投資顧問契約の条項に従って管理会社から補償を受けるものとします。投資顧問会社は、かかる委託を行う場合、CIMA、管理会社、受託会社およびファンドのその他のサービス提供者に対して、事前に書面により通知するものとします。

(5) 副投資顧問会社

副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに上記「第二部 第1 2 (1) 投資方針」および「(5) 投資制限」に各々定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産（REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。）の投資について責任を負います。

副投資顧問会社は、副投資顧問契約に基づくその義務を遂行する際の訴訟、費用、請求、被害、経費または要求について、投資顧問会社から補償を受けます。ただし、副投資顧問会社の故意の不履行、詐欺または重大な過失によるものを除きます。

(6) 名義書換代行会社

名義書換代行会社は、受益証券の発行および買戻しに関するすべての業務の遂行、ならびに宣言された分配金および支払済分配金の記録の保管を全般的に行い、またルクセンブルグの法律に従ってマネー・ロンダリング防止および適合性の原則の規則を履行する責任があります。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約11,061であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事

務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF 1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF 4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（会社がユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも

も2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

- 6.1 免税会社
- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
 - (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
 - (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
 - (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

(vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

(e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。

(f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

(g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。

(h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

(i) 株式の買戻しも認められる。

(j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。

(k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

(l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。

(m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。

(n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

(a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

(b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

(c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

(e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

(f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

(a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う）を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2014年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改正)の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消することができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。

- (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。

9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。

9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
- (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行なったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行なったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または

買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、または会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
- (iv) 本規則、会社法（2013年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
- (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

(b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。

- (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
 - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手順および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手順および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。
- (3) ファンド証券の券面は原則発行されません。

独立監査人の報告書

ノムラ・マスター・セレクト・グローバル・リート・ファンド（以下「ファンド」という。）（ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラスト）の受託会社としてのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、ノムラ・マスター・セレクト・グローバル・リート・ファンド（以下「ファンド」という。）（ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラスト）の2015年4月30日時点の貸借対照表（投資有価証券明細表を含む。）、同日に終了した年度の包括利益計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して当財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、国際財務報告基準に従って、ノムラ・マスター・セレクト・グローバル・リート・ファンド（以下「ファンド」という。）（ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラスト）の2015年4月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、あらゆる重大な点において公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2015年9月2日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund")(a series trust of Nomura Master Select (the "Trust"))

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund") (a series trust of Nomura Master Select (the "Trust")), which comprise the statement of financial position, including the portfolio of investments, as at April 30, 2015 and the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to holders of redeemable units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's responsibility for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund")(a series trust of Nomura Master Select (the "Trust")) as at April 30, 2015, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers

September 2, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ノムラ・マスター・セレクト・グローバル・リート・ファンド（以下「ファンド」という。）（ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラスト）の受託会社としてのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、ノムラ・マスター・セレクト・グローバル・リート・ファンド（以下「ファンド」という。）（ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラスト）の2014年4月30日時点の貸借対照表（投資有価証券明細表を含む。）、同日に終了した年度の包括利益計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して当財務書類の作成および公正な表示ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、国際財務報告基準に従って、ノムラ・マスター・セレクト・グローバル・リート・ファンド（以下「ファンド」という。）（ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラスト）の2014年4月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、あらゆる重大な点において公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2014年8月19日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund")(a sub-trust of Nomura Master Select (the "Trust"))

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund") (a sub-trust of Nomura Master Select (the "Trust")), which comprise the statement of financial position, including the portfolio of investments, as at April 30, 2014 and the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to holders of redeemable units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's responsibility for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund")(a sub-trust of Nomura Master Select (the "Trust")) as at April 30, 2014, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers

August 19, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。